

目次

【1】資料解題	皆川満寿美	1
【2】男女共同参画基本計画と防災（復興）		3
【3】関係主体（行政府、男女共同参画局、立法府、当実行委員会）の動き		8
【4】6.11シンポジウム実行委員会などからの要望書		26
【5】第六次緊急提言「救済・支援・復興に男女共同参画の視点を」	日本学術会議	58
【6】「日本における災害予防、発生直後の対策、復興過程などにおけるジェンダー課題」	原ひろ子	62
【7】「東日本大震災に対応した男女共同参画局の取組」（9月2日版）	内閣府男女共同参画局	71
【8】関連国会質疑		117
【9】関連マスメディア等記事		144
【10】「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポジウム趣意書及び企画書		195
【11】実行委員一覧（団体・個人）		199
【12】6.11シンポ「ご参加くださった方へのアンケート」のまとめ		203

【1】資料解題

皆川満寿美

6.11シンポジウムでは、登壇者によるプレゼンテーション資料（パワーポイントまたは原稿・レジュメ）とともに、関連資料として、実行委員会による政府などへの要望書や内閣府男女共同参画局の取組、東日本大震災と男女共同参画に関するマスメディア関連記事なども収めた冊子を配布した（若干の別刷り資料あり）。その関連資料に、6月11日以降の情報を加えたものが、本報告書の資料編である。

以下簡単に所収資料についてふれる。

日本政府における男女共同参画社会／ジェンダー平等実現のための取組は、現在、「男女共同参画基本計画」（以下、「基本計画」）の策定とその実行を軸として行われている（男女共同参画基本計画の根拠法は、1999年に成立、施行された男女共同参画社会基本法）。「基本計画」は、計画期間を10年とし、5年ごとに改定が行われるものであり、現行計画は昨年（2010年）12月17日に閣議決定された第3次計画である。「基本計画」に災害関連の記述が入ったのは、第2次計画からであるが、本資料編の「【2】男女共同参画基本計画と防災（復興）」では、そのような中央政府の動きについて簡単にまとめた。（1）では、2次計画と3次計画を対照し、その異同について簡単にふれている（表の中で下線付き〈〉で記した）。3次計画は、おおむね2次計画の記述を引き継いでいるが、残念ながら「後退」と言わねばならない点がある。「復興支援」に関するものである（表中では★をつけて記載）。

次に、「（2）第3次男女共同参画基本計画策定経緯」として、3次計画の策定過程で出された2つの文書から、関連部分を抜粋した。

2010年12月17日に閣議決定された第3次「基本計画」の策定作業（第2次「基本計画」改定作業）は、2009年3月26日に開催された第31回男女共同参画会議における「基本的方向」（基本的考え方）の諮問（麻生太郎内閣総理大臣による）に始まるが、本格的な議論は、2009年5月より、「基本問題・計画専門調査会」（それまで置かれていた「基本問題専門調査会」を改称）において開始された。「基本問題・計画専門調査会」では、基本的方向性や枠組みについての議論、ワーキンググループを設置しての各府省ヒアリング（第2次計画フォローアップ）と重要論点の議論というかたちで作業を進め、2010年4月5日に「中間整理」を取りまとめ、同月15日の第34回男女共同参画会議で報告、パブリックコメント、公聴会を実施した後、同専門調査

会での審議を経て、7月23日開催の第35回男女共同参画会議で、「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」が答申された。

その後、同年8月にこの答申を踏まえた「施策募集」が行われたうえで、政府内での計画案策定作業に入り、同専門調査会（10月25日）、第36回男女共同参画会議（11月22日）での議論を経て、12月17日の第37回同会議で答申され、同日閣議決定が行われたものである。

（1）で特記した災害復興に関する記述の後退（★で記載）は、「中間整理」「基本的な考え方」においてすでに見出される。そして政府の「基本計画」案も、これを修正するものではなかった。

いっぽう、2011年7月29日に東日本大震災復興対策会議（本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官および復興担当大臣）が決定した「復興基本方針」には、男女共同参画関連の記述が相応に盛り込まれている。同基本方針は、この点では、3次計画よりも「進んだもの」とも言える。であるならば、かつて「防災基本計画」において行われたように、3次計画においても、災害復興に関し「追記」することが望まれる。

（3）では、日本政府の男女共同参画に関連した災害（復興）政策について、阪神淡路大震災から東日本大震災発災までの動きを簡単にまとめた。

【6】の原ひろ子の文章（後述）と合わせて利用してほしい。

【3】として、今回の大震災への男女共同参画政策関連の取組について、行政府（男女共同参画局を除く）、内閣府男女共同参画局、立法府、そして当実行委員会という4つの主体別に、時系列でのリストを作成した。男女共同参画局の動きについては同局に確認済みであるが、行政府、立法府の動きについては、インターネット上で公開されている資料（とその日時）から作成している。国会質問は、議事録検索システムで、東日本大震災、男女共同参画、女性、外国人などの語で検索した結果ヒットしたものの内容を検討し、記載している（したがって、掲載したもの以外にも、関連質疑が行われている可能性がある。収録漏れがあれば、申し訳なく思う）。質疑本文は、【8】として収録した。池坊保子衆議院議員による予算委員会での質疑は、8月21日時点でも衆議院の会議録議事情報一覧にアップロードされていないため、議員本人のブログに掲載されていたものを収録している（<http://yasukoikenobo.cocolog-nifty.com/blog/2011/07/post-b7ea.html>）。国会会議録に収録されるものが正本である。

6.11シンポジウム実行委員会のミッションは、単にこのシンポジウムを開催するというだけではなく、詳しくは【10】として収録した「趣意書及び企画書」を参照してほしいが、現在進行中の出来事としての東日本大震災で被災された方々の避難状況、その復興のあり方に対し、中央政府に要望し、提言していくことは、当実行委員会のもう一つの重要なミッションであった。要望活動は、シンポジウム開催前から開始され、シンポジウム当日にも取りまとめられ、その後も数次にわたり行われたが、それらは、復興基本法成立、（女性委員が一人しかいない）東日本大震災復興構想会議による復興構想取りまとめ、「復興基本方針」決定という進行に即応していた。【4】では、実行委員会等が提出したこれらの要望書を収録した。紙幅の制約から、レイアウト通りにしたものは一部である。まず、要望書タイトル、日付、提出先などを日付順にリストアップし、要望書本体を続けた（編集の都合上、レイアウト通りの4要望書をまず掲げているので、番号通りではないことに注意してほしい）。丸つき数字は、【3】の表における実行委員会部分での要望書のものと同じである。それぞれには適宜実行委員会名簿も添えたがここでは省略した。こうした要望活動を行ったのはもちろん私たちだけではないが、

【3】では、当実行委員会の活動と国会議員との連携、その結果としての政府関係文書上での動きを、多少なりともみてとることができるであろう。

復興構想会議提言や、復興基本方針などの政府文書については、男女共同参画局が作成し、8月5日に初版を公表した「東日本大震災に対応した男女共同参画局の取組」に、関連部分の抜粋が含まれているので参照してほしい（【7】として9月2日版を収録。http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_21.pdf）。この文書には、上記のみならず、これまで同局ならびに男女共同参画会議が発出してきた文書がすべて入っており、有用である（同局は、引き続きこの文書を更新する予定である）。

【5】は、日本学術会議（以下SCJと略）が7次にわたり公表した東日本大震災に関する「緊急提言」のうち、4月15日に出された第6次のものである。SCJは、3月18日に一般公開の緊急集会「今、われわれにできることは何か」を開催して、「緊急報告」を取りまとめ（「「今、われわれにできることは何か？」に関する緊急報告」。<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/k-110318.pdf>）、また東日本大震災対策委員会を設置して対応を審議し、各種の提言、見解等を公表しているが（詳しくは当該委員会のページを参照。

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/shinsai/shinsai.html>）、男女共同参画／ジェンダー平等に関する提言は、4月5日付けの第3次緊急提言（「東日本大震災被災者救援・被災地域復興のために」。<http://www.scj.go.jp/ja/info/jishin/pdf/t-110405-1.pdf>）において初めて登場した。第6次提言「救済・支援・復興に男女共同参画の視点を」とは、「人間の安全保障とジェンダー委員会、科学者委員会男女共同参画分科会及び社会学委員会ジェンダー研究分科会からの提案を踏まえて第三次緊急提言を被災地域の治安・犯罪防止という視点から補強し、男女共同参画対応を詳細化」（同対策委員会ページ）したものである（その後SCJは、6月5日付けで「提言「東日本大震災被災地域の復興に向けてー復興の目標と7つの原則ー」」を公表したが、「男女共同参画」は、提言（3）「「市町村と住民を主体とする計画策定」の原則」に登場している。<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/shinsai/pdf/110610t-2.pdf>）。

続く【6】は、原ひろ子当実行委員会事務局長が、6.11シンポジウムの共催組織でもある「人間の安全保障とジェンダー委員会」の委員として、その第9回会合（2010年11月30日）で報告した記録である（質疑応答、3.11以降の補足を含む）。【2】での関係年表（3）と合わせて利用してほしい。なお、SCJ発行の『学術の動向』2011年8月号では、「災害・紛争・復興とジェンダーー人間の安全保障の新地平」として特集が組まれており、この記録の短縮版の他、シンポジウム関係者の文章も掲載されていることをお知らせしておく。

【9】は、シンポジウム当日の冊子にも収録した「関連マスメディア記事」に、その後の動き、抜けていた記事などを加えた。【11】は当実行委員会の名簿である。立ち上げ時には参加団体40、個人参加20名であったものが、シンポジウム時には団体129、個人87となり、8月15日現在では団体133、個人107となった（他に、実行委員会内「作業チーム」メンバーの16名）。

最後に【12】として、6.11シンポジウム時に実施したシンポジウムについてのアンケートの回答をまとめた。このようなイベントの開催やその準備、運営などにも強い関心をもつ方々が回答してくださったようである。

以上でこの「資料編」の解題とする（【2】と【3】の作成、【8】と【9】の収集は皆川が行ったので、不備があれば皆川の責任であることを申し添える）。

【2】男女共同参画基本計画と防災（復興）

(1) 2次計画／3次計画対照表 （＜＞は皆川）

2次計画 (第12分野 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進)	3次計画 (第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進)
<目標> 男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念として、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」等を掲げている。また、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない旨も規定している。 これらの基本法の理念を踏まえ、最近における男女共同参画をめぐる社会経済情勢の変化を見ると、これまでに掲げた分野以外の施策においても男女共同参画の視点に立って新たに施策を立案・実施することが求められている分野がある。 これらの分野は、人々の暮らしの改善に直接つながる分野であり、女性の一層の参画が望まれており、男女がともに参画し、多様な発想、活動の活性化、国際競争力の向上を図ることによって、それぞれの分野の新たな発展を期待することができる。 本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。	<基本的考え方> 「地域」（地域コミュニティ）は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。こうした中で行政だけでなく、一人ひとりが加わって「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠である。 そのためには、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画（地域おこし・まちづくり・観光、消防団等防災分野への女性の参画、子育て支援活動への男性の参画等）により、男女共同参画の視点を反映させることが必要である。 このため、男女共同参画についての意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。男女共同参画の視点に立った地域や分野横断的なネットワークの構築、地域の男女共同参画拠点の活性化、地方公共団体における男女共同参画行政の積極的推進等を図り、全ての人々にとって身近な男女共同参画を推進する。 また、防災・環境等の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがあるが、組織の運営や活動の進め方において男女共同参画を推進する。
	<成果目標> 女性委員のいない都道府県防災会議の数 13（平成21年）→0（平成27年） 全国的女性消防団員 19,103人（平成22年）→10万人
施策の基本的方向 (2) 防災（災害復興を含む） 国連防災世界会議（平成17年1月）において我が国が「防災協力イニシアティブ」を発表したが、その中に防災分野における社会的性別の視点を明記している。災害発生時の経験から、被災時には増大した家庭の責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（災害復興）体制を確立する。	4 防災における男女共同参画の推進 施策の基本的方向 被災時には、増大した家庭の責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。 ＜2次計画から引き継ぐ。『防災協力イニシアティブ』に関する記述は「具体的施策」において、「国際的な防災協力における男女共同参画視点での援助」として入る。「防災（災害復興）体制」という表現が「防災（復興）体制」に変わる。＞

具体的施策 ○防災分野における女性の参画の拡大 ・防災基本計画に規定した男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について、地方公共団体に対して地域防災計画に規定するよう要請する等、その推進を図る。【内閣府・総務省】 ・防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。【内閣府、関係府省】 ○防災の現場における男女共同参画 ・防災における女性高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図る。【内閣府、関係府省】 ・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。【内閣府、総務省】 ・地域コミュニティにおける防災活動の意義は大きく、男女の参画や災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。【内閣府、関係府省】 ・災害復興に当たるボランティア、NPO、NGOとの連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた復興支援が行われるよう努める。【内閣府、関係府省】 ・消防職員・警察官・自衛官等について、防災の現場に女性職員が十分に配置されるよう、採用・登用の段階も含め留意する。また、その職業能力の向上についても配慮する。【警察庁、総務省、防衛省】 ・消防団における女性の活躍を促進し、全国の女性消防団員を将来的に10万人以上にする。（平成16年1.3万人）【総務省】 ○国際的な防災協力における男女共同参画等 ・「防災協力イニシアティブ」に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。【外務省、関係府省】	具体的施策 ア 防災分野における女性の参画の拡大 ・地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る。【内閣府、総務省】 ＜2次計画での「男女のニーズの違い」という言い方が「男女共同参画の視点」に取り替えられる。＞ ・防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。【内閣府、関係府省】 ＜2次計画と同じ。＞ イ 防災の現場における男女共同参画 ・災害時における女性高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、女性、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図る。【内閣府、関係府省】 ＜「女性、高齢者、外国人等の視点も踏まえる」の箇所に「女性」が加わる。＞ ・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。【内閣府、総務省】 ＜2次計画に同じ。＞ ・男女の参画や、災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。【内閣府、関係府省】 ＜若干の語句変更。＞ ・避難場所や災害ボランティア活動などの場において、安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう図る。【内閣府、関係府省】 ＜新設＞ ＜★「災害復興に当たるボランティア、NPO、NGOとの連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた復興支援が行われるよう努める。【内閣府、関係府省】」が削られる。＞ ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等 ・「防災協力イニシアティブ」（平成17年1月18日）に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。【外務省、関係府省】
---	---

（2）第3次男女共同参画基本計画策定経緯

■基本問題・計画専門調査会3次計画中間整理（10/04/15）；パブリックコメント、公聴会にかけられる

第13分野 「地域における男女共同参画の推進」

Ⅰ これまでの施策の効果と、「地域における男女共同参画の推進」が十分に進まなかった理由

1 第2次基本計画「12.新たな取組を必要とする男女共同参画の推進」において、防災、地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画を推進することとした。

防災分野については、男女共同参画の視点が地方公共団体レベルで盛り込まれつつあるが、こうした取組が必ずしも現場レベルで定着しておらず、また、政策・方針決定過程に関わる女性の割合もかなり低い状況にある。（以下略）

2 地域における男女共同参画の推進が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 地域や地域に住む人々の課題解決のための施策や活動の中で男女共同参画の重要性が十分意識されていない。
- (2) 地域活動への参加には性別・世代の偏りがある。
- (3) PTA、自治会、消防団等地域の方針決定過程において女性の活躍の場が乏しく、事実上閉ざされている場合もある。
- (4) 根強い固定的性別役割分担意識により、女性リーダーが育成されていない場合がある。
- (5) 地域における男女共同参画の推進体制が十分ではなく、幅広い分野の関係機関やNPO等との連携・協働も不十分である。
- (6) 地方公共団体における男女共同参画施策の推進についての優先度、熱意にばらつきがみられる。

Ⅱ 今後の目標

「地域」（地域コミュニティ）²³は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。こうした中で「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠である。

そのためには、地域における方針決定過程（自治会、農業委員等）への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画（地域おこし・まちづくり・観光、消防団等防災分野への女性の参画、子育て活動への男性の参画等）により、男女共同参画の視点を反映させることが必要である。

このため、意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。男女共同参画の視点に立った地域や分野横断的なネットワークの構築、地域の男女共同参画拠点の活性化、地方公共団体における男女共同参画行政への積極的推進等を図り、あらゆる人々にとっての身近な男女共同参画を推進する。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

4 防災

(1) 施策の基本的方向

被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（災害復興）体制を確立する。

(2) 具体的な取組

① 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、防災計画等に男女共同参画の視点や、高齢者・外国人等の視点が反映されるよう働きかける。

②消防職員・警察官・自衛官等について、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意する。また平時訓練などその職業能力の向上についても配慮する。

■基本問題・計画専門調査会3次計画調査会答申（10/07/22）

第14分野「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」

Ⅰ これまでの施策の効果と、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が十分に進まなかった理由

1 第2次基本計画「12.新たな取組を必要とする男女共同参画の推進」において、防災、地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画を推進することとした。

（中略）

防災分野については、男女共同参画の視点が地方公共団体レベルで盛り込まれつつあるが、こうした取組が必ずしも現場レベルで定着しておらず、また、政策・方針決定過程に関わる女性の割合もかなり低い状況にある。

2 これらの分野における男女共同参画、とりわけ地域における男女共同参画の推進が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

(1) 地域や地域に住む人々の課題解決のための施策や活動の中で男女共同参画の重要性が十分意識されていない。

(2) 地域活動への参画には性別・世代の偏りがある。

(3) PTA、自治会、消防団等地域の方針決定過程において女性の参画の機会が乏しく、事実上閉ざされている場合もある。

(4) 根強い固定的性別役割分担意識により、女性リーダーが育成されていない場合がある。

(5) 地域によっては、男女共同参画の推進拠点である女性センター・男女共同参画センターの位置づけが確立していないところもあるなど推進体制がまだ十分ではなく、幅広い分野の関係機関やNPO等との連携・協働も不十分である。

(6) 地方公共団体における男女共同参画施策の推進についての優先度、熱意にばらつきがみられる。

Ⅱ 今後の目標

「地域」（地域コミュニティ）は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。こうした中で行政だけでなく、一人ひとりが加わって「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠である。

そのためには、地域における方針決定過程（自治会、農業委員等地域住民が担う様々な行政関連の委員会・協議会等）への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画（地域おこし・まちづくり・観光、消防団等防災分野への女性の参画、子育て支援活動への男性の参画等）により、男女共同参画の視点を反映させることが必要である。

このため、意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。男女共同参画の視점에立った地域や分野横断的なネットワークの構築、地域の男女共同参画拠点の活性化、地方公共団体における男女共同参画行政への積極的推進等を図り、あらゆる人々にとっての身近な男女共同参画を推進する。

また、防災、環境等の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがあるが、組織の運営や活動の進め方において男女共同参画を推進する。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

4 防災における男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（災害復興）体制を確立する。

（2）具体的な取組

- ①防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、防災計画等に男女共同参画の視点や、高齢者・外国人等の視点が反映されるよう働きかける。
- ②避難場所や災害ボランティア活動などの場において、男女共同参画の視点からの配慮がなされ、女性の安全が保たれるよう図る。
- ③消防職員・消防団員・警察官・自衛官等について、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意する。また、平時訓練などその職業能力の向上についても配慮する。

（3）日本政府の動き；阪神淡路大震災から東日本大震災発災まで（全国知事会調査含む）

1995年1月17日 阪神淡路大震災。

2002年10月 男女共同参画会議「影響調査事例研究ワーキングチーム」、「阪神・淡路大震災の被災および復興状況」に関し地方自治体へのヒアリング（～2003年。計4回）。

2004年10月23日 新潟県中越地震。男女共同参画局は、現地対策本部に「女性の視点」担当職員を派遣（2週間）。新潟県等に女性の相談窓口を設置。現地派遣の報告等を踏まえ、男女共同参画局長から、防災担当政策統括官に「防災行政における男女共同参画の視点の反映」提言（1. 防災基本計画等の策定過程に「女性の視点」を明確に反映できるような措置を講ずるとともに、「女性の視点」を明確に位置づけること。2. 地方公共団体等の災害発生時の各種対応マニュアル等に「女性の視点」からのニーズを把握し迅速に対処できる仕組みを盛り込めるよう、支援を行うこと。3. 「女性の視点」を反映できるよう、防災部局の女性職員の割合を高め、管理職登用を進めること。）。

2004年12月26日 スマトラ島沖大地震（インド洋津波）。

2005年1月18日 国連防災会議@神戸にて、「防災協力イニシアティブ」提唱。「11. 基本方針」に「2. 人間の安全保障の視点」とならんで「3. ジェンダーの視点」明記。また、成果文書「災害に強い国・コミュニティの構築:兵庫行動枠組2005-2015」に、ジェンダーの視点が盛り込まれる。

2005年2月 国連女性の地位委員会（CSW）、「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」採択、「インド洋津波災害を含む災害後の救済・回復・復興取組におけるジェンダー視点の統合」が入る。日本政府は共同提案。

2005年7月 中央防災会議、『防災基本計画』において「女性の参画・男女双方の視点」を明記。

2005年12月 第2次男女共同参画基本計画閣議決定。第12分野において、「防災（災害復興を含む）」入る。

2008年2月 中央防災会議、『防災基本計画』に、防災・災害復興関連の政策決定過程において女性の参画を促進するよう追記。

2008年2月 全国知事会男女共同参画特別委員会、「防災分野における男女共同参画の推進に関する調査」実施。

2008年12月 全国知事会男女共同参画特別委員会、災害対策特別委員会、「女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査結果について—防災分野における男女共同参画の取組について」公表（調査実施は9月）。

2010年12月17日 第3次男女共同参画基本計画閣議決定。第14分野において「防災（復興）」策定。

2011年3月11日 東日本大震災。

【3】関係主体（行政府、男女共同参画局、立法府、当実行委員会）の動き

（＊発災から8月30日まで）

	行政府の動き（復興構想会議を含む。男女共同参画局を除く）	内閣府男女共同参画局の動き
03月11日 東日本大震災発災		
03月16日		・「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について（避難所等での生活に関する対応の依頼）」発出。「関係機関」宛て（ http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_01.pdf ）。
03月17日		・上記文書発出について、3.17発行の男女共同参画情報メール第238号にて言及（これ以降も、取り組み状況について告知。 http://www.gender.go.jp/main_contents/magazine/mail0238.html ）。 ・上記メールマガジンにて、女性の視点に立った災害対応について情報提供（民間のものを含め、ウェブサイト、インターネット上の資料を紹介）。
03月18日		・宮城政府現地対策本部に職員を派遣。
03月20日		
03月23日		
03月24日		・「女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について」発出。「関係機関」宛（ http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_02.pdf ）。
03月30日		・「暴力に関する相談・女性の相談窓口等について」被災地版（岩手県、宮城県、福島県）発出。相談窓口の公表。
03月31日	・内閣官房に「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」設置、第1回会議（議長；内閣官房副長官補（内政）、構成員；内閣官房内閣審議官、内閣府男女共同参画局長、警察庁生活安全局長、金融庁総務企画局総括審議官、消費者庁次長、総務省大臣官房総括審議官、法務省大臣官房長、外務省総合外交政策局長、文部科学省スポーツ・青少年局長、厚生労働省職業安定局長、経済産業省技術総括審議官、国土交通省政策統括官、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長、防衛省大臣官房長； http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hisaitiwc/index.html ）。	・「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」に局長参加。

	立法府での質疑・立法	6.11シンポジウム実行委員会の動き
03月11日 東日本大震災発災		
03月16日		
03月17日		
03月18日		
03月20日		・実行委員会準備会発足。
03月23日	・赤嶺政賢議員（共産党）質疑（衆議院外務委員会）。	
03月24日		
03月30日		
03月31日	・糸数慶子議員（無所属）質疑（参議院内閣委員会）。	

	行政府の動き（復興構想会議を含む。男女共同参画局を除く）	内閣府男女共同参画局の動き
04月01日		・男女共同参画局ウェブサイト「東日本大震災への男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援等について」ページ設置 (http://www.gender.go.jp/saigai.html)。以下「東日本大震災ページ」と略）。発出文書など掲載。
04月04日		・事務連絡「東日本大震災に関しての女性や子育てのニーズを踏まえた被災者支援等について」発出（各都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課宛。 http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_06.pdf ）。
04月06日	・「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」、「被災地等における安全・安心の確保対策」決定（5.11改定。5.11、7.11にフォローアップ。 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hisaitiwg/index.html ）。	
04月11日	・東日本大震災復興構想会議の設置を閣議決定（持ち回り閣議）。委員発表。女性は内館牧子氏1名、「検討部会」には2名（都市計画家の西郷真理子氏、東京大学大学院教授の白波瀬佐和子氏。 http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/ ）。	・地方紙に女性の悩み相談窓口を記載する政府広報掲載。 ・「壁新聞第3号」（政府広報）に女性の悩み相談について掲載。
04月14日	・第1回東日本大震災復興構想会議開催、「東日本大震災による被災地域の復興に向けた指針策定のための復興構想について」諮問（ http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/kousou1/siryou3.pdf ）。	
04月20日		
04月21日		
04月22日		
04月25日		・被災地において、女性に配慮した避難所等での支援等に関する情報交換会開始（現地対策本部に交代で常駐する職員と関係団体による）。
04月26日		・「壁新聞第7号」に「女性・子育て中の方へのお役立ち情報」掲載。 ・「生活支援ニュース第4号」（厚生労働省）で女性と子どもの安全について特集。 ・「東日本大震災ページ」に「復興・生活再建への女性の視点:阪神・淡路大震災等における参考事例」掲載。有識者からのヒアリングをもとに、阪神・淡路大震災における課題解決事例の紹介（ http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_10.pdf ）。

	立法府での質疑・立法	6.11シンポジウム実行委員会の動き
04月01日		・準備会メンバー、「女性と健康ネットワーク」とともに被災地訪問（福島県、宮城県）。
04月04日		・日本学術会議「人間の安全保障とジェンダー委員会」「東北大学GCOEプログラム『グローバル時代の男女共同参画と多文化共生』」に対し、シンポジウム共催を非公式に申し入れ。
04月06日		
04月11日		・18:00～20:00、学校法人城西大学紀尾井町キャンパスにて、「災害とジェンダー」勉強会開催。実行委員会準備会と城西国際大学ジェンダー・女性学研究所との共催。
04月14日		
04月20日	・古屋範子議員（公明党）質疑（衆議院厚生労働委員会）。	
04月21日	・糸数慶子議員（無所属）質疑（参議院内閣委員会）。	・実行委員会を正式に立ち上げ。参加団体40、個人参加20名。
04月22日	・衆議院本会議において、「東日本大震災に関する決議」を全会一致で可決。総理大臣所見。	
04月25日		
04月26日	・糸数慶子議員（無所属）質疑（参議院内閣委員会）。	

	行政府の動き（復興構想会議を含む。男女共同参画局を除く）	内閣府男女共同参画局の動き
同上		・男女共同参画会議有識者議員4名（鹿嶋敬、岡本直美、辻村みよ子、山田昌弘）により「東日本大震災の復興に当たって（提言）～復興に男女共同参画の視点を～」提出（官房長官、被災3県、仙台市などへ送付。 http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_09.pdf ）。
04月28日		・「東日本大震災ページ」に「東日本大震災への女性のニーズに対応した支援について（4月28日時点）」、「被災者の多様なニーズに対応した支援について（4月28日時点）」掲載。政府が行っている女性被災者への支援についてとりまとめたもの。男女局の他、警察庁生活安全局、警備局、農林水産省経営局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局等による対応。両文書はこの後も継続的に更新（ http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_11.pdf 、 http://www.gender.go.jp/saigai2.html 、 http://www.gender.go.jp/pdf2/needs_20110428.pdf ）。
05月01日		
05月06日		
05月09日		・「東日本大震災ページ」で「東日本大震災に関する新たな事業の実施について」告知（女性の悩み・暴力相談、アドバイザー派遣。 http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_12.pdf ）。
05月10日	・第4回復興構想会議。復興7原則とりまとめ、公表（ http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/kousou4/7gensoku.pdf ）。関連記述なし。	・広報誌『共同参画』4・5月号発行。「インフォメーション」ページで「東日本大震災ページ」開設について告知（ http://www.gender.go.jp/main_contents/category/kyodo/201104/201104_16.html ）。 ・東日本大震災における女性の悩み・暴力相談事業開始（岩手県・盛岡市と共同）。 ・アドバイザー派遣事業開始。
05月11日		・女性の就労支援等に有用な情報の一覧を取りまとめたウェブページを設置。「東日本大震災ページ」にてリンク（ http://www.gender.go.jp/w_support.html ）。
05月13日	・菅内閣、「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案」（閣法第70号）を衆議院に提出。	
05月18日		

	立法府での質疑・立法	6.11シンポジウム実行委員会の動き
同上		
04月28日		
05月01日	・吉田忠智議員（社会民主党）質疑（参議院予算委員会）。	
05月06日		・科学研究費補助金基盤研究（B）「ジェンダーと災害復興—制度設計と生活再建をめぐる課題に関する国際比較研究」との共催を申し入れ。
05月09日		・民主党女性議員と面談。要望書①提出。
05月10日		・ジェンダー法学会の後援決定。
05月11日	・古屋範子議員（公明党）質疑（衆議院厚生労働委員会）。 ・大口善徳議員（公明党）質疑（衆議院法務委員会）。	
05月13日	・菅内閣、「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案」（閣法第70号）を衆議院に提出。	・与謝野馨内閣府特命担当大臣（男女共同参画）と面談、要望書②提出。
05月18日	・自民党、「東日本大震災復興再生基本法案」（衆第8号）を衆議院に提出。	

	行政府の動き（復興構想会議を含む。男女共同参画局を除く）	内閣府男女共同参画局の動き
同上		
05月19日		
05月20日	・平成23年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」の「8. 被災者対策全般に係る事項（7）男女共同参画の推進等」にて「避難所運営や生活の再建に当たっては、男女共同参画の視点に留意し、子ども、女性、高齢者、障害者等多様な人々のニーズに配慮するとともに、こうした人々の参画を促進する」と記述（p.28。http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2011/0520torikumi.pdf）。	
05月23日		・「東日本大震災ページ」に「東日本大震災における女性の視点・ニーズを反映した避難所での好事例（5.23時点）」掲載（http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_13.pdf）。 ・与謝野馨内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、奥山恵美子仙台市長と意見交換（http://www.cao.go.jp/minister/1101_k_yosano/photo/2011-004.html）。
05月25日		
05月27日		・「東日本大震災ページ」に「東日本大震災復興に向けてのシンポジウム in 宮城～今こそ女性のパワーを発揮しよう～」開催告知を掲載（6月28日13:30～16:30、仙台メディアテーク1階オープンスクエア。http://www.gender.go.jp/symposium_miyagi.html）。
05月29日	・第7回復興構想会議。「これまでの審議過程において出された主な意見～「復興構想7原則」と「5つの論点」～」発表（http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/kousou7/omonaiken.pdf）。「5つの論点」では、「地域づくり(まちづくり・むらづくり)」の＜復興事業の担い手や合意形成プロセス＞において、「地域づくりにおいては、女性や高齢者、障害者など多様な人々が合意形成プロセスに積極的に参画することにより、生涯現役社会や男女共同参画社会といった真の参画型社会の形成を目指すことが重要である」と記述。	

	立法府での質疑・立法	6.11シンポジウム実行委員会の動き
同上	・福島みずほ議員（社会民主党）、意見表明。 神本美恵子議員（民主党）、意見交換（参議院 共生社会・地域活性化に関する調査会）。	
05月19日	・衆議院本会議において、「東日本大震災復興 特別委員会」設置。 ・公明党、「東日本大震災復興基本法案骨子」 を公表。	・12:00～13:30、参議院議員会館B106会議 室にて院内集会「男女共同参画の視点から問う災 害の現状と今後の課題～女性議員とともに考え る」開催。「院内集会参加者」としての要望書 ③④を取りまとめ。
05月20日	・平山幸司議員（民主党）質疑（参議院予算委 員会）。	・要望書③④を関係閣僚、国会議員、委員などに 提出。
05月23日		
05月25日	・井戸まさえ議員（民主党）質疑（衆議院内閣 委員会）。	
05月27日		
05月29日		

	行政府の動き（復興構想会議を含む。男女共同参画局を除く）	内閣府男女共同参画局の動き
05月31日		
06月02日		
06月06日		・清原桂子男女共同参画推進連携会議議員名での提言「東日本大震災復興へ、女性の視点と力を」提出。浅野幸子（全国地域婦人団体連絡協議会事務局・研究員）、黒田裕子（特定非営利活動法人阪神高齢者・障害者支援ネットワーク理事長）、宗片恵美子（特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事）、原ひろ子（女性と健康ネットワーク副代表）、山地久美子（関西学院大学災害復興制度研究所研究員）の各氏とともに取りまとめ。「東日本大震災ページ」に掲載（ http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_14.pdf ）。
06月09日		
06月10日		
06月11日	・第9回復興構想会議。御厨議長代理から「復興への提言」骨子（たたき台）」出る（ http://www.cas.go.jp/jp/fukukou/pdf/kousou9/mikuriya.pdf ）。「本論 2. くらしとしごとの再生」の「地域包括ケア」で「保健・医療、介護・福祉分野を復興期における地域の基幹産業の一つに位置付け、若者・女性等の雇用を確保」と記述されたが、「5つの論点」より後退。	
06月13日		

	立法府での質疑・立法	6.11シンポジウム実行委員会の動き
05月31日	・ みんなの党、「東日本大震災復興の基本理念及び特別の行政体制に係る基本方針等に関する法律案」（参第5号）を参議院に提出。	
06月02日		・ 奥山恵美子仙台市長へのインタビューと現地取材（仙台市、亶理町）。
06月06日		
06月09日	・ 政府案、野党案撤回。東日本大震災復興特別委員会に民主党、自由民主党及び公明党から「東日本大震災復興基本法案起草案」提出、これを委員会提出法律案とすることに決定。「東日本大震災復興基本法案提出」（衆法第13号、http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g17701013.htm）。第2条（基本理念）の2において、「国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」と入る。 ・ 中村博彦議員（自民党）質疑（参議院厚生労働委員会）。	
06月10日	・ 東日本大震災復興基本法案、衆議院本会議で可決。	
06月11日		・ 10：00～16：45、日本学術会議講堂にて「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポジウム開催（http://www.scj.go.jp/ja/event/houkoku/110611houkoku.html）。参加者約350名。実行委員会参加団体129、個人参加87名（6月10日現在）。要望書⑤（提言）取りまとめに向けての意見交換。昼の休憩時間に記者と懇談、12社などから14人参加。
06月13日	・ 参議院本会議にて「東日本大震災復興特別委員会」設置。翌14日から東日本大震災復興基本法案集中審議。	・ 要望書⑤を国会議員・関係閣僚などに提出。

	行政府の動き（復興構想会議を含む。男女共同参画局を除く）	内閣府男女共同参画局の動き
06月14日		
06月15日		
06月16日		
06月20日		
06月21日		・2011年版男女共同参画白書閣議決定、公表。 「東日本大震災ページ」に、関連部分の抜粋として「防災（災害復興を含む）」を掲載（ http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_16.pdf ）。
06月23日		・「男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について」発出。被災三県と仙台市宛（ http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_15.pdf ）。
06月24日	・「東日本大震災復興基本法」公布、施行。内閣官房に「東日本大震災復興対策本部」発足。復興構想会議が法的存在となる。	
06月25日	・第12回東日本大震災復興構想会議。「復興への提言～悲惨のなかの希望～」取りまとめ（ http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/fukkouhenoteigen.pdf ）。「住民間の合意形成とまちづくり会社等の活用」「地域包括ケアを中心とする保健・医療、介護・福祉の体制整備」などで関連記述。「地域包括ケアと社会的包摂の推進」では、「とりわけ、男女共同参画の視点は忘れてはならない」と入る。	
06月27日	・東日本大震災復興担当大臣に松本龍環境・内閣府特命担当（防災）大臣。東日本大震災復興対策本部宮城現地対策本部長に末松義規内閣府副大臣。	
06月28日		・「東日本大震災復興に向けてのシンポジウム in 宮城～今こそ女性のパワーを発揮しよう～」開催（ http://www.gender.go.jp/reconst_sympo_miyagi.html ）。

	立法府での質疑・立法	6.11シンポジウム実行委員会の動き
06月14日	・ 岡崎トミ子議員（民主党）質疑（参議院東日本大震災復興特別委員会）。	・ 要望書⑤を国会議員・関係閣僚などに提出。
06月15日		・ 要望書⑤を国会議員・関係閣僚などに提出。
06月16日	・ 参議院東日本大震災復興特別委員会、参考人質疑。参考人；栗田暢之（東日本大震災支援全国ネットワーク代表世話人）、藤井聡（京都大学大学院工学研究科教授・都市工学）、長有紀枝（難民を助ける会理事長）本会議にて可決成立）。質問者；今野東議員（民主党）、吉田忠智議員（社会民主党）。 ・ 糸数慶子議員（無所属）質疑（参議院内閣委員会）。	
06月20日	・ 東日本大震災復興復興基本法、参議院本会議で可決成立。	
06月21日		・ 片山善博総務大臣と面談。要望書⑤を提出。
06月23日		
06月24日		
06月25日		
06月27日		
06月28日		・ 復興担当大臣の選任を受け、要望書⑥を提出。

	行政府の動き（復興構想会議を含む。男女共同参画局を除く）	内閣府男女共同参画局の動き
06月29日		
07月05日	・松本龍復興大臣辞任。後任に平野達男内閣府副大臣。	
07月10日		・広報誌『共同参画』7月号発行。「行政施策トピックス」ページで、「東日本大震災の被災者を支援する女性達」として、陸上自衛隊増強東北方面航空隊「GOYO-LADIES」、女性警察官、NPO法人イコールネット仙台の活動を紹介（ http://www.gender.go.jp/main_contents/category/kyodo/201107/201107_03.html ）。
07月11日		
07月14日		
07月15日		
07月19日		
07月20日		・男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会、「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について」提言（ http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_17.pdf ）。7.29の第39回男女共同参画会議で報告、都道府県、政令指定都市、関係各省庁へ送付。
07月21日	・東日本大震災復興対策本部会合（第2回）、「東日本大震災からの復興の基本方針骨子」取りまとめ（ http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001jvfc-att/2r9852000001jvoo.pdf ）。「1 基本的考え方」に「(viii) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場に、女性の参画を促進」など入る。	
07月22日		・男女共同参画情報メール第247号で、「東日本大震災ページ」の名称変更（「東日本大震災への男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援等について」から「男女共同参画の視点を踏まえた東日本大震災への対応について」へ）を告知（ http://www.gender.go.jp/main_contents/magazine/mail0247.html ）。
07月25日		

	立法府での質疑・立法	6.11シンポジウム実行委員会の動き
06月29日		・「視点・論点」（NHK総合、教育）で「災害・復興と“女性の視点”」（田端八重子もりおか女性センター長）放映。
07月05日		
07月10日		
07月11日		・要望書⑦を平野達男復興大臣に提出。
07月14日		・民主党「子ども・男女共同参画調査会」ヒアリング。要望書⑧提出。
07月15日		・要望書⑨⑩を民主党議員へ提出。
07月19日	・池坊保子議員（公明党）質疑（衆議院予算委員会）。	・要望書⑪を岡田克也民主党幹事長へ提出。
07月20日		
07月21日		
07月22日		
07月25日		・「基本方針骨子」取りまとめを受けて、要望書⑫を平野大臣に提出。

	行政府の動き（復興構想会議を含む。男女共同参画局を除く）	内閣府男女共同参画局の動き
07月29日	・ 東日本大震災復興対策本部会合（第4回）、「東日本大震災からの復興の基本方針」決定（http://www.reconstruction.go.jp/topics/doc/20110729houshin.pdf）。男女共同参画に関する記述は複数箇所でも強化。「7 復興支援の体制等／（1）復興対策本部・現地対策本部の役割」において、「（iii）「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする」と記述。	・ 第39回男女共同参画会議開催（http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/gijisidai/ka39-s.html）。議題（2）「男女共同参画の視点を踏まえた東日本大震災への対応について」として、「男女共同参画の視点を踏まえた東日本大震災への対応について」（http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/siryo/ka39-4.pdf）、「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について（男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会提言）」（http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/siryo/ka39-5.pdf）報告。
08月01日		・ 「東日本大震災ページ」に「東日本大震災復興基本法（抜粋）」を掲載（6.20成立。6.24施行。http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_18.pdf）。 ・ 同ページに「復興への提言～悲惨のなかの希望（復興構想会議提言抜粋）」を掲載（6.25東日本大震災復興構想会議取りまとめ。http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_19.pdf）。 ・ 同ページに「東日本大震災からの復興の基本方針（男女共同参画関係部分抜粋）」を掲載（7.29東日本大震災復興対策本部決定。http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_20.pdf）。
08月02日	・ 東日本大震災復興対策本部事務局に男女共同参画担当参事官が置かれる。	
08月05日		・ 「東日本大震災ページ」をリニューアルするとともに、「東日本大震災に対応した男女共同参画局の取組（8月5日版）」（http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_21.pdf）、「男女共同参画の視点からの防災・復興の対応について（8月5日版）」を掲載（http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_22.pdf）。 ・ 男女共同参画情報メール第248号にて、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、東日本大震災復興対策本部事務局に、「男女共同参画担当参事官」が置かれたこと、「宮城復興シンポジウム～女性の視点で具体的な復興を！～」（仮題。8月24日、13:30～16:00、せんだいメディアテーク）の開催を告知（http://www.gender.go.jp/main_contents/magazine/mail0248.html）。
08月09日		・ 男女共同参画局ウェブサイトにて、「宮城復興シンポジウム～女性の視点で具体的な復興を！～」を告知（http://www.gender.go.jp/symposium_miyagi2.html）。

	立法府での質疑・立法	6.11シンポジウム実行委員会の動き
07月29日		
同上		
08月01日		・「視点・論点」（NHK総合、教育）で「災害復興における男女共同参画」（山地久美子関西学院大学災害復興研究所研究員）放映。
08月02日		・総理大臣官邸にて菅直人総理大臣と面談。要望書⑬提出。
08月05日		
08月09日		

	行政府の動き（復興構想会議を含む。男女共同参画局を除く）	内閣府男女共同参画局の動き
08月16日	・中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会（第7回）」（http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/higashinihon/7/index.html）で田村圭子委員（新潟大学危機管理室／災害・復興科学研究所教授）が「男女共同参画の視点を取り入れた津波・地震防災対策の実現」報告（http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/higashinihon/7/6-1.pdf）。	・中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会（第7回）」（http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/higashinihon/7/index.html）に資料「男女共同参画の視点からの防災対応について―東日本大震災への男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援」提出（http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/higashinihon/7/6-2.pdf）。田村圭子委員から説明。
08月24日		・「宮城復興シンポジウム～女性の視点で具体的な復興を！～」開催。
08月28日		
08月30日		

	立法府での質疑・立法	6.11シンポジウム実行委員会の動き
08月16日		
08月24日		
08月28日		・ 民主党代表選候補者に、要望書⑭を提出。
08月30日		・ 野田佳彦民主党新代表に、要望書⑮を提出。

【4】6.11シンポジウム実行委員会などからの要望書

＊まずリスト（下記）を掲げ、次に要望書本体を続けた。編集上の都合から、レイアウト通りのもの（★）を先に掲げているので、掲載順はリストの通りではない。

①タイトル「東日本大震災への対応における男女共同参画視点の徹底についての緊急要望」（全文／テキストのみ）

日付；2011年5月9日

提出先；民主党女性議員（下記。以下人名については敬称略）

提出者：「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポジウム実行委員会実行委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子

note；岡崎トミ子（参）、金子恵美（参）、福田衣里子（衆）、藤田一枝（衆）、郡和子（衆）

②タイトル「東日本大震災への対応における男女共同参画視点の徹底についての要望」（全文／テキストのみ）

日付；2011年5月13日

提出先；与謝野馨内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

提出者：「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポジウム実行委員会実行委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子

③タイトル「東日本大震災への対応における男女共同参画視点の徹底についての要望」（全文／テキストのみ）

日付；2011年5月19日

提出先；関係閣僚、国会議員など

提出者：「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポ」実行委員会（委員長・堂本暁子）主催、参議院議員会館集会「男女共同参画の視点から問う災害の現状と今後の課題～女性議員とともに考える～」参加実行委員26名、参加NGO25名

note；同日開催の上記院内集会で採択。

④タイトル「東日本大震災復興構想会議の復興 7 原則にかんする要望」

日付；2011年5月19日

提出先；東日本大震災復興構想会議・検討部会

提出者：同上

note；同日開催の上記院内集会で採択。

★⑤タイトル「東日本大震災への対応における男女共同参画視点の徹底についての要望」（全文／レイアウト通り）

日付；2011年6月12日

提出先；関係閣僚・国会議員・委員など（下記）

提出者：「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポ」実行委員会委員長・堂本暁子、事務局長・原ひろ子

note；6月11日のシンポジウム当日議論され、12日にとりまとめ、13～15日に提出。提出先は以下の通り。

関係閣僚など；野田佳彦財務大臣、海江田万里経済産業大臣・原子力経済被害担当、枝野幸男内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、松本龍環境大臣・内閣府特命担当大臣（防災）、片山善博総務大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全・行政刷新）・節電啓発等担当、与謝野馨内閣府特命担当大臣（経済財政政策・少子化対策・男女共同参画）・社会保障・税一体改革担当、玄葉光一郎国家戦略担当大臣・内閣府特命担当大臣（「新しい公共」・科学技術政策）・宇宙開発担当、仙谷由人内閣官房副長官、福田哲郎内閣官房副長官、辻元清美内閣総理大臣補佐官（災害ボランティア活動担当）、細野豪志内閣総理大臣補佐官（原子力発電所事故全般についての対応及び広報担当）、末松義規内閣府副大臣、平野

達男（同）、小宮山洋子厚生労働副大臣、大塚耕平（同）、林久美子文部科学大臣政務官、岡本充功厚生労働大臣政務官

国会議員（順不同）；泉健太（衆）、西村智奈美（衆）、岡田克也（衆）、前原誠司（衆）、井戸まさえ（衆）、石毛えい子（衆）、郡和子（衆）、高井美穂（衆）、福田衣里子（衆）、藤田一枝（衆）、相原久美子（衆）、大河原雅子（参）、岡崎トミ子（参）、金子恵美（参）、神本美恵子（参）、姫井由美子（参）、福島みずほ（参）、牧山ひろえ（参）

委員；五百旗頭真東日本大震災復興構想会議議長、飯尾潤東日本大震災復興構想会議検討部会長

⑥タイトル「東日本大震災からの復興における男女共同参画視点の徹底についての要望」（全文／テキストのみ）

日付；2011年6月28日

提出先；松本龍東日本大震災復興対策担当大臣、内閣府特命担当（防災）大臣、衆参の女性国会議員など

提出者；「『災害・復興と男女共同参画』6.11シンポ」実行委員会委員長・堂本暁子、事務局長・原ひろ子

note；復興大臣の選任を受けてとりまとめられたもの。

⑦（タイトルなし。全文／テキストのみ）

日付；2011年7月11日

提出先；平野達男東日本大震災復興対策担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

提出者；「『災害・復興と男女共同参画』6.11シンポ」実行委員会委員長・堂本暁子、事務局長・原ひろ子、皆川満寿美

note；東日本大震災復興対策担当大臣の交代を受けて、とりまとめられたもの。峰久幸義東日本大震災復興対策本部事務局長を通じ提出された。

⑧タイトル「東日本大震災からの復興における男女共同参画視点の徹底についての要望」（全文／テキストのみ）

日付；2011年7月14日

提出先；民主党「子ども・男女共同参画調査会」（会長：神本美恵子参議院議員、副会長；西村智奈美衆議院議員、事務局長；泉健太衆議院議員）

提出者；「『災害・復興と男女共同参画』6.11シンポ」実行委員会委員長・堂本暁子、事務局長・原ひろ子、船橋邦子、青木玲子、大野曜、皆川満寿美

note；上記調査会でのヒアリング時に提出。

★⑨タイトル「復興基本方針への要望」（全文／レイアウト通り）

日付；平成23年7月15日

提出先；民主党国会議員（下記）

提出者；「『災害・復興と男女共同参画』6.11シンポ」実行委員会委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子

★⑩タイトル「中央防災会議、都道府県防災会議の委員について」（全文／レイアウト通り）

日付；平成23年7月15日

提出先；民主党国会議員（下記）

提出者；「『災害・復興と男女共同参画』6.11シンポ」実行委員会委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子

note；災害対策基本法改正を求める要望書。

⑨⑩の提出先民主党国会議員；石井章（衆）、石井登志郎（衆）、石毛えい子（衆）、郡和子（衆）、佐藤ゆうこ（衆）、城島光力（衆）、西村智奈美（衆）、橋本勉（衆）、初鹿明博（衆）、藤田一枝（衆）、森山浩行（衆）、相原久美子（参）、石橋通宏（参）、植松恵美子（参）、岡崎トミ子（参）、金子恵美（参）、神本美恵子（参）

⑪タイトル「東日本大震災復興基本方針への要望」（全文／テキストのみ）

日付；2011年7月19日

提出先；岡田克也民主党幹事長

提出者：「災害・復興と男女共同参画 6.11シンポ」実行委員会委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子

⑫タイトル「『東日本大震災からの復興の基本方針骨子』に対する要望」（全文／テキストのみ）

日付；2011年7月25日

提出先；平野達男東日本大震災復興対策担当大臣

提出者：「災害・復興と男女共同参画 6.11シンポ」実行委員会委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子
note；「復興基本方針骨子」の発表を受けて緊急提出。

★⑬タイトル「東日本大震災復興基本方針への要望」（全文／レイアウト通り）

日付；2011年8月2日

提出先；菅直人内閣総理大臣

提出者：「災害・復興と男女共同参画 6.11シンポ」実行委員会委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子
note；総理大臣官邸を訪ね、手交。藤田一枝衆議院議員、峰久幸義東日本大震災復興対策本部事務局長同席。

⑭（タイトルなし。全文／テキストのみ）

日付；2011年8月28日

提出先；民主党代表選候補者

提出者：「災害・復興と男女共同参画 6.11シンポ」実行委員会委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子
note；民主党代表選挙に当たり、候補者（前原誠司（衆）、馬淵澄夫（衆）、海江田万里（衆）、野田佳彦（衆）、鹿野道彦（衆））へ緊急提出。

⑮タイトル「新内閣の組閣に当たり、閣僚をはじめとする政務三役に、女性を積極的に登用することを求める緊急要望書」

日付；2011年8月30日

提出先；民主党代表 野田佳彦

提出者：「災害・復興と男女共同参画 6.11シンポ」実行委員会委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子
note；民主党新代表選出後に緊急提出。

様

2011 年 6 月 12 日

「災害・復興と男女共同参画」6.11 シンポ」実行委員会

*

委員長・堂本暁子、事務局長・原ひろ子

東日本大震災への対応における 男女共同参画視点の徹底についての要望

東日本大震災の救済支援、復興に向けて国会内外でご尽力なさっていることに敬意を表します。

東日本大震災復興構想会議に対する内閣総理大臣の諮問書（4 月 14 日）が「いかなる立場の人でも安全で安心して暮らして行ける強固な地域づくりを進めることが何よりも重要である」と指摘していることに、強く共感するものです。それは、「人間の安全保障」の視

* 「災害・復興と男女共同参画」6.11 シンポ」実行委員会とは、わが国の災害・復興政策が男女共同参画の視点から立案・実施されることを願い、行動する団体と個人からなる委員会。6 月 10 日現在、全国とすべての都道府県の団体 129、個人 87 名が参加している（別紙に一覧）。6 月 11 日に日本学術会議等と共催で「災害・復興と男女共同参画 6.11 シンポを開催した。

点に立った地域づくりに他ならず、そのためには、男女共同参画をふまえた政策ならびに計画の立案が必要不可欠であると考えます。

阪神淡路大震災・新潟県中越大震災の被害を受けた女性たち、その女性たちを支援し発信してきた女性たちの経験から、復興に向けても男女共同参画の視点が重要であることが指摘されてきました。この指摘を踏まえ、2005年に防災基本計画の修正が行われ「女性の参画・男女双方の視点」が明記されました。また、昨年12月に閣議決定された第三次男女共同参画基本計画では、第14分野に、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が記載されています。国際的にも、「災害と女性」の議論が深まっており、政府は、国際協力においては「災害と女性」に積極的な姿勢を示しています。

復興政策においては日本全体の将来のあるべき姿を構想する必要があり、東日本大震災復興構想会議が5月29日に公表した「これまでの審議過程において出された主な意見～「復興構想7原則」と「5つの論点」～」では、「生涯現役社会」、「環境調和社会」、「安心安全社会」などがあげられています。とくに地域づくりにおいては、「女性や高齢者、障害者など多様な人々が合意形成プロセスに積極的に参画する」「真の参画型社会」をめざすべきとする、的確な意見が言及されています。

東日本大震災復興に関する法律案（いわゆる復興基本法案）では、

6月10日に衆議院で可決された法案が、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」を、基本理念の一つとしており（第2条の二）、その実効性が強く期待されます。

災害からの復興に当たっては、経済復興と生活復興が車の両輪であり、そのいずれにとっても「男女共同参画」の視点を徹底することが不可欠です。こうした問題意識から、以下の提言を行うものです。

1. 防災、災害対応、災害からの復興における男女共同参画視点の徹底、ならびに、復興会議・防災会議などの意思決定の場に積極的に女性の参画を推進すること。

2. 東日本大震災復興構想会議の委員を増員し、男女共同参画の視点を持った委員、とりわけ女性委員を起用すること。

（注：復興構想会議のメンバーは現在15名で、女性は1名。復興基本法案によれば、今後の復興構想会議は25名以内で組織することとされている（第18条3項）。

第2次男女共同参画基本計画（p.8）では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%になるよう期待する」とされている。）

3. 復興基本法案によれば、「できるだけ早期に」内閣に「復興庁」を設置し、東日本大震災復興対策本部・現地対策本部・復興構想会議等の機能を引き継ぐとされている（24条）。復興庁及びこれに置かれる組織においても、基本理念である「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映」されるよう、男女共同参画を徹底すること。

（注：東日本大震災復興対策本部には、必要なときに、「原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関」を置くことができるとされており、その構成員は、「関係地方公共団体の長、および原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者」とされている（19条）。）

復興基本方針への要望

平成23年7月15日

「災害・復興と男女共同参画」6. 11シンポ 実行委員会
委員長 堂本暁子、事務局長 原ひろ子

東日本大震災復興基本法（抜粋）

第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。

復興構想会議提言（抜粋）

復興に際しては、声を出しにくい人々にも配慮することで、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行うべきであり、その理念に基づく諸施策を推進すべきである。

たとえば、これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない。こうして、「居場所と出番」を持てるようにすることで、これまで届くことのなかった声なき声が地域コミュニティに反映され、地域の活力が高まることが望まれる。被災地の復興において、このような社会的包摂が実現することで、新しい人々のつながりが現実化し、新たな日本社会の発展につながることを期待したい。



法律や提言で謳われた「男女共同参画の視点」の理念等を、政策・施策として具体化し、進めていくことが重要。

女性の視点を反映し、生活者の視点に立った復興を進めるためにも、復興・防災の意思決定の場への女性の参画が不可欠であり、以下の取組を進めること。

1. 復興対策本部等に男女共同参画の視点からの政策担当部署を設置

復興対策本部・現地対策本部、今後設置される復興庁に、「男女共同参画の視点」を担当する部署を設け、領域横断的な企画調整に関わること。

また、子ども、障害者の視点を担当する部署も必要である。

(参考：東日本大震災復興基本法（抜粋）)

第11条 内閣に、東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。

第24条 別に法律で定めるところにより、内閣に、復興庁を設置するものとする。

4 本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。

2. 復興担当部局に女性を登用

復興基本法の基本理念の一つである「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映」されるよう、現地対策本部及び基礎自治体における意思決定機関や推進組織に、女性を登用すること。

3. 現地対策本部において、女性の声を聴く会を定期的に開催

復興・防災の意思決定の場への女性の参画促進も重要

中央防災会議	: 25人中1人	
復興構想会議	: 15人中1人	(法律上25人以内)
都道府県防災会議	: 4. 1%	(10都県で女性ゼロ)

7 月中に策定予定の「東日本大震災復興基本方針」においては、男女共同参画を具体的政策として明確に書きこむこと。

復興の理念

※ 復興基本法において、基本理念として、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」されている。

- ・ 全ての人が、社会から排除されることなく、居場所と出番が与えられる社会。女性、高齢者、障害者など、様々な状況に置かれている人が意思決定に参画でき、それらの方に配慮できる社会。
- ・ 全ての人が、個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍できる社会。

復興の担い手

- ・ 女性が復興の担い手であることを明確に位置付ける。

使い勝手のよい交付金

- ・ 女性の活躍に使われるようにすること。そのための枠を設定する。
- ・ ソフトが重要であり、女性の就業・起業（コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス）のための資金や、就業・起業を支援するための仕組みに利用できるようにする。子育て支援などの環境整備も重要である。
- ・ 防災・復興の取組には、男女共同参画の視点からの横断的な取組が必要であり、交付金を活用するなど、男女共同参画関係の予算を措置すること。また、男女共同参画センターなどにも、柔軟に活用できる復興基金を設置すること。

災害に強い地域づくり

- ・災害に強い地域をつくるには。日頃からの男女共同参画社会、共生社会の実現が重要である。特に、復興段階において、女性の参画を進め、女性や障害者などの地域の多様な住民の意見を取り入れながら、その実現に取り組む。

地域における暮らしの再生

- ・女性の就業・起業（企業、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス）を支援する。
- ・被災した女性の様々な悩み、DVへの対応等のため、相談サービスを充実する。また、そこで得られた声や意見を、復興や被災者支援の施策に反映する。
- ・上記取組に当たっては、男女共同参画センターを積極的に活用する。

大震災の教訓を踏まえた国づくり ― 防災基本計画の見直し

- ・今回の大震災の教訓を、男女共同参画の視点等からも把握し、防災基本計画の見直しに活かす。特に、防災基本計画において、女性の登用の達成目標やニーズの具体的な内容を記述する。また、地方自治体や防災の現場における取組を徹底する。

中央防災会議、都道府県防災会議の委員について

< 根拠法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号） >

中央防災会議	： 25人中1人
復興構想会議	： 15人中1人（法律上25人以内）
都道府県防災会議	： 4. 1%（10都県で女性ゼロ）



中央防災会議や都道府県防災会議の委員の多くは、災害対策基本法に基づき、職務指定されており、女性の参画を拡大するためには、条文の見直しも必要。

中央防災会議

（中央防災会議の組織）

第12条 中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 防災担当大臣

二 防災担当大臣以外の国务大臣、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

○以下の趣旨を追加

「第五項第二号の学識経験のある者のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、当該学識経験のある者の総数の十分の三未満であってはならない。」

※現在の委員：25名。うち、女性は1名。

閣僚17名。指定公共機関4名。学識経験者4名。

都道府県防災会議

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - 四 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長
 - 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
 - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 七 当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

5項の都道府県防災会議の委員について、以下の者のカテゴリーを追加する。

- 八 当該都道府県の地域において住民福祉等に関する活動を行う者及び防災に関する学識経験のある者のうちから、当該都道府県知事が任命する者
- 九 第七号及び第八号に基づき任命する委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、当該委員の総数の十分の三未満であってはならない。

市町村防災会議

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

2011年8月2日

内閣総理大臣 菅直人殿

「災害・復興と男女共同参画」6.11 シンポ 実行委員会*

委員長 堂本暁子、事務局長 原ひろ子

(名簿別添)

東日本大震災復興基本方針への要望

東日本大震災の救済支援・復旧・復興に向けての菅総理大臣の並々ならぬご尽力に敬意を表します。

復興政策においては、日本全体の将来のあるべき姿を構想する必要があります、とりわけ重要な点が、男女共同参画社会の実現であると考えます。それは、菅総理大臣が就任当初から掲げられた「一人ひとりを包摂する社会」、「最少不幸社会」の姿を、男女という次元で表すのが、男女共同参画社会であるからです。総理が展望されるそうした社会の実現は、第二次世界大戦後に日本が辿ってきた道程を、未来に向けて大きく転換するものであり、大いに賛同いたします。

原発に関する菅総理の大方針が、戦後日本のエネルギー政策を転換するものであるように、「一人ひとりを包摂する社会」、「最少不幸社会」という理念は、戦後日本の経済開発路線に重大な転換をもたらすものと理解しています。戦後日本の経済開発路線は、ようするに、“まず成長、余裕があれば福祉”であり、「トリクルダウン」（富者・強者が潤えば、弱者にも恩恵が滴り落ちる）でした。地域展開でいえば、太平洋ベルト地帯優先であり東京一極集中です（地方の過疎、疲弊）。

* 「災害・復興と男女共同参画」6.11 シンポ実行委員会は、わが国の災害・復興政策が男女共同参画の視点から立案・実施されることを願い、行動する団体と個人からなる委員会（別添名簿及び資料を参照）。

菅総理の理念が、地域政策に落とし込まれて実施されていれば、大震災の被害（関連死を含む）はこれほど大きくなかったかもしれないと、悔やまれてなりません。私たちはこの後悔を二度と繰り返さないと決意しています。

そうした見地から、東日本大震災復興対策本部が7月29日に発表した「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下、基本方針）に以下のよう
に明記されたことを評価し、歓迎するものです。すなわち、その「1 基本的考え方」の「(ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」（1 ページ）。とりわけ、「7 復興支援の体制等」に示された「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする」（31 ページ）ことは、画期的な内容であり、速やかに実施されることを、強く期待しております。

そこで、以下を要望いたします。

- 1) 基本方針に盛り込まれた男女共同参画関連政策の実施にあたっては、人材を確保し、必要な予算を投入し、着実に実行すること。
- 2) 「7復興支援の体制等」に示された「復興過程における男女共同参画を推進する体制」として、「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」に男女共同参画担当部署を設け、領域横断的な企画調整権限を持たせること。
- 3) 復興基本法の基本理念の一つである「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映」されるよう、現地対策本部及び基礎自治体における意思決定機関や推進組織に、女性の登用を促進すること。
- 4) 中央防災会議や都道府県防災会議の委員の多くは、災害対策基本法に基づき職務指定されており、下記のように大半が男性である。そこで、女性の参画が拡大するため、可能な限り早急な災害対策基本法改正を行うこと【参考資料1】。

{	中央防災会議	：	25人中1人	
	復興構想会議	：	15人中1人	(法律上25人以内)
	都道府県防災会議	：	4.1%	(10都県で女性ゼロ)

- 5) 現地対策本部長主催で、地元の女性起業家や女性団体の代表者、被災者支援に当たっている女性グループ代表などとの意見交換会を定期的に開催すること。
- 6) 復興の取り組みにあたっては、「使い勝手のよい交付金」を活用し、復興の担い手である女性の就業・起業のための資金となるよう、女性の活躍を支援するための枠を設定し、メニューとして重点化するなどの取組を行うこと。
- 7) 女性の観点からの災害対応マニュアルの整備など、災害に備えて平時からの取組を進めていくこと。

災害対策基本法改正について 【参考資料 1】

中央防災会議、都道府県防災会議の委員

＜根拠法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）＞

中央防災会議 ： 25人中1人 復興構想会議 ： 15人中1人（法律上25人以内） 都道府県防災会議： 4. 1%（10都県で女性ゼロ）
--



中央防災会議や都道府県防災会議の委員の多くは、
災害対策基本法に基づき、職務指定されており、
女性の参画を拡大するためには、条文の見直しも必要。

中央防災会議

（中央防災会議の組織）

第12条 中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 防災担当大臣

二 防災担当大臣以外の国务大臣、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

要望事項

○以下の趣旨を追加

「第五項第二号の学識経験のある者のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、当該学識経験のある者の総数の十分の三未満であってはならない。」

※現在の委員：25名。うち、女性は1名。

閣僚17名。指定公共機関4名。学識経験者4名。

都道府県防災会議

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
- 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
- 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 七 当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

要望事項

5項の都道府県防災会議の委員について、以下の者のカテゴリーを追加する。

- 八 当該都道府県の地域において住民福祉等に関する活動を行う者及び防災に関する学識経験のある者のうちから、当該都道府県知事が任命する者
- 九 第七号及び第八号に基づき任命する委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、当該委員の総数の十分の三未満であってはならない。

市町村防災会議

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

日本における災害脆弱性と男女共同参画の遅れ 【参考資料 2】

阪神淡路大震災以後の経緯と現状

阪神淡路大震災(1995)の死者数は、女性 3680 人、男性 2713 人と、女性が 1000 人近く多かった(平成 23 年度『防災白書』参考資料)。また、復興プロセスで、男女共同参画の視点が不足していたために、女性が様々な困難を経験した。

阪神淡路大震災で顕在化した男女不平等のこうした実態は、その後、是正されることなく、災害予防にも反映されなかったため、平成 16 年の新潟県中越大震災でも同じ事態が生じた。

翌 17 年に神戸で開かれた国連防災世界会議では、「人間の安全保障とジェンダーの主流化」の重要性が提示された。平成 17 年 7 月に防災基本計画に「男女のニーズの違い等、男女双方の視点」への配慮が盛り込まれ、20 年 2 月の中央防災会議において「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立」が明示された。

また、第二次男女共同参画基本計画ならびに第三次男女共同参画基本計画(平成 22 年 12 月に閣議決定)に、「防災における男女共同参画の推進」が盛り込まれた。しかし、都道府県防災計画、男女共同参画基本計画の両方に「男女双方の視点」が取り込まれている割合は 7 割に留まり、都道府県防災会議委員に占める女性の割合はわずか 3.4 パーセント(市町村については 2.7%)と、意思決定の場への女性の参画はまだ十分に実現していない(市町村の男女共同参画基本計画においては、防災分野への言及そのものが少ないと考えられる)。

また避難所では女性たちは暴力やセクシュアル・ハラスメントに遭遇し、貧困にあえぐなど女性の災害脆弱性が露呈している。

減災の概念について 【参考資料3】

基本方針に用いられている「減災」という言葉が示す概念は狭いのではないかという点を指摘したい。国際的に標準化しつつある「災害リスクの削減」の概念を採用することを要望する。

6月25日に「東日本大震災復興構想会議」が発表した『提言』の2ページの注での定義は、以下。「「減災」とは、自然災害に対し、被害を完全に封じるのではなく、その最小化を主眼とすること。そのため、ハード対策（防波堤・防潮堤の整備等）、ソフト対策（防災訓練、防災教育等）を重層的に組み合わせることが求められる。」とされている。

ここで「ソフト対策」と呼ばれているものにつき、世界の災害・復興の実践と研究成果に見られる共通認識は、「社会的脆弱性 **social vulnerabilities**」の克服として広く捉えている。いいかえると、性別、地域、年齢階層、エスニシティ、宗派などによる、社会の亀裂・格差、社会的排除などの解消が、災害に強い社会（**social resilience to disasters**:減災社会）を作る、という認識である。

そうした認識は、男女共同参画の視点そのものであり、『提言』には以下のように含まれている。

「これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない。」（34－35 ページ）

また、基本方針においては、「社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進」で示されている。

「こうした中で、声を出しにくい人々に配慮し、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、被災地の復興だけでなく、今後の日本社会の発展にもつながるものである。このため、こうした社会的包摂の理念に基づき、アウトリーチの手法や居場所づくりや伴走型の支援、人材育成等の包括的、予防的な支援を行う市町村の取組みを支援する。また、ワンストップ型の相談や寄り添い支援に関する先導的なモデルの構築に取り組む」（24 ページ）

『提言』が首尾一貫して実行され、確実に効果を上げるためにも、概念の再検討が必要である

①タイトル「東日本大震災への対応における男女共同参画視点の徹底についての緊急要望」（全文／テキストのみ）

日付：2011年5月9日

提出先：民主党女性議員

提出者：「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポジウム実行委員会実行委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子

本文と要望事項：

東日本大震災の救済支援、復興に向けて、国会議員としてご尽力いただいていることに敬意を表するものです。

4月14日付けの復興構想会議諮問書には「いかなる立場の人でも安全で安心に暮らして行ける強固な地域づくりを進めることが何よりも重要である」との指摘があり、私達はこれに強く共感しております。それは、「人間の安全保障」の視点に立った地域づくりに他ならず、そのためには、男女共同参画を踏まえた政策ならびに計画の立案が必要不可欠であると考えます。

阪神淡路大震災・中越地震の被害を受けた女性たちの経験から、復興に向けても男女共同参画の視点が重要であることが度々指摘されてきました。この指摘を踏まえ、2005年に防災基本計画の修正が行われました。また、昨年12月に出された第三次男女共同参画基本計画では、第14分野に、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が記載されています。国際的にも、「災害と女性」の議論が深まっており、政府は、国際協力においては「災害と女性」に積極的な姿勢を示しています。

しかし、東日本大震災復興構想会議では、依然として男性中心に議論が行われ、計画が構築されつつあります。度重なる被災経験をふまえた防災計画の策定を行っていないが、その中に男女共同参画の視点が組み込まれないまま、現実の対応や、計画の策定が進んでいることに危惧を抱かざるを得ません。

このような状況を深く憂慮し、以下の緊急提言を行うものです。

1. 防災、災害対応、災害からの復興における男女共同参画視点の徹底ならびに、防災会議など意思決定の場に積極的に女性の参画を推進すること。
2. 東日本大震災復興構想会議においても、男女共同参画の視点が欠如しており、男女共同参画の視点を持った女性を増員するなど、早急に改善すること。（注；「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%になるよう期待する」第2次男女共同参画基本計画p.8）
3. 復興構想会議諮問書の言う「我が国をリードする先駆的な地域の創出」、復興構想会議議長の言う「新しい時代の先端モデル」とは、女性や高齢者、障害者など、様々なニーズを持つ被災当事者自身が主体となって構築されるべきものである。そのための仕組みをつくり、その活動を支援すること。

②タイトル「東日本大震災への対応における男女共同参画視点の徹底についての要望」（全文／テキストのみ）

日付：2011年5月13日

提出先：与謝野馨内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

提出者：「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポジウム実行委員会実行委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子

本文と要望事項：

東日本大震災の救済支援、復興に向けての政府ならびに関係者のご尽力に敬意を表するものです。

4月14日付けの復興構想会議諮問書における「いかなる立場の人でも安全で安心に暮らして行ける強固な地域づくりを進めることが何よりも重要である」との指摘に強く共感するものです。それは、「人間の安全保障」の視点に立った地域づくりに他ならず、そのためには、男女共同参画をふまえた政策ならびに計画の立案が必要不可欠であると考えます。

阪神淡路大震災・中越地震の被害を受けた女性たちの経験から、復興に向けても男女共同参画の視点が重要であることが指摘されてきました。この指摘を踏まえ、2005年に防災基本計画の修正が行われました。また、昨年12月に出された第三次男女共同参画基本計画では、第14分野に、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が記載されています。国際的にも、「災害と女性」の議論が深まっており、政府は、国際協力においては「災害と女性」に積極的な姿勢を示しています。

しかし、東日本大震災復興構想会議では、依然として男性中心に議論が行われ、計画が構築されつつあります。度重なる被災経験をふまえた防災計画の策定を行っていながら、その中に男女共同参画の視点が組み込まれないまま、進んでいることに危機感を抱かざるを得ません。

このような状況を深く憂慮し、以下の提言を行うものです。

1. 防災、災害対応、災害からの復興における男女共同参画視点の徹底、ならびに、防災会議など意思決定の場に積極的に女性の参画を推進すること。
2. 東日本大震災復興構想会議においても、男女共同参画の視点を包含することが強く要請されており、男女共同参画の視点を持った女性を増員するなど、早急に改善すること。
(注：「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%になるよう期待する」第2次男女共同参画基本計画p.8)
3. 復興構想会議諮問書の言う「我が国をリードする先駆的な地域の創出」、復興構想会議議長の言う「新しい時代の先端モデル」とは、女性や高齢者、障害者など、様々なニーズを持つ被災当事者自身が主体となって構築されるべきものである。そのための仕組みをつくり、その活動を支援すること。

③タイトル「東日本大震災への対応における男女共同参画視点の徹底についての要望」（全文／テキストのみ）

日付：2011年5月19日

提出先：関係閣僚、国会議員など

提出者：「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポ」実行委員会（委員長・堂本暁子）主催、参議院議員会館集会「男女共同参画の視点から問う災害の現状と今後の課題～女性議員とともに考える～」参加実行委員26名、参加NGO25名

本文と要望事項：

東日本大震災の救済支援、復興に向けての政府ならびに関係者のご尽力に敬意を表します。

東日本大震災復興構想会議に対する内閣総理大臣の諮問書（4月14日）が「いかなる立場の人でも安全で安心に暮らして行ける強固な地域づくりを進めることが何よりも重要である」と指摘していることに、強く共感するものです。それは、「人間の安全保障」の視点に立った地域づくりに他ならず、そのためには、男女共同参画をふまえた政策ならびに計画の立案が必要不可欠であると考えます。

阪神淡路大震災・中越地震の被害を受けた女性たちの経験から、復興に向けても男女共同参画の視点が重要であることが指摘されてきました。この指摘を踏まえ、2005年に防災基本計画の修正が行われ「女性の参画・男女双方の視点」が明記されました。また、昨年12月に閣議決定された第三次男女共同参画基本計画では、第14分野に、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が記載されています。国際的にも、「災害と女性」の議論が深まっており、政府は、国際協力においては「災害と女性」に積極的な姿勢を示しています。

これからの復興政策において将来の日本を構想するのであれば、復興構想会議の復興7原則にある「地域社会の強い絆を守る」と同時に、災害後の新しいソーシャル・キャピタル、つまり地域における有機的な人間関係を構築することが求められています。そして、その中で女性が果たす役割はかぎりなく大きいと考えます。

災害の復興に当たっては、経済復興と同時に生活復興が必要不可欠であり、そのために「男女共同参画」の視点が重要なのです。

しかし、復興構想会議では、依然として男性中心に議論が行われ、計画が作られています。度重なる被災経験をふまえた防災計画が策定されながら、その中に男女共同参画の視点が組み込まれないまま進んでいることに、危機感を抱かざるを得ません。

このような状況を深く憂慮し、以下の提言を行うものです。

1. 防災、災害対応、災害からの復興における男女共同参画視点の徹底、ならびに、復興会議・防災会議などの意思決定の場に積極的に女性の参画を推進すること。
2. 現在の東日本大震災復興構想会議では、議長及び委員15名のうち女性委員が1名のみであるが、国会に提出された東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案では、第12条3項において、今後、東日本大震災復興構想会議は「議長及び委員25名以内をもって組織する」とこととなっている。そこで同会議の増員にあたっては、男女共同参画の視点を持った委員、とりわけ女性委員を増員すること（注；第2次男女共同参画基本計画（p.8）では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%になるよう期待する」とされている。
3. 復興構想会議諮問書の言う「我が国をリードする先駆的な地域の創出」、「新しい時代の先端モデル」とは、女性や高齢者、障害者など、様々なニーズを持つ被災当事者自身が主体となって構築されるべきものである。そのための仕組みをつくり、その活動を支援すること。

④タイトル「東日本大震災復興構想会議の復興 7 原則にかんする要望」

日付：2011年5月19日

提出先：東日本大震災復興構想会議・検討部会

提出者：同上

note：同日開催の上記院内集会で採択。

本文と要望事項：

東日本大震災復興構想会議（以下、会議）におかれては、現地視察とともに審議に努められ、5月10日に公表された「復興構想7原則」において、「各界・各層のご意見を仰ぎつつ、さらに議論を深め」とされていることに、敬意を表します。

会議はその後、5月14日に中間整理案をまとめた報道されていますが、この中間整理案は公表されていないため、この度は「復興構想7原則」（以下、7原則）にそくして、要望いたしますが、**中間整理についてはぜひともパブリックコメントを実施されるよう、切に要望します。**

概括的に、7原則には、経済復興が中心となっているという印象を持ちます。災害からの復興にとって、経済復興と並んで生活復興が必要不可欠であり、そのためには「男女共同参画の視点」が重要です。健康、福祉、環境、教育の視点を十分に踏まえた持続可能な地域づくりを核として、復興は構想されるべきです。

男女共同参画は、いわば平均的な男性と女性の共同ではなく、高齢者、子ども、障がい者、外国出身の人（数多い東・東南アジア出身の女性たち）など、多彩な人々が復興のプロセスに十分に参画し、多様なニーズの充足が図られることを、意味します。**なかでも生活の場に身を置く女性たちが、よりの確かな知識と判断とで参画することを要望します。**

また、地震や津波などの自然災害や、放射能汚染発生の後の全ての段階において、環境に対する配慮を主要な検討課題とすべきであり、人々が依存する生態系の持続可能な回復のために適切な対策を立てる必要があります。

以下、**7原則のそれぞれに関して、要望いたします。**

（「」内は7原則の引用、**太字ゴシック体**は要望）

「原則1：失われたおびたしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。」

地震と津波は自然現象だったにしても、被災地域の地形は自然のものでなく、20世紀のとくに後半の人工物だった場合が少なくない。すなわち、山を削り、谷・水田・湿地・海を埋めて作られた土地とまちが、打撃を受けた（会議検討部会の西郷真理子委員の4月24日提出資料）。これらを識別した記録がぜひとも必要ではないか。

また、生き残った人々を長期間苦しめている流通の滞りやミスマッチも、交通網やサプライチェーンと関連しており、これらの記録も必要ではないか。

さらに、学術関係者による記録に加え、災害対策の多様な立場にある人々（首長、議員、自治会長、避難所運営にあたった人々、医療関係者、消防関係者、警察官、自衛隊員、土木関係者、輸送関係者、理髪・美容関係者など）、多様な「災害弱者」（高齢者、女性、妊産婦、病氣を持つ人、障がい者、外国人、小・中・高生）、多様なボランティアの人々の手記などの収集が望まれる。

「原則2：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。」

「主体」が個人でなく「地域・コミュニティ」になっている点に、危機を感じる。「地域・コミュニティ」の一体性を自明のように前提するならば、その内部の多様なニーズや意見の表出が難しくならないか。

「原則3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。」

東北の被災は甚大であるとはいえ、液状化、計画停電、風評などにより東北以外の広大な地域が損害を受けたことが、軽視されてはならない。技術革新は、省エネルギー、適正規模で「スマート」な技術により、幅広い就業機会が創出されるなど、21世紀の先端を目指すことが望まれる。

「原則4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。」

地域社会の強い絆を尊重しつつ、住民の多様なニーズに対応する地域建設が望まれる。とくに市町村における介護システムの充実が重要である。

「原則5：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。」

経済再生が、2000年代前半の日本のパターン、すなわち成長を輸出に依存し、地方経済が疲弊し、庶民が全く潤わないような構造から、脱却することが望まれる。

「原則6：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。」

原発立地地域は、過疎・地場産業衰退などの事情で原発を受け入れており、原発に依存しない地域経済作りとともに、電力消費側の産業・生活スタイルの転換を目指すことが望まれる。

「原則7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。」

国民のみならず、外国籍の被災者・住民もいる。少数者に対する差別や女性に対する暴力などを防止することが、国民全体の連帯にとって不可欠である。世界中の国や国際機関、民間組織・個人が日本を支援していることに応え、地球社会に開かれた復興を推進することが望まれる。

以上

⑤タイトル「東日本大震災への対応における男女共同参画視点の徹底についての要望」（全文/レイアウト通り） → 29ページへ

⑥タイトル「東日本大震災からの復興における男女共同参画視点の徹底についての要望」（全文/テキストのみ）

日付：2011年6月28日

提出先：松本龍東日本大震災復興対策担当大臣、内閣府特命担当（防災）大臣、衆参の女性国会議員ら

提出者：「「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポ」実行委員会委員長・堂本暁子、事務局長・原ひろ子

本文と要望事項：

東日本大震災の救済支援、復興に向けての政府ならびに関係者のご尽力に敬意を表します。

復興政策においては日本全体の将来のあるべき姿を構想する必要がある、とりわけ重要な点が男女共同参画社会の実現であると考えます。東日本大震災復興構想会議が6月25日に提出した「復興への提言～悲惨のなかの希望～」で、以下のように明記されたことに、心から賛同するものです。すなわち、その「開かれた復興」（第4章）の「（4）人々のつながりと支えあい」において、「これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない」（34―35ページ）。

また復興基本法も、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」を、基本理念の一つとしており（第2条の二）、そのすみやかな実施に強く期待するものです。

そこで、以下を提言いたします。

1. 防災、災害対応、災害からの復興における男女共同参画の視点の徹底、ならびに、復興会議・防災会議などの意思決定の場に積極的に女性の参画を推進すること。このことは、住民のくらしの場に近い基礎的自治体や住民自治組織において、とくに重要である。
2. 東日本大震災復興構想会議委員の増員に際し、男女共同参画の視点を持った委員、とりわけ女性委員を起用すること。また、「原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関」においても、男女共同参画の視点を持った委員、とりわけ女性委員を起用すること。（注：復興構想会議のメンバーは現在15名で、女性は1名。復興基本法によれば、今後の復興構想会議は25名以内で組織することとされている（第18条3項）。また、東日本大震災復興対策本部には、必要なときに、「原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関」を置くことができるとされており、その構成員は、「関係地方公共団体の長、および原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者」とされている（19条）。）
3. 当面、東日本大震災復興対策本部・現地対策本部に、「男女共同参画の視点」（仮称）担当部署を設け、領域横断的な企画調整に当たらせること。また、復興庁においてもこれを引き継ぐこと。

⑦（タイトルなし。全文/テキストのみ）

日付：2011年7月11日

提出先：平野達男東日本大震災復興対策担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

提出者：「「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポ」実行委員会委員長・堂本暁子、事務局長・原ひろ子、皆川満寿美

本文と要望事項：

東日本大震災復興構想会議の『復興への提言～悲惨のなかの希望～』（以下『提言』）において、「減災」の考え方が軸となり、また男女共同参画の視点が重視されたことに賛同するものである。

しかし、そこにはなお留意の必要な点がある。

それは、「減災」の概念が狭いのではないかという点である。すなわち、『提言』の2ページの注での定義は、以下。

「「減災」とは、自然災害に対し、被害を完全に封じめるのではなく、その最小化を主眼とすること。そのため、ハード対策（防波堤・防潮堤の整備等）、ソフト対策（防災訓練、防災教育等）を重層的に組み合わせることが求められる。」

ここで「ソフト対策」と呼ばれているものにつき、世界の災害・復興の実践と研究の共通認識は、「社会的脆弱性 social vulnerabilities」の克服として広く捉えている（6.11シンポ池田恵子報告）。いいかえると、ジェンダー、地域、年齢階層、エスニシティ、宗派などによる、社会の亀裂・格差、社会的排除などの解消が、災害に強い社会（social resilience to disasters: 減災社会）を作る、という認識である。

そうした認識は、『提言』にも含まれている。それが、以下の文脈での男女共同参画の視点である。

「これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない。」（34－35ページ）

『提言』が首尾一貫して実行され、減災が確実に効果を上げるためにも、当方の以下の要望を反映されたい。

1) 男女共同参画の視点からの政策担当部署の設置

当面、東日本大震災復興対策本部・現地対策本部に、「男女共同参画の視点」（仮称）担当部署を設け、領域横断的な企画調整に当たらせること。また、復興庁においてもこれを引き継ぐこと。

2) 男女共同参画の視点を領域横断的に徹底し、被害の拡大防止と適切な復興を実現すること

地域づくりの領域で男女共同参画の視点が重視されることは当然に必要なとはいえ、男女共同参画の必要性や意義は地域づくりに留まるものではない。男女共同参画の推進のためには、女性が参加したり、議論に女性の視点が盛り込まれることが必要であるが、それだけで十分なのではない。

災害の被害では、日本の経済社会の構造的な歪みが大規模に一挙に顕在化するのであり、災害を契機にそうした歪みを是正していくことが「減災」の本質的な課題である。

参考1：日本における災害脆弱性と男女共同参画の遅れ

阪神淡路大震災以後の経緯と現状

阪神淡路大震災(1995)の死者数は、女性3680人、男性2713人と、女性が1000人近く多かった（平成23年度『防災白書』参考資料）。また、復興プロセスで、男女共同参画の視点が不足していたために、女性が様々な困難を経験した。

阪神淡路大震災で顕在化した男女不平等のこうした実態は、その後、是正されることなく、災害予防にも反映されなかったため、平成16年の新潟県中越地震でも同じ事態が生じた。

翌17年に神戸で開かれた国連防災世界会議では、「人間の安全保障とジェンダーの主流化」の重要性が提示された。平成17年7月に防災基本計画に「男女のニーズの違い等、男女双方の視点」への配慮が盛り込まれ、20年2月の中央防災会議において「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立」が明示された。

また、第二次男女共同参画基本計画ならびに第三次男女共同参画基本計画（平成22年12月に閣議決定）に、「防災における男女共同参画の推進」が盛り込まれた。

しかし、現実には都道府県防災会議委員に占める女性の割合はわずか4.1パーセントであり、意思決定の場への女性の参画はまだ十分に実現していない。

また避難所では女性たちは暴力やセクシャル・ハラスメントに遭遇し、貧困にあえぐなど女性の災害脆弱性が露呈している。

参考2：『「ほどよいまち」が創る「いくつもの日本」』2003年 国土交通省国土計画局「自立的地域の構築に関する研究会」（神野直彦座長）

概要 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/02/020620_.html

⑧タイトル「東日本大震災からの復興における男女共同参画視点の徹底についての要望」（全文／テキストのみ）

日付；2011年7月14日

提出先；民主党「子ども・男女共同参画調査会」

提出者：「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポ 実行委員会※ 委員長・堂本暁子、事務局長・原ひろ子、船橋邦子、青木玲子、大野曜、皆川満寿美

本文と要望事項：

東日本大震災の救済支援、復興に向けての政府・国会議員ならびに関係者のご尽力に敬意を表します。復興政策においては日本全体の将来のあるべき姿を構想する必要がある、とりわけ重要な点が男女共同参画社会の実現であると考えます。東日本大震災復興構想会議が6月25日に提出した「復興への提言～悲惨のなかの希望～」で、以下のように明記されたことに、心から賛同するものです。すなわち、その「開かれた復興」（第4章）の「（4）人々のつながりと支えあい」において、「これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない」（34～35ページ）。

また復興基本法も、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」を、基本理念の一つとしており（第2条の二）、そのすみやかな実施に強く期待するものです。

そこで、以下を提言いたします。

1. 復興会議・防災会議などに女性を登用すること

防災、災害対応、災害からの復興における男女共同参画の視点の徹底、ならびに、国・都道府県・市町村における復興会議・防災会議などの意思決定の場に積極的に女性の参画を推進すること。このことは、住民のくらしの場に近い基礎的自治体や住民自治組織において、とくに重要である。

2. 東日本大震災復興構想会議の委員を増員し、男女共同参画の視点を持った委員を登用すること

東日本大震災復興構想会議の委員を増員し、男女共同参画の視点を持った委員、とりわけ女性委員を起用すること。また、「原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関」においても、男女共同参画の視点を持った委員、とりわけ女性委員を起用すること。

（注：復興構想会議のメンバーは現在15名で、女性は1名。復興基本法によれば、今後の復興構想会議は25名以内で組織することとされている（第18条3項）。また、東日本大震災復興対策本部には、必要なときに、「原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関」を置くことができるとされており、その構成員は、「関係地方公共団体の長、および原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者」とされている（19条）。）

3. 男女共同参画の視点からの政策担当部署の設置

当面、東日本大震災復興対策本部・現地対策本部に、「男女共同参画の視点」（仮称）担当部署を設け、領域横断的な企画調整に当たらせること。また、復興庁においてもこれを引き継ぐこと。

4. 「減災」の概念が狭義に過ぎること

「減災」の概念が狭いのではないかという点を指摘したい。すなわち、『提言』の2ページの注での定義は、以下。

「「減災」とは、自然災害に対し、被害を完全に封じるのではなく、その最小化を主眼とすること。そのため、ハード対策（防波堤・防潮堤の整備等）、ソフト対策（防災訓練、防災教育等）を重層的に組み合わせることが求められる。」

ここで「ソフト対策」と呼ばれているものにつき、世界の災害・復興の実践と研究成果に見られる共通認識は、「社会的脆弱性 social vulnerabilities」の克服として広く捉えている（6.11シンポ池田恵子報告）。いいかえると、ジェンダー、地域、年齢階層、エスニシティ、宗派などによる、社会の亀裂・格

差、社会的排除などの解消が、災害に強い社会（social resilience to disasters:減災社会）を作る、という認識である。

そうした認識は、『提言』にも含まれている。それが、以下の文脈での男女共同参画の視点である。

「これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない。」（34－35ページ）

『提言』が首尾一貫して実行され、減災が確実に効果を上げるためにも、男女共同参画の視点と徹底が重要である。

5. 男女共同参画の視点を領域横断的に徹底し、被害の拡大防止と適切な復興を実現すること
地域づくりの領域で男女共同参画の視点が重視されることは当然必要とはいえ、男女共同参画の必要性や意義は地域づくりに留まるものではない。

男女共同参画の推進のためには、女性が参加したり、議論に女性の視点が盛り込まれることが必要であるが、それだけで十分なのではない。

災害の被害実態からは、日本の経済社会の構造的な歪みが大規模に一挙に顕在化しているのがみてとれる。災害を契機にそうした歪みを是正していくことが「減災」の本質的な課題である。

参考1：日本における災害脆弱性と男女共同参画の遅れ

＜阪神淡路大震災以後の経緯と現状＞

阪神淡路大震災(1995)の死者数は、女性3680人、男性2713人と、女性が1000人近く多かった（平成23年度『防災白書』参考資料）。また、復興プロセスで、男女共同参画の視点が不足していたために、女性が様々な困難を経験した。

阪神淡路大震災で顕在化した男女不平等のこうした実態は、その後、是正されることなく、災害予防にも反映されなかったため、平成16年の新潟県中越地震でも同じ事態が生じた。

翌17年に神戸で開かれた国連防災世界会議では、「人間の安全保障とジェンダーの主流化」の重要性が提示された。平成17年7月に防災基本計画に「男女のニーズの違い等、男女双方の視点」への配慮が盛り込まれ、20年2月の中央防災会議において「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立」が明示された。

また、第二次男女共同参画基本計画ならびに第三次男女共同参画基本計画（平成22年12月に閣議決定）に、「防災における男女共同参画の推進」が盛り込まれた。

しかし、現実には都道府県防災会議委員に占める女性の割合はわずか4.1パーセントであり、意思決定の場への女性の参画はまだ十分に実現していない。

また避難所では女性たちは暴力やセクシュアル・ハラスメントに遭遇し、貧困にあえぐなど女性の災害脆弱性が露呈している。

以上

（実行委員会についての注記）※「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポ実行委員会は、わが国の災害・復興政策が男女共同参画の視点から立案・実施されることを願い、行動する団体と個人からなる委員会（別添名簿及び資料を参照）。

⑨タイトル「復興基本方針への要望」（全文/レイアウト通り） → 33ページへ

⑩タイトル「中央防災会議、都道府県防災会議の委員について」（全文/レイアウト通り）
→ 37ページへ

⑪タイトル「東日本大震災復興基本方針への要望」（全文/テキストのみ）

日付；2011年7月19日

提出先；岡田克也民主党幹事長

提出者；「災害・復興と男女共同参画 6.11シンポ」実行委員会委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子

本文と要望事項：

東日本大震災の復旧・復興に際してのご努力に敬意を表します。以下、日本全国から参加している女性団体および有識者からなる実行委員会からの要望です。

復興基本法は内閣に「復興庁」を設置し、東日本大震災復興対策本部・現地対策本部・復興構想会議等の機能を引き継ぐとしている（24条）。この対策本部ならびに復興庁において、以下を徹底することを要望する。

1）復興対策本部・現地対策本部に「男女共同参画の視点（仮称）」担当部署を設け、領域横断的な企画調整に当たらせること。7月中に策定予定の「東日本大震災復興基本方針」においては、男女共同参画を具体的政策として明確に書きこむこと。

2）復興基本法の基本理念の一つである「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映」されるよう、現地対策本部以下、基礎自治体における意志決定機関・運営組織に、女性を登用すること。

3）各地方自治体の復興政策予算に、男女共同参画関係の予算を措置すること。また、男女共同参画センターなどには、柔軟に活用できる復興基金を設置すること。

※この場合の「柔軟」とは、優先されやすい経済復興ばかりでなく、収入の乏しい女性であっても活用が可能な、生活再建において必要となる小規模な資金を無担保、無利子で貸し付ける等を意味する。

⑫タイトル「「東日本大震災からの復興の基本方針骨子」に対する要望」（全文／テキストのみ）

日付：2011年7月25日

提出先：平野達男東日本大震災復興対策担当大臣

提出者：「災害・復興と男女共同参画 6.11シンポ」実行委員会委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子

本文と要望書（宛名、日時、提出者、要望書タイトルなどの入った表紙は省略）：

「東日本大震災からの復興の基本方針骨子」（平成23年7月21日）では、「1 基本的考え方」の(viii)として「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場に、女性の参画を促進」と入れていただき、随所に関連項目を盛り込むなど、充実した基本方針が策定されつつあることに敬意を表します。

私ども委員会としては、7月19日に岡田克也民主党幹事長に提出した要望書において、以下の要望をいたしました。

1）復興対策本部・現地対策本部に「男女共同参画の視点（仮称）」担当部署を設け、領域横断的な企画調整に当たらせること。

2）7月中に策定予定の「東日本大震災復興基本方針」においては、男女共同参画を具体的政策として明確に書きこむこと。

については、基本方針骨子を基本方針として確定される折に、以下を明記していただきたく、要望いたします。

1）復興対策本部・現地対策本部に「男女共同参画の視点（仮称）」担当部署を設け、領域横断的な企画調整に当たらせること。

2）基本方針骨子の「5 復興施策（1）災害に強い地域づくり（市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手）」（5ページ）につき、

①(i)の「支援人材の配置等についての支援およびまちづくり等各種専門職の被災地への派遣や人材確保・データベース化」において、女性専門家の確保を財政的・人材的に支援する旨を明記すること。

②同じく(ii)の「まちづくりに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見を反映」において、反映を確保するための方策を明記すること。たとえば（まちづくり協議会のような）意見聴取の場に、女性、子ども・若者の発言枠を設定、高齢者・障害者が参加する場合の送迎、（手話）通訳の確保など。

3) 基本方針骨子の「5 復興施策 (2) 地域における暮らしの再生(学校施設・教育) (i)」(6ページ)において、学校等が避難場所になる場合が少なくないことに鑑みて、平時から、学校や体育館・住民センター等に男女別及び多目的のトイレ・更衣室等を設置すること。子どもの安全・安心を確保するための整備においても、性別や障害等により多様なニーズがあることを設計に組み込むこと。

4) 基本方針骨子の「5 復興施策 (4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり(社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進)」(10ページ)において、ヨーロッパ連合の貧困・社会的排除と闘う取り組みや日本国内で蓄積されている社会調査の成果(註1)を踏まえて、社会的包摂／排除の目標と指標の策定に直ちに取り組むこと。

5) 基本方針骨子の「5 復興施策 (4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり(今後の災害への備え)」において、「被災者台帳・手帳」(註2)の普及を盛り込むこと。

 註1 大沢真理(2011)「社会的経済の戦略的意義—E Uと日本の2000年代経済社会ガバナンスを対比して—」(大沢真理編『社会的経済が拓く未来—危機の時代に「包摂する」社会を求めて—』ミネルヴァ書房)、阿部彩(2011)「貧困と社会的排除—ジェンダーの視点から見た実態(大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能性第2巻 承認と包摂—労働と生活の保障』岩波書店)などを参照。

註2 米国・韓国には全国共通の被災者台帳制度がある。日本では、自治体が個別に導入しているため、被災者台帳がない自治体もある。総務省：兵庫県西宮市が阪神・淡路大震災時に開発した被災者台帳が総務省所管の財団法人地方自治情報センターが全国配布し約250自治体が登録している(ママ)。東京都：家屋被災証明に基づく台帳(京都大学巨大災害研究センターの研究チーム)を導入予定(6.11シンポの山地久美子報告)。

⑬タイトル「東日本大震災復興基本方針への要望」(全文／レイアウト通り) →39ページへ

⑭(タイトルなし。全文／テキストのみ)

日付：2011年8月28日

提出先：民主党代表候補者

提出者：「災害・復興と男女共同参画 6.11シンポ」実行委員会委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子
 note；民主党代表選挙に当たり、候補者(前原誠司(衆)、馬淵澄夫(衆)、海江田万里(衆)、野田佳彦(衆)、鹿野道彦(衆))へ緊急提出。

本文と要望書：

前略

日頃の国政へのご尽力に敬意を表します。

ご承知のように、東日本大震災復興対策本部が7月29日に発表した「東日本大震災からの復興の基本方針」では、その「1 基本的考え方」に、「(ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」、と明記されています(1ページ)。

わが国において男女共同参画の促進および共生社会の実現が不可欠であることは、もとより大震災からの復興の場面に限られるものではありません。むしろ、平素からあらゆる分野で男女共同参画を推進することが、災害や金融経済危機などに際しても、抵抗力と回復力のある社会をつくる、という認識が肝要です。

貴殿はこのたび、民主党の代表選挙に立候補なさり、大震災からの復興をはじめとする国政のリーダーシップを目指しておられることから、以下の点について、要望するものです。

(1) 上記「東日本大震災からの復興の基本方針」の基本的考え方を、確実に実行すること。

(2) 2005年12月に閣議決定された第2次男女共同参画基本計画において、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%になるよう期待する」とされた取り組みを、民主党および政府において、加速させること。その第一歩として、閣僚をはじめとする政務三役に女性を積極的に登用すること。

(3) 6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部決定された「税・社会保障一体改革成案」において重視されているように、「制度が出産・子育てを含めた生き方や働き方に中立的で選択できる社会」(2ページ)、「全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率のM字カーブの解消」(6ページ)を、確実に実行すること。

(4) 2010年12月に閣議決定された第三次男女共同参画基本計画において、政治分野では、「衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合を高めるため、各政党に対して、インセンティブの付与、具体的な数値目標の設定、候補者の一定割合を女性に割り当てるクオータ制の導入などを検討するよう要請する」、とされており、民主党として率先してこの要請に応えること。

* 「「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポ」実行委員会とは、わが国の災害・復興政策が男女共同参画の視点から立案・実施されることを願い、行動する団体と個人からなる委員会。2011年8月15日現在、全国とすべての都道府県の団体133、個人107名が参加している(リストは別紙)。6月11日に日本学術会議等と共催で「「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポ」を開催した。

⑮タイトル「新内閣の組閣に当たり、閣僚をはじめとする政務三役に、女性を積極的に登用することを求める緊急要望書」

日付：2011年8月30日

提出先：民主党代表 野田佳彦

提出者：「災害・復興と男女共同参画 6.11シンポ」実行委員会委員長堂本暁子、事務局長原ひろ子
note：民主党新代表選出後に緊急提出。

本文と要望書：

前略

このたび政治家としての信念を貫かれ、民主党代表に就任されたことを、心からお祝い申し上げます。同時に、東日本大震災からの復興を始めとする国政運営のリーダーシップを取られることに、大いに期待申し上げます。

ご承知のように、東日本大震災復興対策本部が7月29日に発表した「東日本大震災からの復興の基本方針」では、その「1 基本的考え方」に、「(ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」、と明記されています(1ページ)。

わが国において男女共同参画の促進および共生社会の実現が不可欠であることは、もとより大震災からの復興の場面に限られるものではありません。むしろ、平素からあらゆる分野で男女共同参画を推進することが、災害や金融経済危機などに際しても、抵抗力と回復力のある社会をつくる、という認識が肝要です。

そのような認識が、6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部決定された「税・社会保障一体改革成案」に盛り込まれていると考えます。貴殿は、このたびの民主党代表選挙の候補者のなかで唯一とり、税・社会保障改革の推進を高く掲げられ、見事当選されたのであり、進んで以下の点を実行して下さるよう、要望するものです。

(1) 上記「東日本大震災からの復興の基本方針」の基本的考え方を、確実に実行すること。

(2) 中央防災会議や都道府県防災会議の委員の多くは、災害対策基本法に基づき職務指定されており、大半が男性である。そこで、女性の参画を拡大するため、可能な限り早急な災害対策基本法改正を行うこと。

(3) 2005年12月に閣議決定された第2次男女共同参画基本計画において、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%になるよう期待する」とされた取り組みを、民主党および政府において、加速させること。その第一歩として、閣僚をはじめとする政務三役に女性を積極的に登用すること。

(4) 6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部決定された「税・社会保障一体改革成案」において重視されているように、「制度が出産・子育てを含めた生き方や働き方に中立的で選択できる社会」(2ペー

ジ)、「全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率のM字カーブの解消」(6ページ)を、確実に実行すること。

(5) 2010年12月に閣議決定された第三次男女共同参画基本計画において、政治分野では、「衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合を高めるため、各政党に対して、インセンティブの付与、具体的な数値目標の設定、候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制の導入などを検討するよう要請する」、とされており、民主党として率先してこの要請に応えること。

* 「「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポ」実行委員会とは、わが国の災害・復興政策が男女共同参画の視点から立案・実施されることを願い、行動する団体と個人からなる委員会。2011年8月15日現在、全国とすべての都道府県の団体133、個人107名が参加している(リストは別紙)。6月11日に日本学術会議等と共催で「「災害・復興と男女共同参画」6.11シンポ」を開催し、8月2日には菅直人首相と会見して、要望を申し入れた。

【5】日本学術会議第六次緊急提言

東日本大震災に対応する第六次緊急提言

救済・支援・復興に男女共同参画の視点を

平成 23 年 4 月 15 日

日本学術会議東日本大震災対策委員会

東日本大震災について日本学術会議は、3月18日の幹事会声明「東北・関東大震災とその後の原子力発電所事故について」で、この災害によって、日本の社会・経済システムがその設計と運用において今後解決すべき多くの課題をかかえていることが明らかになったという認識を示した。日本学術会議はついで、4月5日の第三次緊急提言「東日本大震災被災者救援・被災地域復興のために」において、「復旧・復興を通じて、男女共同参画を踏まえ、青年の参加を促進し、子ども、高齢者、障がい者、外国人等への配慮とその参加を確保すべきである」と提言している。

日本の社会・経済システムの課題として、男女共同参画やジェンダーに敏感な視点から、より積極的かつ具体的に取り組むことが求められており、上記第三次緊急提言の内容を一層具体化し、男女共同参画の視点にたって被災地域の救済・支援・復興を進めるために、以下のことを緊急に提言する。

(注)「ジェンダー（社会的文化的性別）」は、文化、エスニシティ、社会階級、年齢、障がいの有無などによって、多様な現れ方をすることが知られている。「ジェンダーに敏感な視点」は、ジェンダーをはじめとする人間の多様性に配慮する視点を指す。

1. 男女共同参画および青年等の参加の促進については、政府、自治体、政党、民間組織等において、救済・支援・復興等の意思決定をおこなう機関（対策本部等）及び機会（避難所の運営、町内会での対応等）に、男女共同参画を徹底すること、子ども、高齢者、障がい者、外国人等にあっても、性別等によりニーズは多様である点に十分に配慮すること。
2. 物的支援に劣らず重要な対人ケアの活動において、不眠不休の活動にあたる医療職・介護職・保育職、学校教諭や公務員など、ケアラーのケアを図ること。
3. 上記第三次緊急提言では、「言語弱者に対する情報伝達への配慮」を提言しているが、通信機器等の情報獲得手段の所有や操作にも関わって、言語をはじめ種々の情報弱者が存在することを念頭に置き、多様なニーズを持つ人々に確実に届くよう、きめ細かい情報収集と提供に努めること。

- 4、女性や子どもに対する暴力（性的暴力を含む）の発生が懸念されている。政府関係省庁の局長級「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」は、4月6日の「被災地等における安全・安心の確保対策について」において、全国からの女性警察官の派遣等をはじめ、女性や子育てに配慮した避難所の設計、避難所運営への女性の参画、女性の悩みや女性に対する暴力に関する相談サービス等の周知等を決定している。この決定を迅速に実行し、警察官のみならず自衛官、警備員等においても女性の配置を図り、女性・子ども等に対する全体的な支援体制を現状に適した形で強化すること。
- 5、ジェンダーに敏感な視点による当事者参加型などの実態調査をはじめ、復興過程における男女共同参画の実現に資する調査研究を振興すること。

The 6th emergency recommendation regarding the response to the Great East Japan Earthquake

Perspective of gender equality with regard to relief, support, and restoration

April 15, 2011

Science Council of Japan

Great East Japan Earthquake Task Force

Regarding the Great East Japan Earthquake, the Science Council of Japan recognized in the Statement of the Executive Committee Meeting held on March 18, “Regarding the Disaster in Tohoku and Kanto and Nuclear Reactor Accident”, that the present disaster revealed many problems in the design and operation of the socio-economic systems of Japan that need to be solved in the future. Moreover, the Science Council of Japan stated in its third urgent proposal of April 5, “For the relief of victims of the Great East Japan Earthquake and the recovery of the disaster-stricken areas” as follows: “Participation in recovery and restoration should be based on gender equality, with participation by young people encouraged. Measures allowing participation by children, elderly and disabled persons, foreigners, etc. should be made, as well as recovery measures taken for their benefit.”.

Among the problems in the socio-economic system of Japan, taking a perspective sensitive to gender, in particular gender equality in participation in activities, more active and concrete actions are being demanded. For further concrete execution of the third urgent proposals listed above and to push forward the relief, support, and restoration of the disaster-stricken areas with a view to promoting gender equality of participation, the following measures are urgently proposed.

(Note) “Gender (social and cultural distinction between the sexes)”, depending on culture, ethnicity, social status, age, presence of disability, and so on, can take on in many different forms. “Gender sensitive perspective” refers to the perspective that is aware of the diversity of humans including gender.

1. For the promotion of gender equality and the participation of the young people, the central and local governments, political parties, and private organizations shall be thoroughly observe gender equality in their organizations that decide on relief, support, and restoration works (disaster headquarters and so on) and in giving

opportunities for operations (operation of the shelters, handling of neighborhood associations, and etc.), and shall keep in mind that the needs of children, elderly, disabled, and foreigners can be varied, and should be met with a similar degree of attention as that of gender issues.

2. The activities of human care support are equally important to materialistic support. Care for the care givers such as medical staff, nursing staff, day care staff, teachers, and government workers who are working night and day must be provided.
3. In the third urgent proposal mentioned above, “consideration for the information transmission to language challenged people” is proposed. Bear in mind that there are various types of “information challenged”, such as people who don’t have access to the means to obtain information, such as people not owning communicative devices, and people that have difficulties operating such means, in addition to the language challenged. Therefore, it is necessary to collect and provide information with as much care as possible to make sure that it is successfully delivered to the people with various language related needs.
4. Violence toward women and children (including sexual violence) is a concern. In the meeting of April 6 “regarding countermeasures to ensure safety and public safety in disaster-affected areas” of the “Working Team for Measures to Ensure Safety and Public Security in Disaster-affected Areas” which is comprised of all chief members of the related government ministries, a number of measures were decided including dispatching female police officers from all areas of the country to the stricken areas, designing of shelters considering needs of women and child rearing, participation of women in the operation of shelters, and creating and publicizing consultation services addressing issues causing the distress of women and violence against women. These decisions must be implemented immediately and must not be limited to utilization of female police officers but also females in Self-Defense Forces or female security guards, to strengthen the general support system for women and children and make it more suited to the current situation.
5. Investigations shall be held with the aim of contributing to the realization of gender equality in participation in the process of restoration, including actual investigation of the participating parties from a perspective sensitive to gender.

【6】日本における災害予防、発生直後の対策、復興過程などにおけるジェンダー課題

原ひろ子(第21期日本学術会議 第一部連携会員)

日本学術会議「人間の安全保障とジェンダー委員会」委員

[2010年11月30日第9回会合における報告の記録に2011年7月に加筆]

はじめに

災害予防、発生直後の対策、復興過程などにおけるジェンダー課題に関する着目は、日本では非常に遅く、つい最近になってのことである（お配りした資料に即して項目ごとに説明する。）。

第Ⅰ部 国際的な動向に関する限定的なレビュー

国際的な動向に関しては、静岡大学教育学部の池田恵子氏¹によるバングラデシュにおける実地調査(1996, 2009 など)があるが、時間の制限もあり、詳しいことは省略する。

第Ⅱ部 防災とジェンダー課題に関しての日本での動き

阪神・淡路大震災以前には、1990年に、国会資料編纂会から『日本防災百年史』が刊行されている。同書には明治元年から昭和64年までを対象とした年表が作成されているが、わずかに高齢者に対する配慮の指摘が1ヶ所あるのみで、ジェンダー課題には全く触れられていない。

表1 死亡時年齢別阪神・淡路大震災死者数

死亡時年齢	男性	女性	合計	%
0歳～4歳	67	55	122	1.91
5歳～9歳	64	66	130	2.03
10歳～14歳	66	79	145	2.26
15歳～19歳	70	102	172	2.69
20歳～24歳	151	148	299	4.67
25歳～29歳	81	92	173	2.70
30歳～34歳	60	85	145	2.26
35歳～39歳	62	57	119	1.86
40歳～44歳	97	109	206	3.22
45歳～49歳	118	162	280	4.37
50歳～54歳	173	236	409	6.39
55歳～59歳	212	249	461	7.20
60歳～64歳	261	299	560	8.75
65歳～69歳	272	385	657	10.26
70歳～74歳	266	411	677	10.57
75歳～79歳	222	369	591	9.23
80歳～84歳	264	413	677	10.57
85歳～89歳	155	242	397	6.20
90歳～94歳	39	100	139	2.17
95歳～99歳	9	19	28	0.44
100歳～	4	2	6	0.09
性別及び死亡時年齢不明			9	0.14
合計	2,713	3,680	6,402	100.00

兵庫県(2008)「阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について(平成17年12月22日記者発表)」

(http://web.pref.hyogo.jp/pa20/pa20_000000016.html)

る²。

Ⅱ-1 平成7(1995)年1月17日、阪神・淡路大震災以降の動き

Ⅱ-1-1 災害による死者数(年齢別、男女別)統計のアクセスの困難さの克服

その後の阪神・淡路大震災以降には死者数の統計に年齢別・男女別死者数が示されているが、これも正確な数値を把握するのは非常に困難であると言いつつ、何とか算出されたという(表1)。全体で女性のほうが男性よりも多く、また、高齢者に女性が多いこともあり、特に高齢女性の被害者が多いという結果になっている。

本来ならば、被害に遭った方たちが生活保護の対象であったか高額納税者であったかといった社会経済的な要因とのクロス集計(至難のわざかもしれないが)があることが大事だと考える。しばしば言われている点であるが、地盤が脆弱な地価の安いところに住んでいた人々、つまり貧困層に被害が多かったということがあり、ジェンダーと階層との関連も今後の課題であ

¹ 2011年4月より教授。

² 本報告後の補足として、2011年3月11日の東日本大震災では千葉市の埋め立て海岸地域の液状化による

Ⅱ-1-2 女性たちの動き

このテーマが非常に注目されるようになった要因には、「ウィメンズネット・こうべ」という NGO の活動がある。これは、もともと神戸地区で女性の市会議員や兵庫県の県会議員を増やす運動を目指していた NGO である。ネットワークの活動の開始当時、1995 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災以前に「女たちの家」を建て、いろいろな情報交換をしようと言っていたが、その家は震災で失われた。しかし既に組織ができていた効果で、大々的にかつシステムティックな被災者の支援活動が可能になった。特に災害後の DV 被害者サポートホットラインを設立したことは特記すべきである。

「ウィメンズネット・こうべ」は、やがて、記録を作り、本を出版するといった活動をした（ウィメンズネット・こうべ編 1996）が、このことが全国的に知られるようになるのは、災害発生から 10 年近く後であった。彼女たちの本来の意図に則して、正井礼子代表が 1995 年から市会議員に立候補したが落選した。

被災者生活再建支援法の成立（1998 年 5 月）に、宝塚出身の中川智子衆議院議員（2009 年 4 月 20 日から市長）が尽力したことにより、当初の「ウィメンズネット・こうべ」の設立目的はこのような形で実現されているといえよう。

Ⅱ-2 内閣府男女共同参画会議関連の動き

内閣府の男女共同参画会議関連では、震災から 7 年後の 2002 年、朴木佳織留神戸大学教授と正井礼子「ウィメンズネット・こうべ」代表が内閣府の影響調査事例研究ワーキングチーム（当委員会の幹事である大沢真理はメンバーの一人、以下影響調査事例研究 WT）のヒアリングに出席され、これが記録にとどめられた。その影響でその後の第 2 次および第 3 次男女共同参画基本計画に災害の問題が含まれるようになったといえる。

さらに 2004 年 10 月の中越地震と 2004 年 12 月のインド洋地震津波の経験がある。先述した 2002 年の影響調査事例研究 WT の影響もあり、中越地震が発生したときに内閣府の男女共同参画局から女性職員が女性の視点担当として現地支援対策室に派遣され、対策を担当したが、このように政府の対応の中にこの課題が初めて含まれるようになった。2004 年 12 月インド洋地震津波が発生した際に、日本政府は直ちに国連の UNIFEM を通じて 100 万ドルの資金援助を行った。国際的に「日本は素早くやるではないか。しかしその後はどうなっているのか」と言われているが、このことは『平成 18 年版防災白書』（2006：第 1 部第 4 章 1、1-3）にも掲載されている。

その後 2004 年から 2005 年にかけて内閣府の男女共同参画会議と、その下にある基本計画に関する専門調査会において防災対策に関する男女共同参画の視点が論じられるようになった。「男女共同参画基本計画（第 2 次）」では「第 12 分野 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進」において、科学技術、地域おこし、まちづくり、観光、環境と並んで防災が含まれている。

そして「男女共同参画基本計画（第 3 次）」（2010 年 12 月 17 日閣議決定）では第 14 分野の一部分として防災分野における男女共同参画の観点を明記している。すなわち、本計画の目次で第 14 分野に、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」と示された。ちなみに、第 12 分野の「科学技術・学術分野における男女共同参画」も新しい独立分野として扱われるようになっている。第 2 次男女共同参画基本計画では、この「地域、防災・環境」などと並んで「学術分野」と書いてあったが、第 3 次では学術分野が第 12 分野として独立し、防災についても論述が進んだ。例えば、その「第

被害者の中には必ずしも「貧困層」でない人々も含まれていることを指摘しておきたい。

14 分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」の全般に関する（基本的考え方）として、「防災・環境等の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがあるが、組織の運営や活動の進め方において男女共同参画を推進する。」と明記している。特にその中の「4 防災における男女共同参画の推進」の項は注目すべきである。

Ⅱ-3 日本女性会議 2007 ひろしま（2007 年 10 月 19 日～20 日）でのイベント

民間の動きとしては、毎年、日本女性会議が県庁所在地などを巡回して開催されており、市役所職員とその地域の NPO/NGO の女性たち、男性たちが多数運営に参加している。2007 年広島市での日本女性会議 2007 ひろしまでは、「災害対策に女性の視点を」と題する分科会が開催された（日本女性会議 2007 ひろしま実行委員会編 2007）。

Ⅱ-4 国立女性教育会館、平成 17 年度女性の学習国際フォーラムにおける「災害と女性のエンパワメント」

国立女性教育会館では 2005 年に平成 17 年度女性の学習国際フォーラムで「災害と女性のエンパワメント」が開かれ、外国の演者もお招きして幅広い観点で論議が展開された（国立女性教育会館 2005）。

Ⅱ-5 2008 年 3 月 25 日石川県穴水町における「女性のための防災会議」と「穴水宣言」

2008 年 3 月 25 日に石川県穴水町で開かれた女性のための防災会議で「穴水宣言」（石川県鳳珠郡穴水町 2007）が出された³。このイベントが契機となったのは、2007 年に穴水町を襲った地震に際し、神戸地域の被災者の人たちが作った復興のための NGO のメンバーが、穴水に直ちに応援に行ったことであった。神戸での経験が穴水の住民たちにとってとても意味のあることであったようで、「神戸の方たちが応援に来てくれたというだけでなく、現実的に細かい対応に関して助かった」ということである。

Ⅱ-6 2008 年春全国知事会男女共同参画特別委員会（座長 堂本暁子千葉県知事）による動き

災害とジェンダー、防災とジェンダーという観点で全国的に重要なものとして、全国知事会男女共同参画特別委員会による調査（全国知事会男女共同参画特別委員会 2008）がある。堂本暁子氏が千葉県知事に就任された頃、4 人の女性知事が全国知事会に参加されており、その他のいくつかの県の知事が加わり標記の特別委員会によるプロジェクトが展開された。全国の都道府県、市町村を対象とした「女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査」の実施である。全都道府県と全体の 96.6%に相当する 1746 の市町村からの回答が得られ、都道府県内の市町村においても調査が実施されることになった。知事の示唆により多くの県で防災に関する女性の参画に関する施策が、企画段階から実際の地域の町内会レベル、部落会レベルの動きに浸透していく仕組みが築かれる基礎ができた⁴。今後、防災、

³『平成 21 年度版防災白書』（p. 21）は「女性のための防災会議」と「穴水宣言」について触れ、「こうした取組みが広がっていくことを通じて、女性のニーズを踏まえた防災対策が促進されるとともに、女性の地域防災への参画が促進されることが期待される。」と述べている。さらに、コラム（p. 21）として取り上げられている。

⁴ 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災の発災当初には多くの自治体、特に町内会、部落会レベルにおいて必ずしも男女共同参画の視点が活性化したとはいえない。

発災直後の対応、避難所の運営、仮設住宅の設計、医療・保健サービスのあり方、個人や世論、企業の経営再建等に関して多大な課題が残されている。

Ⅱ-7 『防災白書』の記述に見られる動向

平成 13 年から 22 年までの『防災白書』には様々な記述がある。婦人防火クラブや女性防火クラブという名称のもとに、女性たちが消防団の全国大会などにも参加している。もともとは消防団の「幹部の奥様」の会だったようであるが現実的な地域での体制づくりに次第に関わるようになってきていると感ずる。

『防災白書』の 2006 年版には、注目すべき記述が数か所ある。2004 年 12 月 26 日にインドネシアで地震が発生し、それから 2005 年 1 月にジャカルタで開催された ASEAN 主催の緊急首脳会議において、小泉内閣総理大臣が、日本がアジアの一員として資金、知見、人的貢献の 3 点で最大限の支援を実施するということを表明した。

2005 年 2 月には、国連がクリントン前米国大統領を津波復興特使に任命し、先述したように日本は災害発生後の資金援助として UNIFEM を通じて 100 万ドルを拠出した。この日本の行動は国際的に高く評価されたが、日本政府はその後の世界各地での自然災害に際してはこのような男女共同参画の視点を重視した資金援助は行っていない。⁵

Ⅱ-8 「北京+15 アジア・太平洋地域 NGO フォーラム」の最終宣言

1995 年に北京で第 4 回国連世界女性会議が開かれ、網羅的に地球規模での重要な課題 12 項目が設定された。それをもとに、毎年春、ニューヨークの国連本部で、女性の地位委員会⁶が開かれ、特定のテーマを中心に 2 週間にわたる論議が展開されている。2010 年が北京会議から 15 年目となることを記念して、世界各地、国連の五つの分野の地域で政府間会議と NGO フォーラムが大々的に開催された。アジア・太平洋地域の NGO 会議は 2009 年 10 月にフィリピン・マニラ首都圏で開かれた。そこで出された宣言⁷では、特に災害と女性に関してどのような問題（性被害、文化的状況に起因するもの、その他）が生起するか、さらに復興に際して女性が非常に不利な状況に置かれる場合があるということについて触れている。

Ⅱ-9 国連防災会議とアジア防災会議

国連での動きとして、1994 年国際防災の 10 年世界会議が横浜で開催され、「より安全な世界に向け

⁵ 本報告後、2011 年 6 月 14 日、『平成 23 年版防災白書』（防災に関してとった措置の概況 平成 23 年度における防災に関する計画）が閣議決定、国会報告されたが、その本文に岩手県、宮城県、福島県に関し、「東日本大震災における死者数」（2011 年 4 月 11 日まで）が年齢階層別に示され「地域人口の年齢構成（平成 22 年 9 月 1 日時点）」との対比が行われている（p. 12）。しかし、その男女別の対比は示されていない。そして僅かに「参考資料」（p. 100）として年齢階層別・男女別の死者数の表が示されているのみである。被災状況と災害発生時における住民の多様性（性別、年齢別、障がいの特性別、日本語の理解度別など）による必要な対応に関する問題意識の深化と前進が、今後、期待される。

⁶ 日本政府は、「国連婦人の地位委員会」と称している。

⁷ “Final Declaration of the Asia and Pacific NGO Forum on Beijing +15”

http://www.un-ngls.org/IMG/doc_Final_Declaration_of_the_Asia_and_Pacific_NGO_Forum_on_Beijing.doc

ての横浜戦略」(Yokohama Strategy and Plan of Action for a Safer World)が採択された。この「戦略」にはジェンダーや女性への言及は特に見られなかった。しかし、その約10年後の神戸での国連防災世界会議において採択された「兵庫行動枠組2005-2015」(Hyogo Framework for Action 2005-2015)は、第23回国連特別総会の成果文書「女性2000年会議：21世紀に向けて、のジェンダー平等・開発・平和」に触れつつ、防災対策におけるジェンダーの配慮について明記している。

アジアにおいては、アジア防災センター(ADRC: Asian Disaster Reduction Center)が1998年神戸に設立され、2002年からほぼ毎年1回アジア防災会議が開かれている。日本で開催されたのは、2003年、2009年、2010年の神戸での会議である。2010年の神戸会議の会議総括には、「アセアン憲章に準拠して、ASEAN 防災緊急対応協定ワークプログラム2010-2015は、ジェンダーおよび子供、高齢者、障害者などの災害弱者に関する問題を考慮した人間中心の防災をも推進していく」(アジア防災センター2010)となっている。このような会議の主催国である日本の今後の国内的・国際的実践の前進を期待したい。

まとめ

日本での国、都道府県、市町村などにおける災害予防・発生直後の対策に関して、男性のみならず、女性・高齢者・障がい者が、この対策の策定に参画するということが必要であると考え。特に地域によっては壮年男子が職場にいて、居住地に高齢者と障がい者だけが残っているというような集落が日本には存在している。その場合の対処に関する発想ができていくということが重要で、主に市町村単位での対応が必須である。それには県知事、市町村長の認識がしっかりとすることが重要である。さらに復興過程における対策立案や個別事案の内容の決定に女性、高齢者、障がい者、子どもたちが含まれるべきである。

国際協力に際しての課題も、多様なアクター(actors)をめぐるジェンダー視点の導入が必要であると考え。学術研究の課題は本委員会の重川希志依委員⁸の他、先述の静岡大学の池田恵子氏⁹など数名おられるが数が少ない。こうした研究者が増えることが必要である。

最後に、日本人らしい『地震からわが子を守る防災の本』(国崎信江 2001)、『犯罪から子どもを守る50の方法』(国崎信江 2005)のように、普通の生活をしている人々にとって役立つ本を出版し、広めることも重要である。¹⁰

[報告時間の関係で、割愛した事柄に関しては参考文献を参照されたい]

報告後の意見交換【日本学術会議「人間の安全保障とジェンダー委員会」第9回議事要旨より抜粋】

大沢委員 紛争状況で女性に対する暴力行為が発生するということは、比較的良好に知られているわけですが。大規模災害の直後ないし復興過程でも、結局家に鍵がかからなくて集団生活をしているとか、トイ

⁸ 富士常葉大学大学院環境防災研究科教授

⁹ 社会地理学、南アジア地域研究を専門とし、バングラデシュ農村を対象に、開発とジェンダー、農村住民の災害対応、地域防災への女性の参加などを研究されている。本報告後も、池田氏はこの分野で精力的な研究活動を続けている。池田(2011a, b, c)を参照。

¹⁰ さらに、日本における過去の経験から学ぶために、『三陸海岸大津波』(吉村、2004a)および『関東大震災』(吉村、2004b)をおすすめしたい。

レ等々のファシリティが非常に不十分であるといったことからレイプ被害が起こりやすいということを、神戸の人たちは本当に頑張ってまとめられたと思います¹¹。しかし、事態の重要性に関する注意喚起というのは、まだまだ足りないと思うのですが。

原委員 はい、そうですね。今までは生理用ナプキンも緊急事態のときには含まれてなかったことがあったのが、やっと含まれるようになりました。

大沢委員 男女共同参画会議の影響調査専門調査会で、内閣府の防災担当の参事官にヒアリングして、緊急キットの中には何が入っているか一覧で出してもらったら、おむつは入っているのに生理用ナプキンが入ってない。それで腰を抜かしそうになりました。田中由美子さん¹²もそのとき委員として列席していって思ったと思うんですが、おむつが必要な赤ん坊がいる女性のいる頻度と、生理がある女性がいる頻度って全然比べ物にならないはずなのに、そういうことだったというのがわかって、これはやらなきゃというので報告書等を作った結果として、第2次男女共同参画基本計画には「その他」の中に入ったし、中越地震のときもすぐに内閣府男女共同参画局から担当官を派遣してくださいました。

原委員 関連することですが、小学校や中学校の体育館が緊急避難所になると、そこにボックスのトイレをつくるにしても、女性専用や障がい者用のトイレも別途設置するとか。洗濯の物干し場についても、女性が干せるような場所をつくっておかないと。血液がついている下着もふだんなら取りかえられるけれども被災時には捨てられないわけです。そういうものを干さなければいけないこともあるわけです。

こういう細かいことを言い出すと際限なくありますが、でも最低これだけはというようなことが防災体制の常識になっていくこと、災害の発生直後の対応時の常識になっていくことも大事です。とくに、逃げ方などについては対策企画立案に女性や多様な障がい者の方とか参画して意見が述べられるような場が設定されることは、非常に大事だと思っています。女性、高齢者、多様な障がい者、日本語が話せない人などが単に施策の対象に「配慮される」のではなく、施策の立案過程に参画すべきであることを強調したいのです。

司会（後藤俊夫副委員長¹³） 今までは非常に少ないということですね。一番最後のまとめ¹⁴にも書いてあるように、女性等が対策というか立案のところに加わる必要があると。

原委員 今までは地方自治体などの防災会議では、警察の方と消防団の方、市役所などの防災担当の男性、医師会会長が充て職で入っており、そこでいろいろ細かく決めてらしたわけです。その会議に女性とか障がい者が入っているという、地域の中で具体的なことがわかっている方たちが入っている、ということが大事です。障がい者が家の中にじっとして主張するのではなく、自分の立場で自分の地域を見て回っておく。僕自身とか私自身のことだけでなく、そういうふうな観点に立つというのがすごく大事かなと思います。

司会 当事者の人たちの視点って、なかなか出ないというのは確かですよ。

原委員 当事者、特に障がい者の方々は災害が起こった後になっても、まだどう改善の余地があるかを考えるだけの視野を、もともと持ちにくい方があるわけです。脳性麻痺で車いすで頑張っている方たちの中には、全国的にいろいろなことを考えている方がいらっしゃいますけど、障がいの種類によっては経験や視野が本当に限られている方たちがいると思います。そのエンパワーメントも必要です。

¹¹ ウィメンズネット・こうべ編(1996, 2005, 2009)参照。

¹² 同委員会委員。独立行政法人・国際協力機構国際協力専門員

¹³ 中部大学副学長

¹⁴ 本報告の「まとめ」を指す。

大沢委員 いま内閣府で障害者基本法の検討をしていますよね¹⁵。そういうところには防災の見地というのは入っているのでしょうか。堂本暁子さんが委員でいらっしゃるはずだから¹⁶。

原委員 堂本暁子さんに聞いてみましょう。

大沢委員 あと私がもう一つ気になるのが、大規模災害というのはある程度理解が及んできても反対する人はいないですけど、日常的な火事です。婦人防火クラブというのがどういう活動をしていて、それは男性版の防火クラブというのはあるのかないのかわからないんですけども。

原委員 それは地域消防団で、消防員でない民間の方が参加しているような地域があります。だけど過疎になってくると地域消防団の成立が難しくなって、ますます女性に期待がかけられ始めているのかなと感じるんです。

大沢委員 実は日常的な火事で死ぬ人には男性が多いのです。火元も男性であることが多くて、ひとり暮らしの比較的高齢男性の寝たばこというのがすごく多いらしい。

原委員 寝たばこお酒飲んで寝て火が出ても気がつかない。

大沢委員 気がつかないで寝ているということですよ。そういう普通の火事の出火原因であるとか被害状況を、最初に性別で統計をとって発表した消防庁の女性がおられます。あまり周囲の方から理解されなかったとか。この消防庁の女性の思いとしては、こういうことが火災の実態であるのにもかかわらず、防火訓練というと、てんぷらを揚げている火事を出したというような想定が多過ぎるということに問題意識を持って統計をとったらしいのです。ここで別のシンポジウムをやったときに駆けつけてくださって、個人的にお話ししたこともあります。

原委員 それはすごく大事ですよ。

大沢委員 災害とは、どういう原因で、どのように起こって、被害者はだれなのかということの年齢別統計はよくとられるんですけども、男女別というのは意外ととられてない。

原委員 私が2006年消防庁に電話をかけて受けてくださったのは男性だったんですけど、火事で亡くなった方々の男女別の統計を直ちにプリントして私の自宅に郵便で送っていただきました。¹⁷

あとがき

本報告後、新潟県中越地震「女たちの震災復興」を推進する会による記念誌『忘れない。一女たちの震災復興』を手にした。これは新潟県中越地震5周年復興祈念事業として2009年10月に開催された講演会とシンポジウムの記録および震災直後からの被災の体験や想いをまとめたものである。神戸の女性たちの取り組みと同様、新潟の女性たちの取り組みおよび情報発信に対し、敬意を表したい。

¹⁵ 改正障害者基本法に防災の観点が入ったことがこのほど確認できた。2011年7月29日、東日本大震災で障がい者への情報の伝達がうまくいかなかったケースを踏まえ、国や地方自治体に、障がい者の状態などに応じた防災・防犯対策を講じるよう義務づける改正障害者基本法が、参議院本会議で可決・成立した(2011年7月30日16:44 NHKニュースによる)。

¹⁶ 内閣府では障がい者施策の推進に関して意見を求めるため、障がい者制度改革推進会議(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html>)を2010年1月より開催しており、堂本暁子氏はその構成員として参加している。

¹⁷ 「焼死にみる男女差」(原・近江・島津編2007:69-70)は、この資料をもとにしたものである。

参考文献

邦文

- 相川康子 (2006) 「災害とその復興における女性問題の構造：阪神・淡路大震災の事例から」『国立女性教育会館研究ジャーナル』 10, pp. 5-14
- アジア防災センター(2010)「アジア防災会議 2010 会議総括(仮訳)」2010 年 1 月 19 日
(http://www.adrc.asia/acdr/2010kobe/documents/ACDR2010_Summary_draft_jp.pdf)
原文は(http://www.adrc.asia/acdr/2010kobe/documents/ACDR2010_Conference_Summary_draft.pdf)
- あんどうりす(2008)『ちいさないのちをまもる：ママのためのナチュラル防災講座』(自然育児友の会 会報 12 月号) 自然育児友の会
- 池田恵子 (1996) 「ジェンダーと災害—バングラデシュのサイクロン対策—」関啓子・木本喜美子編『ジェンダーから世界を読む』明石書店、pp. 121 - 147
- 池田恵子 (2009) 「ジェンダーの視点を取り込んだ災害脆弱性の分析：バングラデシュの事例から」『静岡大学教育学部研究報告. 人文・社会・自然科学篇』 60 号、pp. 1-16
- 池田恵子(2011a)「ローカルな開発エージェントは開発とジェンダーを担えるか—バングラデシュのコミュニティ防災」『2006 - 2008 年度科学研究費補助金 [基盤研究B] ローカル・センシティブな「開発とジェンダー」研究の構築を目指して』(研究代表者 熊谷圭知) 111 - 128 頁
- 池田恵子(2011b)「防災、災害被害者支援、復興対策に関する、国際的動向(仮題)」(「災害とジェンダー」報告、6・11 シンポ実行委員会作業チーム・城西国際大学ジェンダー・女性学研究所、於東京・城西国際大学)
- 池田恵子(2011c)「災害と男女共同参画をめぐる国際的潮流」(「災害・復興と男女共同参画」6・11 シンポジウム報告)
- 石川県鳳珠郡穴水町(2007)「能登半島地震復興一周年祈念『女性のための防災会議』」
(<http://www.town.anamizu.ishikawa.jp/mpsdata/web/1514/anamizusengen.doc>)
- 泉田裕彦 (2010) 「二度の大地震を経て—今後の地震防災に対する地域行政の役割—」『學士會会報』 vol. 883, pp. 4-8
- いのうえせつこ(2008)『地震は貧困に襲いかかる—「阪神・淡路大震災」死者 6437 人の叫び』花伝社
- ウィメンズネット・こうべ編(1996)『女たちが語る阪神大震災』木馬書館
- ウィメンズネット・こうべ編(2005)『災害と女性：防災・復興に女性の参画を：資料集』ウィメンズネット・こうべ
- ウィメンズネット・こうべ編(2009)『被災地における性暴力～防止と対応のためのマニュアル』ウィメンズネット・こうべ
- 浦野正樹・大矢根淳・吉川忠寛編(2007)『復興コミュニティ論入門』弘文堂
- 大阪市環境保健局 (2005)『阪神・淡路大震災支援活動記録』大阪市環境保健局
(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/directory/eqb/book/4-414/index.html>)
- 国崎信江(2001)『地震からわが子を守る防災の本』編集工房一生社
- 国崎信江(2005)『犯罪から子どもを守る 50 の方法』プロンズ新社
- 源栄正人(2010)「地域地震防災対策の高度化に向けて—過去に学び、現況を知り、次に備える—」『學士會会報』 vol. 883, pp. 20-25
- 国立女性教育会館(2005)平成 17 年度女性の学習国際フォーラム「災害と女性のエンパワーメント」配布資料(2005/12/10-11)国立女性教育会館

- 国会資料編纂会 (1990) 『日本防災百年史』 行政通信社
- 重川希志依 (研究代表者) (2002) 『災害対応従事者支援システムの開発』 京都大学防災研究所
(http://www.dpri.kyoto-u.ac.jp/web_j/kyodo/kyodo13/13g-14/13g-14.pdf)
- 島崎邦彦 (2010) 「東海地震待ったなし」 『學士會会報』 vol. 883, pp. 9-14
- 杉本侃 (2010) 「大災害時の医療体制について」 『學士會会報』 vol. 883, pp. 26-31
- 全国知事会男女共同参画特別委員会 (2008) 「防災分野における男女共同参画の推進に関する調査結果」 全国知事会 (<http://www.nga.gr.jp/news/bousai080326.PDF>)
- 男女共同参画局 (2010) 『第3次男女共同参画基本計画』 平成22年12月17日閣議決定
(<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/3-26.pdf>)
- 内閣府男女共同参画局影響調査事例研究ワーキングチーム (2003) 『影響調査事例研究ワーキングチーム中間報告書～男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施のための調査手法の試み～』 内閣府男女共同参画局 (http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/eikyou/houkoku/index_hei1511.html)
- 内閣府編 (2006) 『平成18年版防災白書』 (<http://www.bousai.go.jp/hakusho/h18/index.htm>)
- 内閣府編 (2008) 『平成20年版防災白書』 (<http://www.bousai.go.jp/hakusho/h20/index.htm>)
- 内閣府編 (2009) 『平成21年版防災白書』 (<http://www.bousai.go.jp/hakusho/h21/index.htm>)
- 内閣府編 (2010) 『平成22年版防災白書』 (<http://www.bousai.go.jp/hakusho/h22/index.htm>)
- 内閣府編 (2011) 『平成23年版防災白書』 (http://www.bousai.go.jp/hakusho/H23_zenbun.pdf)
- 新潟県中越地震「女たちの震災復興」を推進する会 (2010) 『忘れない。一女性たちの震災復興』 新潟県中越地震「女たちの震災復興」を推進する会
- 日本社会教育学会年報編集委員会編 (1997) 『ボランティア・ネットワーク—生涯学習と市民社会』 東洋館出版社
- 日本女性会議 2007 ひろしま実行委員会編 (2007) 『日本女性会議 2007 ひろしま報告書』 (2007/11/19-20) 日本女性会議 2007 ひろしま実行委員会
- 原ひろ子・近江美保・島津美和子編 (2007) 『男女共同参画と男性・男児の役割』 明石書店
- 室崎益輝 (2010) 「災害情報の活性化とハザードマップ」 『學士會会報』 vol. 883, pp. 15-19
- 山浦晴男 (2010) 『住民・行政・NPO 協働で進める最新地域再生マニュアル』 朝日新聞出版
- 山地久美子 (2009) 「ジェンダーの視点から防災・災害復興を考える—男女共同参画社会の地域防災計画」 『災害復興研究』 (1), pp. 45-76
- 吉村昭 (2004a) 『三陸海岸大津波』 文春文庫
- 吉村昭 (2004b) 『関東大震災』 (新装版) 文春文庫
- 欧文
- United Nations (1994) “Yokohama Strategy and Plan of Action for a Safer World: Guidelines for Natural Disaster Prevention, Preparedness and Mitigation,” World Conference on Natural Disaster Reduction, Yokohama, Japan, 23-27 May, 1994. (http://www.unisdr.org/files/8241_doc6841contenido1.pdf)
- United Nations (2005) Hyogo Framework for Action 2005-2015: Building the Resilience of Nations and Communities to Disasters (Extract from the final report of the World Conference on Disaster Reduction (A/CONF.206/6)). (http://www.unisdr.org/files/1037_hyogoframeworkforactionenglish.pdf)

【8】関連国会質疑（参議院調査会における意見表明・意見交換を含む）

国会会議録ウェブサイトを検索（検索語；東日本大震災、女性、男女共同参画、外国人など）。なお、7月19日の衆議院予算委員会における池坊議員による質疑については、8月21日時点で会議録が公表されていないため、議員自身のブログに掲載された記録（<http://yasukoikenobo.cocolog-nifty.com/blog/2011/07/post-b7ea.html>；8月16日取得）から抜粋している。

3月23日 衆議院外務委員会 赤嶺政賢議員（共産党）
 3月31日 参議院内閣委員会 糸数慶子議員（無所属）
 4月20日 衆議院厚生労働委員会 古屋範子議員（公明党）
 4月21日 参議院内閣委員会 糸数慶子議員（無所属）
 4月26日 同上 同上
 5月01日 参議院予算委員会 吉田忠智議員（社会民主党）
 5月11日 衆議院厚生労働委員会 古屋範子議員（公明党）
 5月11日 衆議院法務委員会 大口善徳議員（公明党）
 5月18日 参議院共生社会・地域活性化に関する調査会 福島みずほ議員（社会民主党）
 同上 神本美恵子議員（民主党）
 5月20日 参議院予算委員会 平山幸司議員（民主党）
 5月25日 衆議院内閣委員会 井戸まさえ議員（民主党）
 6月09日 参議院厚生労働委員会 中村博彦議員（自民党）
 6月14日 参議院東日本大震災復興特別委員会 岡崎トミ子議員（民主党）
 6月16日 参議院東日本大震災復興特別委員会（参考人質疑） 参考人；栗田暢之（東日本大震災支援全国ネットワーク代表世話人）、藤井聡（京都大学大学院工学研究科教授・都市工学）、長有紀枝（難民を助ける会理事長）、質問者；今野東議員（民主党）、吉田忠智議員（社会民主党）
 6月16日 参議院内閣委員会 糸数慶子議員（無所属）
 7月19日 衆議院予算委員会 池坊保子議員（公明党）

177 - 衆 - 外務委員会 - 3号 03月23日

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。

私も、まず冒頭に、東日本大震災でとうとい命を失われた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。

先ほど小野寺委員の方からも質問がありましたし、重なるかとは思いますが、今回の震災に当たって、外務大臣に、冒頭の所信質疑がそういう形になりましたのも天災であるがゆえの面がありますが、できるだけ被災を軽減していくという立場から、外国人の被災の問題について改めて政府に伺います。

今回の大震災では、多くの外国人が被災をいたしました。地震、津波に加え、原子力発電所の事故が外国人の間の不安を一層大きくしています。

中国大使館によれば、震災が起きたとき、岩手、宮城、福島、茨城の四県には三万人を超える中国人がいたという報道もあります。さらに、三陸沿岸の水産加工会社などでは中国人を初め数多くの外国人研修生が働き、留学生や農漁村に嫁いだ外国人女性もいたとしております。

外国人の被害状況も明確にして、対応面でも万全を期すということは政府の重要な責任だと思いますが、現在把握している外国人の死亡者数は何名か、そして何力国に及んでいるか、また各国に現状はきちんと報告されているのか。いかがですか。

○伴野副大臣 赤嶺委員にお答えいたします。

現在、各国在京大使館より安否不明な在日外国人の方々の情報を聴取いたしまして、外務省にて取りまとめをいたしております。警察庁や地方自治体等に照会しておりまして、在京大使館とも連絡をとり合っているところでございます。

また、先ほど大臣からもお話ございましたように、岩手県などからは、要請に従い、外務省職員三名を派遣し、中国人の方々等の安否確認を行っているところでございます。

しかしながら、大変恐縮でございますが、全体的な外国人の被災者数及び死亡者数につきましてはいまだ正確に把握するに至っておりませんで、困難な状況にあることをお許しいただきたいと思っております。

○赤嶺委員 被害の全体が見えない中で、しかしなお、いろいろな負担を持っていらっしゃる外国人も被災をしている。やはり政府の責任でその実態もきちんとつかんでいただきたいと思います。

避難所にも多くの外国人が避難をされていると思いますが、言葉の問題など、外国人にきちんと情報が届くような態勢はとられているのでしょうか。

○伴野副大臣 現在のところ、在日外国人の方々への情報提供につきましては、地震発生後、外務省のホームページにおきましても、英語、中国語、韓国語ということで、外国人向けの情報を提供しているところでございます。また、外務省におきましては、在京大使館におきまして説明会を毎日開催しておりまして、さまざまな情報を提供させていただいているところでございます。さらに、外国人に関する相談につきましては、被災地の各自治体にて相談窓口を設置しているものと承知をしているところでございます。

○赤嶺委員 ぜひ万全を期していただきたいと思います。

177 - 参 - 内閣委員会 - 3号 03月31日

○糸数慶子君 是非、解消のためにしっかりと頑張っていただきたいということをお願い申し上げます、この点については終わらせていただきたいと思います。

では、通告に基づきまして震災関係についてお伺いをしたいと思います。

まず、防災における男女共同参画という視点で与謝野大臣にお伺いをいたします。

防災における男女共同参画の推進は、平成十七年に策定された第二次男女共同参画基本計画で、十二の重点分野の新たな取組を必要とする分野の一つとして盛り込まれ、昨年十二月に閣議決定された第三次男女共同参画基本計画におきましても重点分野の一つとして掲げられていますが、この度の東日本大震災におきましては、被災者支援等の具体的対応に基本計画の内容がどのように、そしてどの程度生かされているのか、与謝野男女共同参画担当大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣（与謝野馨君） 被災者支援等に当たっては、女性や子育てニーズを踏まえた対応を行うことが必要であることから、まずは避難所等での生活に関して留意すべき事項についてまとめ、関係機関

に対応を依頼したところでございます。

具体的には、生理用品や粉ミルク、離乳食などの提供、女性更衣室や男女別トイレなど子供や子育てに配慮した避難所の設計、女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制、女性に対する暴力を防ぐための措置などを盛り込んでおります。また、女性の悩み相談や暴力被害者支援等の窓口の設置と周知に努めているところでございます。また、現地本部、仙台市に男女共同参画局の女性職員を派遣し、避難所における女性のニーズ等の把握を図っております。

今後とも、災害の対応の動向、女性や子育ての様々なニーズ等を踏まえ、関係機関への働き等を行ってまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 第三次男女共同参画基本計画には、防災の現場における男女共同参画として方針決定過程への女性の参画の促進が具体的施策として挙げられています。

現在、国及び地方公共団体において災害対策本部やあるいは被災者生活支援特別対策本部が設置されています、今の御答弁にもございましたが。女性のニーズが十分に反映されるためには本部員や職員として一定数の女性を配置する必要があると思われるが、国の対策本部にどの程度女性が参画しているのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人（長谷川彰一君） 政府といたしましては、地震発災直後に総理を本部長といたします、今お尋ねの緊急災害対策本部を設置いたしますとともに、翌十二日には宮城県に現地対策本部を、岩手、福島には連絡室と対策室を設け、また十七日には、お話しございました被災者生活支援特別対策本部を設置しております。

これらの事務局につきましては、現在二十四時間体制という状況の中で災害対応を行っておりまして、各省庁からも多数の職員の応援をいただいてローテーションを組み、対応しております。女性の職員につきましても、それぞれ御活躍をいただいております。

具体的な数でございますけれども、これは今申し上げましたように、応援等の状況に応じまして流動的に動いておりますので、きっちりとお答えするのはなかなか難しいわけでございますが、まず、緊急災害対策本部事務局を担っております内閣府の防災担当、これ約六十名ほどおりますけれども、この中では二名の職員が配属されております。それから、被災者生活支援特別対策本部事務局、こちらは

各省庁からの応援でローテーションで回しております。非常に流動的なわけでございますけれども、七、八十名の職員のうち十名前後勤務していただいているというふうに承知しております。それから、現地対策本部でございますけれども、こちらにつきましてはこれまでに二名の女性職員の派遣実績がございます。

以上でございます。

○糸数慶子君　ありがとうございます。

第三次男女共同参画基本計画には、防災施策の立案及びその実施、情報提供に当たり、女性のみならず、高齢者そして外国人等の視点も踏まえることとされています。今回の震災に際し、高齢者や外国人の方々に対して、情報提供の在り方を始めとしてどのような配慮を行っているのでしょうか。

私、先日の委員会におきましても指摘をいたしました。被災者の方々に対する心のケアは、性別や年齢や国籍を問わず、全ての被災者にとって重要な取組でありますし、今回の震災では被災者も多く、心のケアに当たる人材の確保が急がれるわけですが、とりわけ日本に定住されている外国人の方々の心のケアが十分に行われている体制が整備されているのでしょうか。定住外国人の方への心のケアの実施状況と今後の取組について御説明していただきたいと思います。

○政府参考人（外山千也君）　避難所で生活する高齢者の方々への健康管理につきましては、脱水症状にならないよう水分を十分に補給することや、感染症予防のための手洗いの励行などが必要でございます。廃用性症候群や静脈血栓塞栓症、エコノミークラス症候群などに留意することも重要でございます。

そのため、高齢者を含む被災者の方々が少しでも健康に過ごせるように、被災地で健康を守るためにと題した分かりやすい資料を作成し、誰もが必要に応じて利用できるようにホームページに掲載しているところでございます。

それから、避難所が設置している市町村において、保健師が巡回し、高齢者の体温や血圧の測定等を行いながら、健康相談に応じたり、体操等を実施し、身体機能の維持を促すための支援を行っているところでございます。

一方、被災地における避難所の支援に当たる保健師の数は絶対的に不足しておりまして、厚生労働省といたしましては、他の自治体からの保健師等の人材派遣をあっせん、調整するなど、その人材確保に

努めております。

さらに、避難所における心のケアにつきましては、被災した自治体からの要請を受けまして、各都道府県の協力を得て、精神科医、看護師等から構成される心のケアチーム三十五チームを確保し、順次派遣のあっせんを行っております。

また、避難所において、言葉が通じず不便を感じておられる外国人の方々につきましては、各県の財団法人国際交流協会における多言語による電話相談等の活用や、厚生労働省英語版ホームページなどのインターネット情報を活用することが考えられるわけでございます。

いずれにいたしましても、高齢者や外国人の方々が避難所で孤立することがないように、保健師等が十分にコミュニケーションを図りながら健康相談等に応じるよう支援してまいりたいと考えております。

○糸数慶子君　次に、内閣府のホームページを見ますと、定住外国人施策の中で、ポータルサイトの中に今回のこの地震に対する情報が掲載されていますが、そもそもパソコンから情報を得られる環境にない場合にはアクセスできずに、掲載言語も英語のみの場合があるわけですが、このポータルサイトのほかにどのような手段で定住外国人の方への情報提供を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人（村木厚子君）　日系の定住外国人施策ポータルサイトでございますが、今、被災地に住む定住外国人の方、日系の方、そんなに数は多くございませんが、それ以外のところに住んでおられる方も大変御不安があったり、それからやはりデマに惑わされるというような情報も流れておりますので、できるだけしっかりと情報提供をしていきたいというふうに考えております。

緊急の対策として、今ポータルサイト上に、東北地方太平洋沖地震に関する情報のリンク集ということで、国、自治体、支援団体、報道機関等の多言語による情報を、英語、ポルトガル語、スペイン語が中心でございますが、それに限らず、今臨時に紹介をしているところでございます。

御指摘がありましたように、パソコンが使えないということもありますので、今、大変急いで携帯電話から閲覧がしやすくなるような改善を行っているところでございます。

それから、できるだけたくさんの言語でということでございます。私ども、日ごろ公的な情報も努力はしておりますが、やはりこういう緊急時になりま

すとNPOですとかボランティアの取組が非常に大きな力を発揮しておられまして、多くの言語で情報提供が行われておりますので、こういうNPO等々の情報もこのポータルサイトで紹介をするという努力をしているところでございます。

状況が時々刻々変わっていくと思いますので、できるだけ新しい情報をこのポータルサイト上に掲載をしていきたいというふうに考えております。

○糸数慶子君　ありがとうございます。

次に、女性警察官による心のケアについて、中野国家公安委員長にお伺いをいたします。

心のケアについては、県警の女性警察官が避難所を巡回し被災者の相談に乗るなどの取組を行っているというふうに聞いております。警察ではこれまで、心のケアの取組に備え、どのような研修等を行っているのでしょうか。また、女性警察官による心のケアの取組は現在どういう体制で実施されているのかについても併せてお伺いしたいと思っております。

○国務大臣（中野寛成君）　女性警察官を増やすこと、またその活躍の場を広げること、これは、たまたまお見かけしましたが、前国家公安委員長岡崎大臣の当時からも大変熱心にお取り組みいただいております。

今回も、御指摘いただきましたように、被災者は被災前と異なる環境の下でストレスの多い避難所暮らしをいたします。そこでまず、岩手、宮城及び福島、その三県及び被災者を受け入れているほかの県におきましても、既にその地元の警察官、女性警察官等が避難所を巡回して被災者の相談等に対応する支援をやってまいりました。

ちょうど本日から、全国警察から選抜をいたしました女性警察官など五十名、私の記憶ではたしか三十五名が女性だったと思います、一緒にペアを組んで、トータル五十名が、岩手、宮城及び福島県に派遣をして、避難所における被災者の支援を行うことといたしているところでございますので、今日からその新たな五十名がまた活躍してくれているということでございます。

研修の例といたしましては、臨床心理士の講習などを含めまして鋭意努力をしているところでございます。

○糸数慶子君　ありがとうございます。

避難所での生活が長引く中で、とりわけ女性に対する性犯罪あるいは配偶者等の暴力によりまして女

性の人権が侵害されていくということが大変懸念されています。

現在までに女性に対する暴力の発生などの件数などを把握されているかどうか、また阪神大震災のときに女性に対する暴力が増えたという事実はあったのでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣（中野寛成君）　現在までのところ、岩手、宮城及び福島の三県において、被災して避難所に避難している女性を被害者とした強姦及び強制わいせつの発生というのは把握されておられません、認知されておられません。気が付いていないところはあれですが、警察としてはそういう事例は現在のところまずないものと思っております。

平成七年に発生した御指摘の阪神・淡路大震災後においても、兵庫県下における強姦及び強制わいせつの認知件数は、あの阪神・淡路大震災の前年よりもむしろ僅かですが減っている若しくは同数ということで、震災があったからそういう犯罪が増えたという傾向は数字の上では見えない。それから、最近起こりました宮城で認知した三件の発生場所が、強制わいせつでありましたが、これは避難所とは全く関係のないところでございますし、また被災地と関係のないところでございました。

ただ、いかなる場合にも未然にそれを防止するということは大切なことでございますので、今回女性警察官がより一層今日からまた活躍をしていただきますが、そういうことの気を付けたり、又は何かあったときの相談にも乗りやすい環境がそのことによって生まれるのではないかと。いずれにせよ、予防に全力を尽くしたいと思います。

○糸数慶子君　ありがとうございます。

女性に対する暴力といわゆる社会的弱者に対する犯罪はなかなか表に出てこないという、そういう実態は、実は阪神・淡路大震災の際に、こういう性犯罪あるいは配偶者間暴力等、その被害に遭った女性実際に沖縄に避難してまいりました。実は、私は、あの九五年の少女の暴行事件が発生した後、沖縄県におきまして強姦救援センター、通称REICOと言われておりますが、電話相談などの業務に当たっておりますけれども、その際に、阪神・淡路大震災の後に事実沖縄に引っ越された女性の相談を受けたことがございます。

なかなか表に出ていかないことではありますけれども、実際にはそうやって苦しんでいる女性がいるということも併せまして、今回やっぱり丁寧な対応が求められていくわけですがけれども、発生してから

対応するのではなくて、やはり防止するための措置が非常に重要であるというふうに考えます。

東日本大震災の発生後に女性に対する暴力を防止するためにこれまでにどのような取組が行われたか、女性が直接相談することのできる窓口等が避難所に今設置されているかどうかということも併せてお伺いいたします。

○国務大臣（中野寛成君） それぞれ県警本部等に相談の電話の窓口でありますとかいろんな形で御相談をお受けする仕組みをつくっております。もう既に何万件という御相談をお受けをいたしております。その中にその女性の、今御指摘のようなケースがどのくらいあったかという統計までは取れておりませんけれども、できるだけ相談しにくい案件についてとりわけ女性が相談しやすい環境をつくるということについては、これからより一層努力をしてまいりたいと思います。

日常生活相談案件でも、家庭内の暴力等の問題等についての相談がとみに警察の場合増えております。これは、そういう案件が増えたというよりも、警察がその窓口を開いたことによって警察が相談しやすくなったということで、頼りにされているという案件、ケースが増えてきたということではないかと思えます。

それからもう一つ、全国からパトカーとそして本来の警察官の制服、それが一目瞭然で警察がパトロールしてくれているということが分かりますようにということで、そういう部隊をつくって警ら巡回、そして監視等々にも今当たらせているところでございます。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

避難所によっては、先ほども申し上げましたけれども、やはり通信インフラが復旧していないところあるわけで、いろいろ実際には相談できない被災者も多くいるというふうに思えます。警察が各避難所に派遣している警察官としっかり連携を取っていただいて、女性に対する暴力を防止するためにも、今後とも取組を強化していただきたいと思います。さらには、先ほども御答弁ございましたが、多くの女性の警察官が被災地へ派遣されたということで、今後とも是非しっかりと、私どもも支援をするという形で相談も含めて応援をしてまいりたいというふうに思います。

○古屋（範）委員 次に、避難所での女性への配慮についてお伺いしてまいりたいと思っております。

震災の非常時、女性への配慮というのは、まず、多くの方々が生きていくことさえも大変という、食料がない、水がない、そういう状況ですので仕方ないんですが、やはり後回しにされてしまう問題だと思います。東日本大震災でも避難所の生活が長期化をしてまいります。そういう中で、プライバシーの確保ですとか、そのほかいろいろな面で女性が困っている点が多いのではないかと考えます。

これは河北新報、四月十三日の女性記者が行ったルポなんですから、気仙沼市の中学では、仮設トイレが男女共用であり抵抗感を持つ女性が多いのではないかと、十日間も着がえができなかった。この後、下着が届いたかとは思いますが、こういうこともある。また、気仙沼市総合体育館では、幼児を抱える方が多く、他の避難者からうるさいと言われてしまう。やはりこれは、子供のいない方にとってみれば、寝たいときに泣き声がして眠れない、こういうことは確かにあるかと思いますが、本当に申しわけないなと思う母親は非常に多くのストレスを抱えてしまうというふうにも思います。また、これは仙台・若林区の六郷中学なんですが、体育館へ夜の出入りが自由になっていてだれが入り込むかわからないとか、トイレが屋外にあって防犯上非常に危ないのではないかと、夜行くのも怖いというような、さまざまな点がここに載せられておりました。

避難所で、男女別の更衣室、洗濯物の干し場、授乳室、子供たちが周囲を気にせず遊べる場、こういったものを設置する工夫をしてほしいというふうに思います。また、お互いのプライバシーを尊重することで、長期化をしていく中でもよりよい人間関係が保てるのではないかと思います。

また、心のケアも大切です。男性とはまた違った悩みもあります。女性だけで不安やつらさ、そういうものを率直に言い合える場が必要なのではないかと思えます。阪神大震災のときには、避難所でセクハラあるいはその他のいろいろな問題が起きたとも聞いております。男性が家、仕事を失ったことでストレスがたまってしまう、こういうこともあるのではないかと考えております。被災地は、さまざまな悩みについて声を上げにくい状況です。

そこで、避難所に女性スタッフを置くなど、総合的な女性の悩みにこたえられるような窓口の設置なども配慮をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。では、副大臣。

○小宮山副大臣 同じ女性同士ということで、目が合いましたので、私の方から答えさせていただきたいと思います。

これは、避難所を最初に設置したときからずっと、阪神のときの経験も踏まえまして、女性への配慮あるいは妊婦さんや赤ちゃんを出産したばかりの方への配慮ということはずっと言ってまいりました。それで、女性専用のトイレの設置とかプライバシー確保に必要なパーティション、それからマット、テント、こうした必要な設備を用意する場合には、災害救助法で国庫負担で行う、そのようなことも周知してまいりました。

ただ、やはり避難所ごとによって随分差がございまして、きちんとできているところ、そうでないところ、あります。特にトイレの問題などは、非常に、やはり女性に必要な用品などもそこに置く女性専用のトイレが必要だと思いますし、やはり皆さんが見ている前で授乳をするというのも大変でしょうから、そういうための部屋があればもちろんいいですし、そうでなければ区切りをすとか、そうしたことも、なるべく厚生労働省の方からもお願いをしているところです。

ただ、いろいろなところで、やはり、避難所、場所によっては自治組織みたいになっているので、その自治組織の中にまた発言できる女性が入っていくということもぜひ必要ではないかというふうに思っておりまして、福祉避難所のところでは出産したばかりのお母さんや赤ちゃんなども入れるようにもしておりますので、また委員からもいろいろな御意見をいただいて、具体的にそのあたり、最大限のサポートをしていければというふうに思っております。

○古屋（範）委員 副大臣おっしゃいましたように、避難所において、まだ水がなく、衛生状態そのものが劣悪であるところさえもございます。福祉避難所ではある程度守られているとは思いますが、それぞれの避難所にどういうニーズがあるのか、ぜひきめ細やかな女性への配慮をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

177 - 参 - 内閣委員会 - 6号 04月21日

○糸数慶子君 無所属の糸数です。よろしくお願いいたします。

まず、震災関係について冒頭にお伺いしたいと思います。実は、先日の委員会でも伺いましたけれども、引き続きまして男女共同参画の視点を踏まえた

被災者の支援等についてお伺いをしたいと思えます。

先日の委員会におきまして、女性が相談することのできる窓口等についてお伺いをいたしました。内閣府男女共同参画局において、岩手、宮城、そして福島の三つの県に設置されている暴力に関する相談、女性の相談窓口等について周知する資料を作成したというふうに聞いておりますが、この相談窓口の周知、これ非常に重要であるというふうに思います。

このような取組を評価して御質問したいと思えますが、これらの情報をより多くの被災者に伝えることが大変必要だと思いますけれども、この資料を用いてどのような周知活動を行っているんでしょうか、まずお伺いいたします。

○政府参考人（岡島敦子君） 東日本大震災の影響により被災者の方々が様々な不安や悩み、ストレスを抱えるとともに、女性に対する暴力が生じることなどが懸念されておまして、こうした悩み事の相談に適切に対応することが重要であると考えております。

このため内閣府では、配偶者からの暴力の相談について最寄りの相談窓口を案内するDV相談ナビや、地域ごとの総合的な女性の相談に関する窓口などを取りまとめました資料を、ひな形、そして実際の資料を作成しておまして、配布、周知を図っておるところでございます。例えば、内閣府の男女共同参画局のホームページや、それから地方紙の紙面広告、それから多くの被災者の方が目にできるように各避難所の非常に目に付きやすいところに政府のお知らせとして掲示する壁新聞など、そういったものを活用しながら周知を図っているところでございます。

引き続き、幅広く周知されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

ホームページにいろいろ掲載しても、なかなかやはりああいう状況の中では御覧になる方も少ないと思います。是非目に付きやすいところ、壁新聞などを活用したり、被災地における直接いろんなペーパーを手渡しができるような状況も併せてお願いしたいと思います。

次に、被災地における安全、安心の確保について、その対策についてお伺いしたいと思います。

東日本大震災の被災地及び原発事故に係る避難指示対象地域等においては、混乱に乗じた例えば犯罪

の発生、このことが懸念されるわけです。そのほかの地域においてもそうですが、人の善意に乗じた詐欺等の発生が懸念されています。とりわけ、被災地における安全、安心の確保はまさに政府を挙げて取り組むべき課題だというふうに感じるわけですが、関係省庁が緊密に連携をして総合的に対策、そして検討、推進するための被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチームができたというふうに聞いております。四月六日には、被災地等における安全、安心の確保の対策、いわゆるワーキングチームがしっかりと取りまとめをされたというふうに聞いておりますが、内閣府男女共同参画局長も参加していらっしゃるというふうに聞いております。被災地等における安全、安心の確保の対策、それに男女共同参画の視点がどのように反映されていくのか、期待もしております。

被災地における安全、安心の確保対策には男女共同参画の視点を踏まえた被災地支援等に対して具体的にどのようなことが盛り込まれているのか、お伺いいたします。

○政府参考人（岡島敦子君） 委員おっしゃられますとおり、被災地におきます安全、安心の確保というのは本当に政府を挙げて取り組むべき課題というふうに認識しておりまして、関係府省が緊密に連携して総合的に対策を進めるということで、局長級の会合で対策を決定いたしました。

この対策の中で、内閣府におきましては、女性や子育てに配慮した避難所の設計、あるいは安全な生活環境の整備の推進、避難所運営への女性の参画や意向の反映の促進、女性の悩みや女性に対する暴力に関する相談サービスなどの周知に取り組むこととされております。

これらにつきまして、既に災害対策本部、警察庁、各自治体などと連携して取り組んでいるところでございますけれども、引き続きしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○糸数慶子君 被災地等における安全・安心確保対策には、被災地等における子供、女性への支援として、避難所等における相談の受理、あるいは避難所運営への女性の参画や意向の反映が盛り込まれていますが、これらは先日の委員会におきましても、私、質疑を行いました。

非常に重要な対策であるというふうに考えておりまして、これらの実現において現在具体的にどのような取組が今行われているのか。これは中野国家公安委員会委員長、お答えをお願いいたします。

○国務大臣（中野寛成君） お答えをいたします。

おっしゃるように、被災地又は被災地における避難所、そのようなところで子供たちや女性の皆さんの安心、安全の確保をするというのは、まさにこのような対策の基本中の基本だというふうに私どもも心得ているところでございます。

これまで、警察官による避難所への立ち寄り、特に被災地、全ての被災県におきまして、女性警察官等が避難所を巡回しての支援活動等を実施してきたところでありますけれども、特に現在は岩手、宮城、福島の三県において、地元だけではなくて全国の警察から女性警察官を中心に特別派遣をいたしまして、それも女性であればいいということでもないわけですが、特に臨床心理士による事前の研修、講習を受ける、そしてそれなりの知識と対応ができる能力をより一層高めて、その上で避難所における相談対応や防犯指導の体制を強化をしているところであります。

また、今週、四月、月曜日、十八日からは、派遣する女性警察官等の人数をそれまでの五十二名から倍増をいたしまして、百十五名に増員をして更に体制を強化しているところでございまして、これらもかなり長期戦になりますが、子供や女性の皆さんに配慮しつつ、安心、安全の確保を図ってまいりたいと思っております。

○糸数慶子君 今、女性の警察官を倍増して百十五名送っていただいたということを伺いまして、大変うれしく思います。

前にもお話を申し上げましたが、阪神大震災におきましても、実は表に出てこない多くの女性に対する暴力を受けた方々が沖縄にも避難していらっしゃいました。現在まで沖縄に住んでいらっしゃる方もいらっしゃいまして、数字としては挙がってなくても、女性に対するそういう中での目に見えないいろんな形での重圧、あるいは実際に暴力を受けた方々に対するケアというのは、今おっしゃいましたように、臨床心理士の研修を受けた警察官や、また女性の警察官が配置されるということは、多くの女性たち、本当に全国から関心を寄せているところでございますので、今後ともよろしく願いしたいと思っております。

次に、障害者に対する配慮ということについてお伺いをしたいと思います。

災害時には障害者が救援物資の配給等の身近な情報を得ることがなかなかできないということ、あるいは周囲との意思疎通がなかなかうまくいわずに孤

立してしまうことが大変懸念されてしまいます。障害者の特性に配慮した丁寧な対応が求められるところでございますが、今、政府におきましては、震災時、官房長官の記者会見に手話通訳を付けるなどの配慮も行われています。被災地において、やはり障害者の特性に応じた対応、どのような形で配慮を行っているのか、お伺いをしたいと思います。

あわせて、今国会に提出が予定されている障害者基本法の改正案では、災害その他非常の事態の場合に、障害者に対してその安全を確保するため、必要な情報が迅速かつ確に伝えられるような必要な施策を講ずるものとするとの規定が追加されることでございますけれども、この法案の検討状況については蓮舫大臣にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（木倉敬之君） お答え申し上げます。

避難所などにおきます障害のある方への支援につきましては、自治体の職員や保健師、あるいは障害者の相談支援専門員の方々が避難所等を巡回いたしまして、障害のある方の状態あるいはニーズを把握をし、必要な方には福祉施設にお移りいただいたりサービスの利用につなげたりするよう努めているところでもございます。

また、特に発達障害のおありになるような方は環境の変化へ適応が難しいというようなことがあることから、その御家族あるいは周囲の支援する方々などに具体的な声掛けの仕方などの支援の方法を、そういう情報を繰り返し周知を図っておるところでもございます。

また、視覚や聴覚に障害のある方につきましては、今先生御指摘のように、情報の取得あるいは周囲とのコミュニケーションが難しいということがございますので、避難所におきます情報の伝達の仕方、支援の仕方につきましても、周囲の方々にもお分かりいただきやすいような具体例を示して周知を示しております。

さらに、具体例では、岩手県では避難所などに障害者の相談支援センターを設置を進めておりまして、避難所や居宅などを訪問いたしまして必要なサービスにつなげる取組も進めております。

また、視覚障害の団体の方々、聴覚障害の団体の方々、全国からお集まりいただきまして、また発達障害をお持ちのような方々あるいは知的障害の団体のような方々も全国からお集まりいただいて、岩手県、宮城県、福島県にそれぞれ現地の対策本部を設けて、現地の自治体や当事者団体とも連携をしながら、巡回の相談、安否確認、必要な支援につなげ

る努力も行っていたいております。

国といたしましても、このような方々に対しまして、国立施設を含めた他県での福祉施設への受入れの推進、あるいは全国から保健師の方々、手話通訳者の方々、専門相談員の方々などの必要な人的支援を行ってきているところでございますが、今後とも地元や支援団体と連携を図りながらしっかりと支えてまいりたいというふうに思っております。

○国務大臣（蓮舫君） 先々週末に福島に行かせていただいたときに、避難所を回ると同時に、実際に被災をされた障害者の方々を支援をする活動を行っている団体と意見交換を行ってまいりました。

委員御指摘のとおり、災害が起きたときに、障害を有している方たちは本来最も優先して取得をしなければいけない命とか体に関する情報の伝達がなかなかスムーズにいかないことがある、そこにはやはり特段の配慮をしなければいけないというのは私も強く思っているところでございます。

御下問の障がい者制度改革推進会議におきましても、実はこういう同様の問題意識、提言をいただいたことから、障害者基本法の一部を改正する法律案については、委員御指摘の点を盛り込んだ形で先月の十一日に障がい者制度改革推進本部で了承したところでございます。現在、同法案を近日中、なるべく急いで閣議決定できるように手続を進めているところでございます。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

177 - 参 - 内閣委員会 - 7号 04月26日

○糸数慶子君 無所属の糸数です。よろしく願いたします。

まず、法案の質問に入ります前に、東日本大震災における警察の対応状況について改めてお伺いをしたいと思います。

東日本大震災が発生して以降、多くの警察官が被災地に赴き、パトロールのほか、救出そして救助活動、先ほどもございましたが、女性警察官による心のケアなど、多岐にわたって活動していらっしゃいます。被災地では様々な困難があり、警察官自身も大きな心身に負担が掛かっているというふうに思いますが、被災された方々のために身を粉にして活動していらっしゃる警察の方々に心から敬意を表し、お伺いしたいと思います。

この度の震災が発生して以降、警察においてはどのような体制をしき、何人体制でどのような活動に従事をしてこられたのか。また、被災地に赴いている警察官の心のケアをどのようにして併せてやっていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣（中野寛成君）　むしろ御質問に感謝をしなければいけないと思いますが、ありがとうございます。

東日本大震災に伴い、警察庁では警察庁長官を長とする緊急災害警備本部を、そして、岩手県警察、宮城県警察、福島県警察を始めとする全ての都道府県警察では警察本部長を長とする災害警備本部を設置するなど、所要の体制を確立し、組織を挙げて被災情報の収集、被災者の救出、救助、避難誘導、パトロール、緊急交通路の確保、御遺体の収容、検視等の各種活動に全力を尽くしてきたところでございます。

また、特筆すべきは、警察情報、警察無線などが、各自治体の連絡が寸断をされた、機能しなくなったときに、唯一警察電話だけが、通信だけが通じて、そして東京から、またそれぞれ県庁から各市町村への連絡等についてはそこへパトカーが行って、そのパトカーの電話でいろんな通知、通達をお伝えをしたという経緯もございまして、言うならば唯一警察の通信網だけが健在だったというところが多かったことも特筆をさせていただきたいと思えます。

警察庁は、震災発生直後、全国の部隊に出動の指示を行い、その翌日には、岩手県、宮城県及び福島県に対し合計約千八百人の部隊を派遣し、地元県警察と共に被災者の救出、救助等に当たったところでございます。また、順次被災三県に派遣する部隊を増強し、さらに四月に入ってから約千五百人の部隊を増強派遣し、本日現在、全国から派遣された警察職員約四千五百人と地元警察約八千人、合わせまして一万二千五百人以上の体制で連日各種活動を実施しているところでございます。これまでに被災三県に派遣された警察職員は約二万六千人に及んでいるところでございます。

また、心のケアの問題等につきましては、もう以前先生にお答えをいたしました、女性警察官、そしてまた女性警察官をサポートするための男性警察官も含めましてそれぞれ派遣をさせていただき、被災者の皆さんに寄り添う活動を展開をしているところでございます。

ただ、警察官の支援も実は限界といえますが、来ております。全国の警察でそれをサポートする支援

チームをつくったり、いろんな形で、例えば警察官の活動のシャツもろくにクリーニングもできないとか、いろんなことがございます。活動している、それを全国の警察でサポートしようということで、支援チームが物心両面にわたって現地に派遣をされた人たちをまたサポートするというような形で、全警察一体となって努力をしていることをこの際ちょっとアピールさせていただきたいと思えます。

○糸数慶子君　ありがとうございます。

私も先日、わずか二日ではございましたけれども、被災地へ伺いましたときに、ちょうど御遺体が収容されて警察の皆さんが黙祷をささげていらっしゃるその現場に遭遇いたしました。わずか二日間の滞在日数ではありましたが、やはりその日は午前四時、五時ごろまで本当に眠ることができませんでした。

ですから、そういう状況を考えていきますと、何日間もずっとそういう被災地で対応されて、しかも御遺体に対する対応なども毎日のようになさっている方々のことを考えていきますと、警察官の皆さん、現地にいらっしゃる方、あるいはまた戻ってこられた方に対する心のケアも専門的にきちんと対応していただきたいということをあえて重ねて要望を申し上げたいと思えます。

177 - 参 - 予算委員会 - 13号 05月01日

○吉田忠智君（前略）

次に、避難所や被災地での女性や子供に対する性犯罪、虐待の防止についてですが、阪神大震災のときも、五年、十年にしてようやく痛ましい体験が語られるようになってきました。政府はどのような取組を行っておられるか、伺います。

○国務大臣（中野寛成君）　避難所また被災地での犯罪、特に女性や子供たちが事件に巻き込まれる。特に御関心といいますか、御質問の中で性犯罪や性暴力等の問題についてお尋ねがありますが、警察といたしましては、被災主な三県、八千名警察官がいますが、全国からそれに加えて四千五百名総動員をいたしまして、パトカーで制服を着ていわゆる見える警察の姿勢と、もう一つは覆面パトカーと私服刑事、これが両々相まって犯罪防止のために、治安を守るために今頑張っております。また、避難所等につきましては、百名を超す女性警察官が、しかも臨床心理学を学んで、そして被災者の機微にわたるいろんな心理を読み取ることができるようという

細心の注意も払いつつ御相談に乗らせていただくと
いうことなども含めて、鋭意努力をいたしている
ところでございます。

ちなみに、被災三県におきます事件でございます
が、強姦はこの時期、大地震が発生いたしました
から今日までのこの日数で比較をいたしますと、昨
年が九件だったのが二件に減っております。それ
から、強制わいせつは昨年三十二件だったのが今
年は十三件に激減をいたしております。しかも、
この発生した事件はいずれも被災地や避難所で
発生したものではありません。

ということで、避難所におきまして、そのリー
ダーの皆さんやいろんな方々が、女性そして子
供、そういう、またお年寄りや病人の方々に細
心の注意を払って避難所運営をやっているとい
うことが大変大きな効果を発揮していると思
いますし、その皆様方と連携を密にしながら、
警察としても、今後とも全力を尽くして安心、
安全の環境をつくるために努力をしてまいり
たいと思います。

○吉田忠智君 警察も自治体も取り組んでい
たいていますけれども、手が回らない避難所も
多くて、結果的に大きな避難所に支援が偏っ
ていると聞いております。避難所、被災地に女
性や子供だけの利用スペースを設ける、ある
いは風呂やトイレの構造をチェックをする、
見回りに複数の女性を必ず入れるなど、工夫
できることはまだまだあるはずですので、是非
そうしたところも工夫していただきたいと思
います。いかがですか。

○国務大臣（中野寛成君） いろいろな御提
言をいただきました。それらは十分参考にさ
せていただきながら、いろいろな検討をさせ
ていただきたいと思っております。ちょっと
これから長い期間対応していかなければい
けないと思います。

また、この二十六日でありますが、政府広報、
これちょっと小さく圧縮しておりますが、女
性・子育て中の方へのお役立ち情報、又は
女性警察官による避難所巡回相談がありま
すよとか、こういうことをそれぞれのところ
に張り出させてもいただいておりますし、
いろんな工夫をまたさせていただきたい
と思います。

○吉田忠智君 しっかり取り組んでいただ
きたいと思っております。

○古屋（範）委員 三十力所ということ
ですので、ぜひこれを広げていただきたい
と思います。

最後の質問になります。

先日、避難所の女性への配慮ということ
を質問させていただきました。小宮山副大臣
からも非常に重要であるとの御答弁をい
ただいたところでございます。

先日、高齢社会をよくする女性の会、樋
口理事長等から、女性・高齢者の視点から
東日本災害対策への要望書というものを
受け取りました。これも政府には既に提出
されたと同っております。この要望では、
国、自治体の防災会議の女性比率を三割に
高めること、災害に対応する女性の活躍を
促進すること、また、介護職等有資格者の
予備役制度の導入、仮設住宅等新たなコ
ミュニティーの中心にケアセンターを創
設することなどの幾つかの提案を伺って
おります。

災害時にやはり避難所における女性への
配慮、こういうものは、重要な会議の中
で、例えば中央防災会議など、女性の存在
が不可欠だと思います。そこで、国、自
治体の防災会議の女性比率についての現
状、女性比率を三割に高めていくべきと
考えますが、この点について内閣府にお
伺いいたします。

○武川政府参考人 国の中央防災会議につ
きましては、現在二十六人おられるうち二
人が女性委員となっております。二十六
人中、学識経験者は四人でございますけ
れども、そのうち一人が女性でございま
す。

また、地方の防災会議につきましては、
都道府県防災会議委員に占める女性割合
は、平成二十二年度の内閣府調査によ
りますと、二千四百二十九人中百名、
四・一％が女性となっております。ま
た、十の都県で女性委員がおらないとい
う状態になっております。

昨年十二月に閣議決定いたしました第三
次男女共同参画基本計画では、防災分野
での女性の参画の促進を重点分野の一つ
として掲げております。その中で、平成
二十七年までに防災会議に女性委員のい
ない都道府県をなくすということを成果
目標として掲げております。

今後とも、防災会議への女性委員の登
用の促進につきまして、関係機関や地
方自治体に積極的に働きかけを行って
まいります。

○古屋（範）委員 防災に女性の視
点は欠かせないと思います。二十六分
の二、あるいは地方において

四・一％、非常に少ないと思います。今後も比率を高めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

177 - 衆 - 法務委員会 - 10号 05月11日

○大口委員 公明党の大口でございます。

東日本大震災から二カ月が経過いたしました、いまだに行方不明になっておられる方の捜索ということで、現場は本当に瓦れきの処理等、復旧段階で、復興にまで及ばないというような状況もございます。私も、この連休、沿岸部も回ってまいりましたが、そういう点で、被災地の復興ということも考えてみても、被災地の方あるいは被災中小企業の方々、こういう方々が再生をしていただくために、本当に我々の責任は重いというふうに考えております。

そこで、今、第一次補正が成立したわけでございます。早く執行していただくということでございますけれども、次の第二次を視野に入れますと、法テラスに関する予算等、これはしっかり考えていただかなきゃいけないと思うんですね。

この大震災に起因する法的な問題の増加、これに対処するためにも、被災者に対する民事法律扶助事業、これのさらなる拡充が求められます。法律相談、代理援助等の今後の件数の増加、被災者に対する償還免除、それから震災対応のコールセンターの設置、震災対応職員の確保、臨時事務所設置経費などの予算措置が不可欠だと思うんです。

法テラスと弁護士会あるいは司法書士会等々が、被災地や避難所に出張、巡回もして、法律相談もしております。それから、外国人の被災された方が多いわけでありまして、外国人からの法律相談とか、そのための通訳の配置、専門性のある弁護士の配置、そして相談場所の配置等、これも万全の体制をとる必要がございます。そのための十分な交通費とか人件費、広報費、通訳費等の確保も必要でございます。

今回、第一次補正予算では法テラス関係の予算措置は講じられていません。震災関連の法テラスの事業が円滑に遂行されるように、今後、二次補正ではこれを盛り込んで、そして十分その活動ができるよう、やはり法務大臣として責任があると思います。当初は運営交付金ということで対応しておりますけれども、この点について大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○江田国務大臣 東日本大震災発災からちょうど二カ月ということで、今日まで本当に皆さんにいろいろの御協力をいただきながらやってまいりました。そんな中で、法テラスは、今委員御指摘のとおり、これからますますさまざまな法的トラブルが発生して、法テラスの活躍の場というのは本当に広がっていくのだと思っております。

法テラスは、関係のいろいろな、税理士さんあるいは土地家屋調査士、司法書士の皆さんとか、そういう皆さんと協力をしながらやっているわけですが、これまでのところは災害復旧ということで、法テラスについては、通常の運営費交付金、これで賄ってまいりましたし、これで十分賄える状況に推移しておりますが、これからの増加に伴ってどう経費が増加していくか、これを今見通そうとしているところで、今委員おっしゃる旅費なども、実績を積み重ねながら、いずれ第二次補正予算というのが必要になってきますので、その中で関係府省としっかり協議をさせていただいて、適切に対応していく決意でございます。

○大口委員 心置きなく活動していただけるよう、しっかり大臣としてこれは取り組んでいただきたい、このように思います。

177 - 参 - 共生社会・地域活性化に… - 5号 05月18日

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。今日はありがとうございます。

災害時要援護者、女性、子供、高齢者、障害者の皆さんについて私もお聞きをいたします。

それで、三月十六日に「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について」を取りまとめて、地方自治体へ働きかけをしているというのがあります。これずっと言われていることなんですが、女性に配慮した避難所の運営、プライバシーを確保できる仕切りの工夫、更衣室、乳児室、入浴設備、男女別トイレ、それから乳幼児のいる家庭用エリアの設定などを行うよう依頼をしていると。それから、やはり女性たちから聞くと、洗濯ができないとか干す場所がやっぱりちょっとプライバシーがあるとか、ちょっとこれは、やはり例えば、救済物資でもブラジャーが全く行かなかったの、そういうのって多分女性にしか分からないというか、下着なども女性が必要とするものというのがあって、男女共同参画的なことをもっともっとやらないとそういう配慮がなかなか足りないということが言われています。

そういう声は聞くんですが、男女共同参画局が現地に行っていたり避難所に行っていたりやっていたりしているとは聞いているんですが、実際、この三月十六日の災害対応をやられた後、改善されているのでしょうか。現場の改善というのはあるのでしょうか。

○副大臣（末松義規君） 具体的にお答えしなきゃいけないのかもしれませんが。私の方で仙台の現地対策本部長代行をやっていたときに、やっぱり女性から間仕切りというんですかね、パーティション、あれが必要だということで、それをたしか四万枚全部本部から送ってもらったと、こういう形で喜ばれたというのがございます。あと下着等についても、たしかいろんな配布はなされたという話でございすけれども、今まだ、問題は洗濯の干場、これがなかなかちょっとうまくいってないというようなことはちょっと聞いております。引き続きやっていきたいと思います。

○福島みずほ君 せっかく内閣府があり、男女共同参画局があるので、是非、男女共同参画的な視点から避難所やいろんな支援をやっていただくようお願いをいたします。

そして、障害者などについてなんですが、いただいた資料を見ると、例えば介護士の派遣など、これは厚労省の管轄なんですが、やっていただいたりはしているんですが、先ほども同僚委員から出ましたが、ケースワーカーやお医者さんも今度避難所になり行くという話も聞いておりますが、障害のある人や高齢者のためのそういう施策などは十分なんでしょうか。

避難所も、実際どこがどう弱くて、どういう支援が必要で、障害のある人たちが例えばやっぱりこういう形で困っているという、もう一步踏み込んだきめ細やかな支援を是非お願いしたいと。とりわけ、弁護士会が弁護士を大量に法テラスと一緒に送り込んで、良かったという話も聞いているんですが、ケースワーカーなどをもっと被災地に送り込むというようなことを是非国としてもやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣（末松義規君） 一応、高齢者につきましては、これは要介護の方でそういった本当に施設に入らないと対応できない方がおられますので、こういった方々、いろいろとマッチングの結果、その県なら県の地域等含めまして大体、これは厚労省が把握していますけれども、二千八百名ぐらいの方々を

施設に入れさせていただいたと。そのためのいろいろと費用も国がしっかりと面倒を見るというような形になっております。また、介護職員を派遣して、実際に応答していただいて相談に乗ると。

これは障害者も全く一緒なんですけれども、そういう一人一人の対応をやっていくということと、高齢者はちょっともう一点、サポート拠点というんですか、これをつくって、これがデイサービスとかいろんな給食サービスとか、そこにセンターという形としてやれるような拠点を三十ぐらいつくるといふうに私は聞いております。

○福島みずほ君 避難所は、行くところも非常に様々で、三県だけに限らない、山形に、もう全国に散らばっておりますので、是非、様々な避難所の、データベース化がいかどうか分かりませんが、もっと、例えば障害のある方がどれぐらいいらして、こういうことが困っているとか、この避難所のこういうことはこれからの、今後の課題で、こういう支援が必要じゃないとか、個々に着目すると同時に、これを解決するためには、やはりケースワーカーを巡回でもいいし、もっと送り込もうとか、全体としての取組と個々の把握とを是非内閣府を中心に取り組んでいただきたい。いかがでしょうか。

○副大臣（末松義規君） それは、保健師さんとかチームを組んで、全国で大体今三百四十二名ぐらいですか、しっかりそこは巡回をしていただいていると。そういう中で、やっぱりニーズをすぐに拾っていくということに尽きると思います。

それで、あと、今月の二十三日ですね、JDFさんともお話をして、逆にNPOというか、ボランティアの方々から見てどんな評価なんだということをやっていききたいと思っております。

○福島みずほ君 災害から二か月たって今度はもっときめ細やかな対応も求められると思っておりますので、とりわけどうしてもこぼれ落ちがちな災害時要援護者の皆さん、女性、子供、高齢者、障害者の皆さんへのケアを是非よろしく願います。

（中略）

○福島みずほ君 私も、社民党も、岩手、宮城、福島とずっと回って、町づくりって今後どうなっていくだろうかと。これはかなり長期だと思うんですが、国と県と市、そして市長さんによっては自分たちのイニシアチブでやりたいととても強くおっしゃる方もいらっしゃるれば、例えば極端に言えば、町機能が半分壊れてしまって、財政も大変で、国が相当

やっぱり正直お金を入れてほしいという、ちょっと市町村によってもまちまちで、全部顔が違うように全部違うなということも思っているんです。

でも、今後どうやって町づくりをしていくかというビジョンを、やはりだれが絵をかくのか、きっとみんなでかなくちゃいけないと思いますが、国の役割も大変大きいと思っています。そのときに、今までと同じ町をつくるのではなく、やはり障害者のため、子供のため、高齢者が住みやすい、医療も大事にされる、ちょっと欲張りですが、男女共同参画的な、あるいは災害も配慮したやはり今までと違う町を、コミュニティーをつくっていくということが非常に求められているし、国もその役割を果たすべきだと思っています。

それで、とりわけ内閣府は総合的な調整機能もありますし、男女共同参画、障害、高齢者などの統括的な役割も果たしておりますので、その町づくりに是非そういう視点をもっともっと、復興対策の復興会議ですね、中にでもそういう視点をもっと入れていただけるようお願いしたいと思います。

一言お願いします。

○副大臣（末松義規君） まさしくおっしゃるとおりと思ひまして、特に女性の視点をということでしたんですけれども、復興会議の中に、十五人のうちに一人しか女性がいなかったということで、非常に我々もそこはアンハッピーなんですけれども、そういったところをしっかりと働きかけていくということを引き続きやっていきたいと思っています。

○福島みずほ君 よろしくお願いします。
終わります。

○会長（直嶋正行君） ありがとうございます。

以上で各会派の意見表明は終わりました。

これより委員相互間の意見交換を行います。

なお、多くの委員が発言の機会を得られますように、できるだけ簡潔に御発言をお願いいたします。

それでは、意見のある方は挙手を願います。

神本さん。

○神本美恵子君 民主党の神本美恵子でございます。

この地域活力の向上と共生社会の実現、今、各会派の皆さんの御意見を伺いながら本当にごもっともだなと思いますか、大切な御提言をされているなと思って聞いたんですが、一つ、例えば住民の参加と協働といった場合、あるいはそれぞれの地域が主体

性を持って自主的に権限と財源を移譲されて決定していくと、こういうことも非常に大事だと思うんですけれども、この調査会でうたっている例えば共生社会ということを考えたときに、平田オリザ参考人からの御提言ということで、社会的包摂、社会的に弱者の位置に置かれている、立場に置かれている方々がその住民の一人として参画する権利というかが与えられているか、当事者として発言しその社会づくりに参画できているかというような視点というの、非常に重要だと思うんですね。

先ほどどなたか、景観は十年、風景になるのに百年、そして風土になるのに千年とおっしゃいました。私それ聞きながら、例えば、女性に対する暴力、ドメスティック・バイオレンス、これは重大な人権侵害であるという、人権文化の一つといえますか、こういう文化が本当に一人一人の中に根付いていくためには、犬も食わない夫婦げんかから女性の人権を守るんだという文化にと変わっていくには、やっぱり十年、百年、あるいは千年とまでは悲しくて言いたくないんですけれども、掛かると思うんですね。

そういうものがなくなってこそ、本当に社会的に全ての人が人権を尊重された地域となっていくんだという観点から言えば、私は、この調査会、共生社会調査会が過去に超党派でDV法を作って、それを一次改正、二次改正やって、これから本当に地域づくりをしていくときに、それぞれの地域で暴力のない町づくりをしていこうということをやっていくには、第三次改正も視野に入れた、この調査会の小委員会でもいいですし、以前やったようにプロジェクトチームでもいいですので、つくってやっていただきたいということを要望として申し上げます。

最後に一つだけ。被災地の避難所を幾つか回ってまいりましたけれども、その中では、これは被災地の、被災地が悪いという意味では全くありません、阪神・淡路のときも地震から十年後によやく口を開いた、避難所で女性に対する暴力があったと。そういうことがないようにということで、今度の避難所運営では私たちも随分と、女性警察官を配置してくれとか、いろんな取組をしてきましたけれども、それでもやっぱり起きているということは、DV法ができてもう十年たちますけれども、やっぱりそういうものがあるという現実、特に緊急時、非常時、災害時などにそういう弱者にしわ寄せが出てくるとことを私たちはしっかり心していなければいけない。

例えば、発達障害の子供さんがいれば、避難所の中でその泣き声や奇声を上げることを遠慮して避難

所の外で毛布にくるまって夜を過ごすというようなことがやっぱり今回も起きているようなことを考えれば、この復興を機に社会づくりを考えるときに、一人一人の社会的弱者に置かれている人たちの人権尊重の町づくりという視点を是非強調して提言をしていただきたいなということを申し上げたいと思います。

以上です。

177 - 参 - 予算委員会 - 16号 05月20日

○平山幸司君（前略） 次に行きます。

総理の肝煎りの復興構想会議のメンバーでございますけれども、女性が今一人のみとなっております。これ、女性の視点からいいますと、女性を重視するという観点からもっと女性メンバーを登用した方がよいと思いますけれども、この点に関して、菅総理、お願いいたします。

○内閣総理大臣（菅直人君）（前略）

今、復興構想会議の議員に女性が少ない、現在お一人しか入っていないということであります。東北ゆかりの方を軸にいろいろな方をお願いをいたしましたわけですが、結果として女性が少なかったことは申し訳ないと思っております。

これから更に女性の視点が復興においても重要だと考えておりますので、今後のいろいろな議論の中でそうした女性の視点がしっかりと受け止められるように、この復興会議の方にもそうした運営をお願いをしてまいりたいと、こう思っております。

177 - 衆 - 内閣委員会 - 12号 05月25日

○井戸委員 民主党の井戸まさえでございます。

まずは、東日本大震災にかかわり質問させていただきたいと思っています。

私は神戸が選挙区です。一番大きな被害がありました神戸市の中央区、灘区、東灘区というところが選挙区で、今回の東日本大震災にかかわっては、一方では、私の出身地であります宮城県の仙台市若林区、大きな被害を受けました。同級生や家族、そして知り合いなど被災をしたわけですが、そうした中、現地にも行きまして、非常に心に残ったことがありました。

それは、同級生の一人が医師になっていて、今回、津波の被害に遭われた方々などの検視の作業を行ったんですけれども、医師であれば死の場面というのはよく遭遇することなんですけれども、その御

遺体を見たときに、表情が皆さんびっくりしていた、どなたも安らかに眠られていらっしゃる方がいなかった、そうしたことを印象として述べていたこと。

そしてまた、山形県の米沢市では、今回の原発のことに關しまして、放射線の被害から避難をしてきた方々のお話も伺いました。そうしたところ、ある方が、私の存在というのは一体何なのかということをお伺いした。今回の震災被害の中で考えた。国にとって何なのか、地域にとって何なのか、そして家族にとって何なのか、いない方がいいんじゃないか、そう思うこともあるということをおっしゃっていました。

政治の役割は、こうした本当に悲惨な状況の中で、それでも必死で生きようとしている方たちを応援していくのがまさに求められている役割だということをお伺いしながら、きょうの質問をさせていただきたいと思っています。

まずは、災害復興における男女共同参画についてお伺いをいたします。

先ほども申しましたとおり、私の地元の神戸市は、阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けました。目覚ましい経済復興、十六年たちますけれども、それとは対照的に、人々の生活の復興には大きな困難がありました。特に、被災を受けた女性たちからはさまざまな指摘もあって、この震災を契機に、復興には男女共同参画の視点が重要であるという認識が持たれるようになったと思います。その後、二〇〇五年の防災基本計画には女性の参画、男女双方の視点が明記をされて、昨年十二月に閣議決定された第三次の男女共同参画基本計画でも、具体的施策の一分野に「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が挙げられました。

ところが、今回設置されました東日本大震災復興構想会議では、構成員が十六人中、女性がたった一人ということでございます。これには私もショックを受けて、官邸サイドにもっと被災女性のことを理解する女性の委員を入れるべきではないかと申し上げたところでもございます。また、女性団体からもこれに関しては反発や批判の声も上がってまいりました。検討部会においても十九人中女性は二人と、ジェンダーバランスに問題があると思います。

政府は、二〇二〇年までに指導的地位の女性を三〇%にするということを目指していますが、足元からこれでは、女性を軽視しているのではないかと批判されても仕方がないのではないのでしょうか。

政策や方針の決定の場に女性を積極的に登用すべきだと思っています。復興会議は二十五人以内で組織することとなっていますので、増員も可能です。

ぜひとも男女共同参画の視点、ジェンダーに敏感な視点を持った委員を増員するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○荻野政府参考人 お答え申し上げます。

復興構想会議の委員につきましては、東北ゆかりの方を軸にいろいろな方をお願いをしているところでございますけれども、結果的に女性が少なくなっているというのは事実でございます。また、復興構想の策定に当たって女性の視点が重要であるということも、御指摘のとおりでございます。

この件につきましては、先般の予算委員会におきましても総理からも同様の御答弁がございましたけれども、復興構想会議の運営に関しまして、今後のさまざまな議論の中で女性の視点がしっかり受けとめられるようにお願いしたいというふうに御答弁がありましたところでございまして、事務局としても、その趣旨に沿って対応してまいりたいと思います。

○井戸委員 具体的にぜひお願いしたいと思っています。

神戸の震災があって、その後も神戸は、インフルエンザの被害などで突然学校が休校になったりとか、そういったことで、生活が、ライフラインも含めて、いろいろなところでの不備があったところでも、そこを支えて、立ち直りへ向かってのいろいろな意見を出して具体的に行動していった原動力は、やはり女性なんですね。そうしたところをしっかりと施策の中に盛り込んでいくことが、まさに日本の復興に非常に大きな力になっていくと思いますので、ぜひともここは具体的に進めていただきたいと思っています。

177 - 参 - 厚生労働委員会 - 12号 06月09日

○中村博彦君 自民党の中村博彦でございます。

東日本大震災の死者は、六月六日現在、警察庁のまとめで、十二都道府県の死者一万五千三百七十三人、行方不明者は六県で八千九百八十八人、死者、不明者計二万三千五百七十一人に達しています。外国人の犠牲者、大変痛ましいわけでございますけれども、把握が難航いたしておるわけでございます。現在、分かっておられる数も大変少のうでございます。国籍で言えば、韓国・朝鮮十人、中国八人、米国二人、カナダ、パキスタン、フィリピン各一人、大変把握が遅れておるわけでございます。

この外国人の行方不明者数二百人、死者二百人とも言われていますけれども、現状として、警察庁、どのような把握をされておられるでしょうか。

○政府参考人（田中法昌君） 困難性についてでございますが、外国人の中には、旅行中である場合、国内に居住されていらっしゃる来日間もない、あるいは住所の変更届をされていないというようなことで、外国人登録を通じて自治体はその居所を把握していない方々もいらっしゃいます。したがって、これらの方々の被災状況の把握には大きな困難があるものと承知をいたしております。

さて、お尋ねの外国人の死者数についてでございますが、六月八日現在、検視等によりまして身元確認ができた方が二十八人であると県警から報告を受けております。一方、外国人で安否が確認できないいわゆる行方不明の方の数につきましては、県警察に直接相談等が寄せられた場合、及び外務省を通じて警察庁に安否確認の依頼があった方、これを合わせて約二百人がいらっしゃいます。

○中村博彦君 今の数字というのは、本当に私たちは信じられない状況でございます。事実というのが分かりませんからどうとも言えませんけれども、まず一番には、もちろん行方不明の届出、今申されたとおりであります。それと同時に、各県の外国人登録者把握というのがございます。その中で判断されていくわけでしょうけれども、それじゃ、外国人研修・技能実習生の皆さんの、東北で頑張られた皆さんは今どのような実態になっておられるでしょうか。ＪＩＴＣＯの実態をお教えてください。

○政府参考人（小野晃君） お答え申し上げます。

震災後の技能実習生の方々の状況についてでございますけれども、財団法人の国際研修協力機構、いわゆるＪＩＴＣＯが行いました調査結果によりますと、東北六県、それから茨城県、千葉県に滞在をされておられました技能実習生の方は二万七千八百七十七人おられたわけでございますが、うち今回の震災で死亡された方がお二人、それから六千六百六十二の方が帰国をされた。したがって、一万四千七百二十三名の方が引き続き我が国に滞在をされておると、こういう状況でございます。

○中村博彦君 その今帰国された方の数は正確でございますか。失礼な聞き方でございますが。

○政府参考人（小野晃君） この調査は、国際研修協力機構が各管理団体に対してヒアリングを行いまして、管理団体を通じて把握をした数字でございます。

○中村博彦君 ただ、我々が情報を集めてみますと、死者、行方不明合わせて千人は超えておるんじゃないかという実態数字をいただいておりますので、こういう質問をさせていただいておるわけでございますから、なお一層御確認をお願いいたします。

それと同時に、亡くなられた方に対するお弔いといえますか、敬意の表し方というのはどういうようにされておられるでしょうか。

○政府参考人（小野晃君） この死亡された方につきましては、技能実習生の方でございますので労災の適用もなりますので、速やかにそういった手続を進めると、こういうことだと思います。

○中村博彦君 現在中国人が、この三月十一日の大震災以降、御存じのとおり、一か月弱で十八万四千七人も出国をいたしています。そういう中でどのような実態把握をされているのか、そして、どのような形で現場の業務に就かれて、帰ってきているのか。

それともう一点は、この技能実習制度の実態もそうでございますけれども、八千八百六十八人の方が技能実習一号と技能実習二号の実習生で、八千八百六十八人の方が出国をしています。それはどのような動きになっておられるか。

ただ、現状として縫製業界の関係者は三万人が帰国したままだという、事業団体がそう申されておるわけでございますから、そういう事業団体とこのＪＩＴＣＯの実態というのが数字が合っておるのかどうかも踏まえて御回答をいただきたい。

○政府参考人（小野晃君） 個別の業界の状況についてはＪＩＴＣＯの方でも詳しく把握をしているわけではないんですけれども、今手元にあります資料でございますが、例えば茨城県等、農業の関係の技能実習生の方が多ございました。

これは茨城県の農業協同組合、ＪＡの茨城中央会に農林水産省がヒアリングを行いました数字でございますが、震災前の受入れ数が四千四百六十六名おられて、三月二十七日までに帰国された方が一千四十四名と、こういう数字を農水省の方で把握されているというはお聞きをしております。

その後、四月中に茨城県内のＪＡでは七十四名の方が再入国あるいは新規に入国をされておられるということで、今後の見込みとしては、半年から一年後の間に大体元の人数に回復するのではないかと、こういう見込みをされているというふうに聞いております。

それから、特に東北地方の沿岸部、これは水産加工の関係の技能実習生の方が多くいらっしゃったところでございますけれども、これは、私どもの方で全国水産加工業協同組合連合会の方にお聞きをしたものでございますと、東北四県、それから茨城、千葉県におきまして、震災時では二千五百十五名の方がおられましたけれども、帰国をされた方が千二百四十五名、一方で再び、帰国された後の再入国をされた、あるいは新規の受入れをされたという方々が四百三十三名というような状況になっております。

御承知のように、水産加工関係は非常に施設そのものが大変な被害を受けていると、こういう状況でございます。今の段階では技能実習生を受け入れられるという状況はなかなか厳しいと、こういうふうにお聞きをしております。

○中村博彦君 この復興会議議長の五百旗頭議長も日本記者クラブの会見でおっしゃっていますが、被災地の農業や漁業の再生に関して外国人をどう活用するか、国際的な人材を吸収するという在り方も考えなくてはいけないと、そう言っています。

それと、本当に三月十一日のあの震災前まで頑張った外国人の工業や農業や漁業の働く皆さん方に対する扱いは人道上よりしくお願いをいたしたい。そして、今後の発展は、五百旗頭議長のお話のとおり、気が付いたら担い手がいらないということではないような制度設計をしていただきたい、そう思うわけであります。

大臣、どうでしょうか。

○国務大臣（細川律夫君） これから復興に際してのいろいろな労働力ということが必要となってくるというふうに思います。この労働力そのものがこの震災とは別に日本の将来的には減少をしていくのではないかと、こういうことで、その減少を食い止めるにはどうしたらいいかということが大きな課題でございました。したがって、それに対応するためには、昨年の政府で決めました成長戦略、そこでは、まず若者、そして女性、そしてまた高齢者、こういう方たちが就労できるような、そういうところからしっかり対応をしていくと、こういう方針を決めたところでございます。（以下略）

177 - 参 - 東日本大震災復興特別委… - 2号 06 月14日

○岡崎トミ子君 おはようございます。民主党・新緑風会の岡崎トミ子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

東日本大震災、大津波から三か月がたちました。しかし、三か月がたちましてもまだ、身内の中に亡くなられた方、そして家屋や財産が流された、あるいは行方不明の人をまだ探し続けている、まだまだ深い悲しみの中や不安の中にいる方が大勢おられるということを感じます。被災地は刻々変わっているということは間違いございません。しかし、そうした皆様方には私はいつも心を寄せてこうした法案に当たりたいというふうに感じてまいりました。まずは、亡くなられた皆様に心からお悔やみを申し上げますとともに、改めて被災者の皆様にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

実は、私が今ここにしております、サッカーの選手がよく着けますミサンガなんですけれども、石巻に参りましたときに子供たちがよく頑張っているなということを感じました。これ刺しゅう糸で、ブルーとオレンジと白なんです、オレンジは太陽、そしてブルーは石巻の海、白は宮城の米を表しています。彼女自身、中学三年生の女子生徒なんですけれども、自分自身も被災してとてもつらいけれども、一万人以上の皆さんたちが石巻でボランティアの活動をしている、津波でばらばらになった心をこのミサンガによって、みんなに着けてもらうことによって心をつなげていきたい、そんな願いがあって、私はこうした中学生の子供たちの動きそのものが希望だというふうに思いました。そして、その思いや努力にこたえるという、その思いで今日の審議をしてみたいというふうに思っております。

今回の法案は、自民、公明、民主の皆さんたちが議員立法として提出をしてくださいました。その御努力に対して心から被災地宮城の議員としても敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

この法案の提出経緯を踏まえまして、この法案の意義、そして法律が成立した場合に、運用に関して政府に対する期待を提案者の方からお伺いしたいと思います。

○衆議院議員（黄川田徹君） お答えいたします。

まず、法案の意義であります。

本法案は、政府案、それから自民党案及び公明党の発表されました骨子案、それを基に民主党・無所

属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派による、これ日夜を分かたぬ精力的な協議をさせていただきまして、その結果まとめられたものがあります。そしてまた、社民党など他の会派の賛成も得られまして、去る六月九日の衆議院の震災復興委員会において委員会の提出法案としてまとめられたものであります。

そしてまた、この東日本大震災からの復興でありますけれども、与党、野党にかかわらず協力をして取り組むということは、この姿勢は非常に意味があることだと、こう思っております。

また一方、政府への期待でありますけれども、こういう経過によってできた法律でありますので、その運用に当たる政府に対しましても、与野党の合意の重み、これを強く認識していただいて、立法の趣旨に沿った運用がされることを強く政府に望むわけであります。

以上であります。

○岡崎トミ子君 この法案に魂を入れていく作業だというふうに思いますし、必ず実現をさせていく、地元に寄り添って、その気持ちを大事にしながら私もこの法案を、本当に成立に向けて、また実行をしていくように努力をしていきたいというふうに思っております。

最近、避難所を回りにましていろいろな方々から声をお聞きする中で、ごく最近ですけれども、避難所から仮設住宅に回られた方、希望を失っている、先がなかなか見えない、そういう声をたくさん聞きます。仮設住宅に移りましても自立が困難なために避難所に戻ってしまうという、こういう例もございます。

今最も必要とされておりますのは、希望につながる雇用、仕事だというふうに思います。仕事に就けない方がたくさんいる一方で、そのことが不安につながっている。アンケートでも、望まれる施策の第一は雇用が挙げられておりました。

そして、この復旧復興に向けては必要な仕事は幾らでもあります。被災地に立って、見たままそのまま、いろいろな作業がある。これは全部仕事につながっていくという、そういう思いをしているわけなんですけれども、そうした状況の中で、雇用創出基金がございます。

震災対応で被災された方に復旧や復興に向けて必要な仕事に携わっていただくことができるようになりました。瓦れきの片付け、そして流失した漁具の回収、高齢者の住宅の片付け、被災者自身による避難所の運営、これは、給食、飲食、それから配膳、

清掃などがございます。増加した行政事務の補助ということで、住民票の受付、発行や電話業務、このために今回の補正予算で五百億円積み増しをしております。

このために、今回の基金を使う計画として、岩手県、宮城県、福島県で二万人の雇用の創出計画を打ち出しておりますが、岩手は五千人分、宮城は四千人分、福島は一万一千人分でございます。ですが、仕事の少ない方、その数、復旧復興に向けて必要とされている仕事の量を考えますと、まだまだ活用の余地があるということが分かります。

まず、様々な働きを強めて有効に使われるようにしなくてはなりませんけれども、厚生労働大臣、いかがでしょうか。この点についてお答えいただきたいと思います。

○国務大臣（細川律夫君） 被災に遭われた方に対しての今一番心配をされていることは、これからどうしようと、職を是非得たいと、こういう就労の意欲、それにこたえることが大変大事なことだというふうに思っております。

そこで、政府といたしましては、「日本はひとつ」しごとプロジェクト、これをつくりまして、この復旧事業、先ほどお話しされた復旧事業などのそういう仕事のときには是非ハローワークを通じて募集をしてほしいということを民間業者にもお願いもいたしております。また、ハローワークでは土曜も開庁して、そして細やかな職業相談、そして職業紹介、そういうことも行っております。

そして、今お話がありましたように、地域の雇用創出ということで、基金事業としての五百億円、これを第一次補正予算で積み増しをいたしました。それで、今お話のありましたように、被災三県では今のところ二万人の雇用を計画をいたしております、いろいろな仕事についての雇用をそこで創出をするということで進めておりまして、今四千五百人の雇用がされておりますけれども、更にこの事業をどんどん進めまして、被災された皆さん方の職がそこで得られるような最大限の努力をしまいたいと、このように考えております。

○岡崎トミ子君 仕事を探している人がいて、またたくさんの仕事があって、その結び付ける事業があって、是非有効的に使えるように、これからも大臣、お働きいただきたいと思います。

さらに、緊急人材育成支援事業、女性が就ける仕事がとても少ないというふうに思いました。こちらの方も要望をしておきたいと思いますので、女性の

仕事も増やしていただきたいと思います。

仮設住宅に入りましてから孤立を防ぐことが必要だということで、仮設住宅での孤立防止に役立つ施策として地域支え合い事業がございます。これは、地域における日常的な支え合いの体制づくりを目指してこられた事業なんですけれども、非常に自由度が高くて応用が利く制度でございます。この事業を使いまして、仮設住宅とか避難所の近くにサポートセンターを設けて、幅広いサービスを多様な担い手がネットワークをつくってそれが提供できるというものでございますが、ちょっとそちらの方にパネルも用意いたしました。（資料提示）地域で工夫をして様々な活用ができるというためのイメージの図でございます。受けの支援ではございません。これは、訪問支援をしていくことができるということでございます。

仮設住宅があって避難所があって、その近くにサポートセンター、仮設住宅に併設と書いてありますけれども、これは、近くにもし用地が取得できない場合には、近所近隣にそれを設けることもできますけれども、ここにありますように、デイサービスとか情報支援ですとか居宅サービスとかあるいは配食サービス、地域貢献スペースのサロンのようなもの、その中で心の相談、こういうものもできるような形になっておりまして、地域の高齢者、そして身体に障害を持つ人、精神障害、知的障害、子供、多くの皆さんたちがここで支援を受けられる、そういうものでございます。

これはせっかくこういうすばらしいものがありますが、自治体止まりになってはいけなと思います。こういった様々な事業者としっかり連携をしていくために、大臣、この広報活動をもっともっとしっかりやらなければいけないというふうに思っておりますけれども、その点について事業者とNPOの皆さんたちにしっかりと十分な周知をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣（細川律夫君） 今委員から御指摘がありましたように、避難生活がだんだん長くなる、そしてまた仮設住宅での生活も長くなってくる、そうなりますと、いろいろと孤独になってきて、いろいろな問題が生じてまいります。それにどう対応するか。これは私どもも、阪神・淡路の震災、そしてあの新潟での震災、それらの経験も踏まえまして、今委員が御指摘のようなサポート拠点、これをつくっているんなサービスも提供するし、そしていろいろなその中でのお年寄りの交流とか、いろいろな形で

孤独を防いでいく、そのことをさせていただいております。

しかし、そのことをみんなに知ってもらって、是非その地域の周りの方たちもそのサポート拠点をいろいろ活用していただいて、お年寄りの孤独を避けるということで知っていただかなきゃいかぬということで、私どもの方ではその手引を作っております。その手引を、自治体はもちろんでありますけれども、事業団体あるいは社会福祉協議会、そういうようないろいろな関連団体などにその手引も配付をいたしまして、この事業を是非知っていただいて活用していただくと、そのことがお年寄りの孤独を防ぐことになるということで頑張っていきたいというふうに思っております。

(中略)

○岡崎トミ子君 国も自治体もいろいろなことを行っているんですね。しかし、なかなかその将来が見えてこないということが被災者の皆さんのフラストレーションにつながっているんだらうというふうに思うんです。ですから、この検討状況の中で議論の中に加わることができる、それが私、参加できるようになってくると随分違ってくるんじゃないかなと思いますし、検討している中身についても詳しく知らせていくということがそういうことをなくしていく一つの方法かなというふうに思っておりますので、幅広い声をこれからも聞き続けることをよろしく願いたいと思います。

三か月たちまして多くの方から言われますのが、復興に女性の声をということでございます。六月十一日、先週の土曜日に、日本学術会館で復旧復興の全ての段階に男女共同参画が重要だというテーマでシンポジウムが開催されまして、被災地の女性を始め全国の女性団体の代表や専門家が出席をいたしました。このシンポジウムの実行委員会には全国四十七都道府県の女性団体が参加しておりまして、当日も全国から参加の申込みが殺到して大変な熱気だというふうに聞いております。この実行委員会から、創造的な復興には男女共同参画の視点が不可欠だということで要望が提出されております。女性の参画を求める声が全国的なうねりとなって押し寄せてきているということを感じます。

そこで、この基本法案の中にも男女共同参画について触れられております。第二条に書かれております基本理念の第二項には、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子供、障害者等を含めた多様な国民の意見を反映されるべきこととされてお

ります。宮城県の登米市では、この登米の男女共同参画の支援員の方が、女性の参画が少ないということから、ふだんから女性の代表の皆さんに、チームの皆さんに集まっていたいて要望を聞いて、全体的な幹部会のところにそれを出しているいろいろなことを解決をしました。

女性だけが集まれるそういう部屋をつくりましたり、そういうところでシャツを着替える、下着を着替える、そういうことが非常に必要だということが実現したというふうに伺っておりまして、この登米市の女性の男女共同参画の仕事は大変に多くの人たちに励ましを与える、テレビの中でもこういうことが放映されておりました。リーダー会議から、女性を元気にするイベントとして、支援団体による顔のマッサージ、この間男性が出てきて、俺はそれは要らないとかと言っていましたけれども、男性じゃないんです、女性はこういう顔のマッサージですとかお化粧ですとかそういうことができる、あるいはヘア 드라이ヤーを使える、男の人たちにそれうるさいと言われてしまう、そういう困った避難所の中の女性の集う場所というのが設けられて大変に有効だということについても伺っていました。

そこで、ちょっとパネルなんですけれども、これ、第三次男女共同参画基本計画の中で指導的な女性の占める割合が二〇二〇年までに三〇%ということについて閣議決定もされております。第二次の基本計画にもこれは既にあったわけですから、私も大変な期待をされている、頑張らなくてはならないというふうに思っているところでございます。

そこで、差し当たってこの法案では、復興構想会議のメンバーに、二十五人以内とされておりますメンバー、現在十五人で一人だけお入りになっておりますけれども、この基本法の位置付けに、メンバーを増やす際には、ふさわしい知見を持った女性を複数名入れていただきたい。復旧復興のプレゼンス、そのプロセスの中に男女共同参画の重要性についてどのように感じておられるのか、総理にお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅直人君) この復興には女性の視点というものが重要であるという御指摘はそのとおりだと思っております。当初のメンバーの中に女性の方が結果として少なくなっているということについては大変申し訳なく思っております。今後、これが法律による正式な形の復興構想会議という形になり、また今お話がありましたように、二十五名以内というメンバーの中で、これからの運営を含めて女性の方にもっと入ってもらえるように現在の責任

者でもあります五百旗頭議長と是非お話をし、そういう方向で進めてまいりたいと、こう考えております。

○岡崎トミ子君　今私はパネル出しておりますけれども、ふだんからやはり私たち男女共同参画を地元で行っていないと災害のときにはなかなか実現できないんだということで、自治会長と防災会議の委員に占める女性の割合というのを出しているんですけども、宮城を見ましても、自治会の会長が四千七百十人いるうち百六十四人、そして都道府県の防災の会議の委員の数でございますけれども、これは四十八名中二人ということで、随分少ないことになっているんだということがこのことでも分かるだろうというふうに思っておりますので、是非、ふだんからの私たちの努力もこれから続けていきたいというふうに思っております。

もう一つ、障害を持つ方も復興構想会議に入れるべきだと思っております。私、障害者基本法の改正につなげるときに、障がい者制度改革推進会議、この中に障害の当事者の方に大勢参加をしていただきまして、御意見を伺いました。この推進会議との連携も重要だと思います。官房長官はもうおいでになりませんね。それでは、総理大臣、お願いしたいと思います。

○内閣総理大臣（菅直人君）　障がい者制度推進会議において、いろいろな課題の中に障害者御本人に参加していただいて、その視点から見ていくということは本当に重要だと思っております。これについても、今後の運営の中でこういう皆さんに参加してもらえ方向で五百旗頭議長ともお話をしてみたいと、こう考えております。

177 - 参 - 東日本大震災復興特別委… - 4号 06月16日

○委員長（柳田稔君）　休憩前に引き続き、東日本大震災復興基本法案、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件、以上両案件を一括して議題とし、参考人の皆様から意見を伺うことといたします。

午後は、東日本大震災支援全国ネットワーク代表世話人栗田暢之君、京都大学教授藤井聡君及び特定非営利活動法人難民を助ける会理事長・立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授長有紀枝君に御出席をいただいております。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま議題となりました両案件について忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

本日の議事の進め方について御説明いたします。

まず、栗田参考人、藤井参考人、長参考人の順序で一人十五分程度で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。

また、参考人の皆様の御発言は着席のままでも結構でございますが、質疑者は起立の上発言することとしておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、栗田参考人からお願いいたします。栗田参考人。

（中略）

○参考人（長有紀枝君）　長です。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭で、栗田さんの方から、国内対応のボランティアの活動、災害ボランティアの活動についてお話いただきました。それと補完するような形で国際協力のNGOが現地で活動しておりますので、その立場から本日はお話をさせていただきたいと思います。

私がおります難民を助ける会は、一九七九年にできた国際協力のNGOで、先生方とも関係の深い尾崎行雄の三女の相馬雪香がつくった会でございます。海外の難民支援、特に災害弱者の方々、障害者の方々を中心にした支援をしてまいりました関係で、今回の震災につきましても、発災直後から被災三県でそうした活動しております。

本日お配りいたしましたジャパン・プラットフォームの資料がございますが、このジャパン・プラットフォームの資金助成を受けながら、また、皆様からの募金をいただきながら活動しております。こちらの資料もどうぞ御覧くださいませ。

本日お話しさせていただきたいポイントは三つございます。災害復興に国際協力の視点を生かすこと、それから災害復興の意思決定に被災者御自身、その中でも障害者や女性の視点を含める点、それから復興庁の機能に将来起こり得る広域災害に対する対応も織り込む点の三点でございます。

まず初めに、改めて申し上げることではないかもしれませんが、復興とは何か、復興をどのように考えているかということについてお話を申し上げたいと思います。

今般の東日本大震災では、まさに国家の安全保障が問われる事態になっております。その意味でも先生方一人一人が重責を担われているわけですが、同時に、復興は個々人の方々、被災者個々人、お一人お一人の人間の安全保障の問題でもあります。この点を本当に端的におっしゃられたと思いますのが、今日の午前中にいらした相馬市長の立谷さんのお話で、それをちょっと紹介したいと思います。

立谷さんはこんなふうにおっしゃいました。今回の震災でいるんな方が突然御自分の人生を断ち切られているわけですが、復興というのは、そうした突然断ち切られた人生の設計が、お年寄りならお年寄り、若い人なら若い人なりに、それぞれがそれぞれの人生の段階でそれぞれの人生設計を再び立てられるような状態になることというふうにおっしゃっておられました。私たちが目指す復興もまさにそうしたものです。そういったものに向けて、以下三点、お話を申し上げていきたいと思います。

まず一点目ですが、今申し上げたような人間の安全保障を確立する災害復興のために、国際協力の視点、知見というのを是非生かしていただきたいというふうに考えております。

今回、未曾有の災害に日本は襲われておりますが、国際社会を見渡しますと、スマトラやハイチ、それからバングラデシュ、ミャンマー、ビルマと、様々な災害が各地で起きております。それに対して、国際協力NGOや国連関係者、日本でも外務省やJICAの関係者など、多くの人たちがそれにかかわってまいりました。そうした人材がたくさん国内にいるのではありますけれども、多くは国際協力向けということで、国内の災害に余りそれが生かされていないように思っています。

また、国連機関、日本は世界第二位のODA抛出国として長きにわたり支援してきているわけですが、国連が培った災害対応の様々な知見もございます。どうしてそれをお金を出してきた私たち日本が使ってはいけなんでしょうか。これは決して途上国のためのものだけではなかったと思います。平時にこうした国際機関と覚書を結んだり、政府が直接無理であれば、今回実際行われていますが、国連機関とNGOが連携するなどの形で是非その国際協力の知見を国内の災害対応にも生かしていくべきだと思っております。

そうすることによって何が生きるかといいますと、今国際社会の災害救援では、権利ベースアプローチ、被災者個々人の方の権利という視点からのアプローチですとか、障害者の権利条約に基づいた支援でありますとか、それから災害と女性の視点というのが大変大きな流れの中になっております。こうしたものを生かした支援活動ができるのではないかとというのがまず一点目の御指摘でございます。

次に、二点目といたしまして、災害復興の意思決定に被災自治体であるとか住民の方、その中でも特に障害者、女性など、多様な当事者を含めていただきたいということです。

こちらは、例えば十三の障害者団体が構成されております日本障害フォーラムが要請しておりますように、また堂本先生を中心に六月十一日にシンポジウムが行われました。こちらでの要望にもありますとおり、是非意思決定の場に女性や障害者を加えていただきたいというふうに考えております。

これは、障害者のために活動しているNGOが長く国際社会でおっしゃってきた標語、ナッシング・アバウト・アス・ウイズアウト・アス、私たちのことは私たち自身に決めさせてくださいと。まさにその標語のとおりなのが今回の災害対応でも求められているのではないかと思います。反対に言いますと、それがなされていないのが現状かと思えます。

例えば、卑近な例と思われるかもしれませんが、女性用の生理用のナプキンの配布の事例がよく引かれます。これ、通常ですと一日で五つとか六つとか女性が使用するわけですが、若い男性が女性に一つずつ配って、足らなくなったらまた言ってくださいと言っていると。当然そんなことは言えずに使えなくなっていると。足りないのは物ではなくて、物はそこに届いているのに、最後の最後の末端の配布のところではちょっとした配慮がない、知識がない、意識がない、そんなことのために、実際に物やサービスがあるにもかかわらず、それが全くないような状況に置かれていると。こういうことが実際に起きているわけで、そのためにも当事者をどんどん含めるということをお願いしていきたいと思えます。

それから、復興庁の機能に、東日本大震災の対応の経験に基づきまして、先ほど藤井先生がおっしゃられたような、将来の広域災害に対応するような機能であったり仕組みであったり、これも是非入れていただきたいと思えます。

被災者の方によってはもしかしたら、復興庁であるにもかかわらず、なぜ今回とは違う災害対応の準備もしなければいけないのかと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、様々な援助活動をしておりま

して、次々といろんな災害が起きると、常に新しいところ新しいところへの対応で追われてしまうと。そうしますと、まだまだ十年単位で東日本大震災の被災地への支援が必要であるにもかかわらず、もしここで次の大規模な災害が起きて今と同様の準備でおりましたら、多分政府も援助団体も次の災害に掛かり切りになって、もっともっと強化していかなければならない東日本大震災の被災地への支援が更に手薄になるというような悪循環に陥りかねません。そういうことにならないためにも、復興庁の機能の一部に是非その広域災害対応というのを入れていただきたいと思います。

そうした復興庁の考え方にこういった視点を加えていただきたいというものを幾つか列挙いたしました。これを順番に見てまいりたいと思います。

まず最初に、個別ニーズを特定するために被災者状況の把握でございます。

今回、あるいは国際社会、あるいは難民支援をしておりますときに、まず私たちが最初に取り組もうとするのが災害弱者の方たちの支援であるんですが、今回そういった方たちのデータが本当にございませんでした。今でも特に、施設に入っている方はまだしも、御家庭にいらっしゃる方、その個人の方々への支援をしようと思っても、そういった方々の情報がないということで支援が本当にできておりません。

また、個人情報保護法があるからということで、まさに本末転倒ではないかと思うのですが、個人情報保護法の観点からそういった災害弱者の方々へのアクセスができないというような状況が現在起きております。次のこの復興庁の構想では、そういった課題を是非解決するような仕組みをつくっていただきたいというふうに考えております。

それから、重なりますけれども、人道支援や復興支援のニーズを現地で調査するために領域横断的、今は自治体ごととか県ごとであるかもしれないんですけれども、それを領域横断的、障害者であったり、まあお年寄りはあるかもしれませんが、様々な領域横断的な調査というのが必要になるかというふうに思っております。それから、統一された被災者台帳のようなもの、これも必要なのではないかと思っております。

また、今回、支援活動をしておりまして、市町の境界線というのが、これは国境ではないかと思うぐらいなことがしばしばでございます。あるいは、これは、縦割りというのは別に市町だけではなくて、それぞれ、県でも市でも町でもそれぞれの分野ごとに御担当が違うので、一人の方には一つのことしか

伺えないと。ニーズの全体の把握をしようと思ったら、自分でこのことを知りたいと思ったら、それぞれの担当者を見つけて一人の人に一つずつ聞いていかなければならないというような事態が起きております。領域横断的それから地域横断的、そういったような視点が非常に必要ではないかと思います。

また、先ほど申しました相馬市では、心のフォロワーチームといって、被災した小中高生、学校単位で心のケアをするような仕組みが今できつつあります。こういったようなグッドプラクティスというようなものを是非、市町それから県のレベルを超えて全域で共有できるようなそういった仕組みもつくっていただきたいというふうに考えております。

それから、国際協力の専門家。先ほど何度も申し上げておりますが、国際協力の専門家、特に官の方たち、民は、自慢するわけではないのですが、私たちは別に呼ばれなくても勝手にいきますので、今回も国際協力NGOが被災地にいち早く行って活動することができておりますが、これは民だからこそできるわけです。しかしながら、国際協力の知見を持っておられる方々は民にとどまらず官庁の中にもたくさん大勢いらっしゃると思います。その方々が、それぞれの所属する官庁が災害対応の官庁でないと実際現地に行けない、休暇を取って行くしかないというようなことがあって、それは本当に国家の損失といえますか、せっかくいる人材を生かさないという法はないと思いますので、是非国際協力の専門家というものを官民にかかわらず生かしていただきたいと思っています。

それから、将来起こるべき大災害というときに、これは本当に恐ろしいことではありますが、各地に原子力発電所があるということは、今回と同じようなことが次の災害でも起こる可能性が十分にあるということです。そうしますと、復興庁の復興政策をする意思決定の中に、放射能が人体に与える影響というようなことをよく分かっていらっしゃる医療の専門家のような方々を是非含めていただきたいと思っています。

これらのことは、将来の災害に備えるというだけではなくて、現在起きている様々な課題を解決していくためにも是非とも必要な視点だと思いますので、こういったことを現在の東日本大震災の被災地の支援にも活用していただきたいと思いますし、また復興庁の新たな機能にも是非加えていただきたいというふうに考える次第です。

私の方は以上です。ありがとうございます。

○委員長（柳田稔君） ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。
これより参考人に対する質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○今野東君（前略）続いて長さんにお伺いしますが、私は国会でメーンのテーマの一つに難民問題に取り組んでおりまして、不安定な地域や国から来た方々をどのように受け入れるかという問題ですけれども、長さんも長い間難民という弱い立場の方を救済する国際活動をしてこられたわけですが、今回も震災の直後から障害者あるいは高齢者、また外国籍の在留者など、災害弱者を重視した活動に取り組んでこられて、こうした方々がこれから高湿度、高温の厳しい自然条件の中で暮らしていかなければならない、そこにどのような対応が必要だとお考えか。またあわせて、行政とボランティアという関係、また官民の関係について望ましい連携とはどういう形なのか、お話しいただければと思います。

○参考人（長有紀枝君）ありがとうございます。今の御質問に全部お答えできるかどうか分からないんですけれども、お話しさせていただきたいと思います。

今、特に私自身、福島の方によく出ていってまして、相馬、それから南相馬、新地町ですとか、それから富岡や川内から逃げられてきた方たちともお話をしています。そのときに、これは別に福島だけの問題じゃなくてあらゆるところかもしれないんですが、仮設住宅になかなか入るのをちゅうちょしていらっしゃる方がおられると。これは今の災害弱者の方だけではなく全ての方かもしれませんが、現在の支援の形というのは、お仕事も全部あって家だけがなくなった人が復帰するにはいい形、避難所にいれば少なくとも三食の食事はある、御自分の貯金は減らさなくて済むと。それが仮設住宅に入った瞬間から、収入は全くないにもかかわらず御自分で生活をしていかなければならないと。健康者の方でさえこういうような状況であるときに、更に災害弱者の方々、もう言わずもがなと申しますか、更にそういった避難所から動けないというような方たちが大勢いらっしゃるかと思います。

本当に考え方の抜本的な転換といえますか、今までの状況ですと、家だけがなくなったという状況では今回全くないわけですから、ほかの支援、じゃ具体的に何という形では言えないんですけれども、それが必要になると思います。そのためのまず第一歩として、そういった特に災害弱者の方々の情報を、市町になるのか、どこかに集約して、それを援助団

体に確実に届くような仕組みをつくること、それがまず第一歩ではないかというふうに考えております。

（中略）

○今野東君 最後の質問になりますが、被災された皆さんはこれから仮設住宅に入っていくわけですね。そうしますと、人と人とのつながりを持ったコミュニティをどういうふうにつくっていくか、維持していくかということが大変大事になります。

そういうところになると、暮らしの現場を担ってこられた女性の役割というのは非常に大きくなると思います。長参考人は女性の参画ということが最初の段階から必要なんだということをおっしゃっていただきましたけれども、私も、復興構想会議、女性の視点がまだ足りないと思っておりますし、現地の対策本部、それから、やがて設置される復興庁、都道府県あるいは市町村のボランティア、市町村での様々な復興に向けた会議、会議体、そしてボランティアセンターなど、あらゆる組織や政策決定の場面で女性の積極的な参画を求めていく必要があると考えております。

できれば三人に伺いたいんですが、短い時間ですから、栗田さん、藤井さんにお伺いをして、もし補足していただけることがあれば長参考人から最後にお話をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○参考人（栗田暢之君）ありがとうございます。

一つは、やはり私も同感でございまして、女性のバイタリティーは男性が見習うべきところたくさんございまして、私どもがボランティア活動をやっている一番懐いていただくのがやっぱり御婦人なわけですね、主婦層の方々。そういう方々が、やっぱり被災地の中の避難所あるいは仮設住宅の中心、中心にはなかなかたがらない方が多いんですけれども、その支えとしての、例えば集会場を使った喫茶店だとか、そういうところには喜んで参加していただくような状況でございます。これをよしとせず、やっぱり感謝の意を込めて、皆さんでそれを盛り上げていくような、支えていくような体制づくりが必要だと。

しかし、一方で、女性は避難所で炊き出しの担当をするのは当たり前だという社会の一方での側面もございますから、そこに疲弊してしまっている方も実際にあるので、それを特性というふうにやっぱり押し付けずに、やっぱりそういう方々が自発的に

かわっていきけるような、仮設住宅でも、やっぱりやりたい人やりたくない人がいるわけですから、女性だからできるだろうということじゃなくて、やっぱりその選択がちゃんとできるような体制づくりが今後、応援団としては必要じゃないかなと考えています。

○参考人（藤井聡君） 手短かに申し上げますと、今回の震災に対して、これからの巨大震災に対してもそうでありませけれども、レジリエントな社会をつくっていかないといけない。そういう意味では、重要なインフラをつくったりとか、巨大な国土的なものと同時に、それと全く同時にそれぞれの地域のコミュニティを強化していかないといけない。

コミュニティを強化していくときに一番重要になってくるのはやっぱり地縁社会であります。その地縁社会は何かというと、やはり子供を通じた隣近所のお付き合いとか、いわゆる日本でいうと、非常に昔ながらではあるかもしれないですけども、そういう地縁社会のきちんと強いところは、それこそ隣のひとちゃんと挨拶したりとかということをやる上において、やはり男性ではできないところがかなりあるんじゃないかなと思いますので、いわゆる地域コミュニティを強化する上で女性の力というのは絶対的に不可欠であると感じてはおります。

○委員長（柳田稔君） 長参考人、よろしいですか。一言ありますか。じゃ、長参考人。

○参考人（長有紀枝君） 先ほど申し上げましたので、改めまして、いろんな意思決定の場に女性をということを申し上げたいと思います。

それから、冒頭の、障害者の方の御質問にちょっときちんと答えられなかったので、その点よろしいでしょうか、補足。

栗田さんの方で調整という機能をととてもお話しされておりましたが、やはりそういった障害をお持ちの方たちの支援というので、かかわっているいろんな団体が調整会議を持つ、これが本当につい最近動き出しているような状況でございます。そういうやっている団体同士が市町や県の境なく調整をすることでより良い障害者の方の支援というのが可能になっていくのではないかなというふうに思っています。

済みません。ありがとうございました。

○今野東君 ありがとうございました。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

三人の参考人の皆様方には、お忙しい中、貴重な御意見、提言をいただきまして、ありがとうございました。三人の方に一括順次質問をさせていただきたいと思います。

（中略）

それから、長参考人にお伺いをいたします。

災害弱者という点では、私も予算委員会でも質問させていただきましたが、なかなか表に出ませんけれども、女性の性暴力の問題もあると思っております。今回の大震災に当たって、実態としてどのようにとらえておられるのか、そして警察などの行政の対応が十分であったのか、そうした課題についてお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○参考人（長有紀枝君） 御質問ありがとうございます。

残念ながら、私、その性暴力についての具体的な事例データを持っておりませんで、その点についてはお答えできませんので、どうぞお許してください。

他方で、警察ざたになるといいますか、警察が出てくるような状況ではない状況で、例えば先ほどの生理用のナプキンの問題、あるいは着替える場所がないとか、そもそも全然プライバシーが守られていないとか、全く犯罪にさらされているわけではないけれども、大変なストレスにもさらされている方たちが大勢いるというのが現状でございます。その意味でも、冒頭で申し上げたとおりですが、女性が意思決定、災害復興の意思決定の場に出ていけるような対策を是非お願いしたいと思っております。

○吉田忠智君 ありがとうございました。

以上で終わります。

177 - 参 - 内閣委員会 - 9号 06月16日

○糸数慶子君 無所属の糸数慶子です。よろしくお願いいたします。

まず、震災関係についてであります。これまでも男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援等についてお伺いをいたしました。

内閣府は五月の十日から、岩手県それから盛岡市と共同で電話による女性の悩み、そして暴力相談窓口設置したと。そして、この開設と同時に、相談員が避難所を訪問して直接相談を行うという新たな事業を実施しているというふうに伺っております。これまで委員会でも女性が相談することのできる窓

口、特に避難所等において直接相談できるような窓口の必要性を訴えてまいりましたので、この事業を高く評価し、改めて御質問させていただきます。

これまで、電話相談の受付状況、それから避難所等においての訪問の実施状況、事業の周知方法についてどのような状況で展開しているのか、また、こういう事業は岩手県以外にも広げていくべきだというふうに考えますが、今後他県においても展開していくことができるのでしょうか、そしてまたその計画がおりかどうか、お伺いいたします。

○政府参考人（岡島敦子君） 岩手県において実施している相談事業につきましては、五月十日からの一か月間を見ますと、内容としましては様々な内容の御相談、電話相談が寄せられております。また、訪問相談につきましては、宮古市、釜石市、山田町、大槌町におきまして一か月間で計十五回実施いたしました。また、本事業の周知につきましては、事業内容及び電話番号を記載したチラシを作成し、避難所や関係機関へ配布したほか、生活協同組合の御協力によりまして延べ二万枚以上の配布を行っております。また、地元新聞の広報欄にほぼ毎日掲載していただいています。

内閣府といたしましては、岩手県以外の被災地におきましても地域の実情やニーズに応じて相談事業を進めていきたいと考えております。

○糸数慶子君 これ、やはり被災者のニーズに合致するように、現地の状況も踏まえて柔軟に是非事業を進めていただきたいということを改めてお願いをしたいと思います。

次に、東日本大震災に関する新たな事業、男女共同参画の観点からの災害対応、そして災害復興等アドバイザー派遣、この事業についてお伺いをしたいと思います。

自治体の希望に応じてアドバイザーを派遣するという事業の募集を五月中旬から行っているということですが、そこで、この事業の目的、そしてアドバイザーの担う役割、事業の詳細とこれまでの応募状況についてお伺いをしたいと思います。また、アドバイザーとしてどのような人が想定されているのか、併せてお伺いいたします。

○政府参考人（岡島敦子君） 地域における男女共同参画を推進するため、内閣府におきましては、地域おこし、町づくり、防災、防犯などの様々な地域課題につきまして、男女共同参画の視点から解決するための指導、助言を行うアドバイザーの方を派

遣する事業を実施しております。

アドバイザーの方は非常に多様でいらっしゃる、いわゆる大学の先生といったような専門家の方から、実際に現場でいろいろな活動をされていらっしゃる、そういう方々もいらっしゃる、とございます。本年度は五月十日から募集を開始いたしまして、現在、地方公共団体からの応募を受け付けているところでございます。

東日本大震災への対応に当たりましては、避難所の運営や仮設住宅の運営、復興、町づくりなど、男女共同参画の観点からの取組が重要でございます。このため、アドバイザー派遣事業を被災地におきまして災害対応あるいは復興などに大いに活用していただきたいと考えておりまして、受付期間を延長するなど、被災地のニーズに柔軟に対応しながら事業を行ってまいります。

なお、別の事業でございますが、女性や生活者の視点を復興に生かしていくということを目的といたしまして、六月二十八日に宮城県や仙台市と共同で関係団体とも連携してシンポジウムを開催いたします。

今後とも女性の視点に立った災害対応を進めるとともに、復興の担い手としての女性の活躍を応援してまいります。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

避難所の運営を始めとする被災者支援における男女共同参画の視点というのは大変大事だというふうに思います。

去る六月十一日には日本学術会議で、復旧復興の全ての段階に男女共同参画の視点が重要だということと既にシンポジウムも開催されたというふうに聞いております。被災地の女性を含めて全国から女性団体が集まってきたということで、また改めて六月二十八日、現地でのシンポジウムを行われるということでございますが、是非とも提案されました要望も踏まえて、六月十一日のシンポジウムの提案もあったようですが、さらには現地のニーズに合致した支援になるように、是非事業を進めていただきたいと思っております。

7月19日 衆議院予算委員会 池坊保子議員（公明党）

池坊議員 （前略） 私はきょう、子供の視点に立って幾つかの質問をしたいと思います。先週の水曜日、青少年特別委員会で埼玉県有加須市に行っ

まいりました。言うまでもなく加須市には、緊急避難地域3キロの双葉町から町役場、町長、人口7000人のうち、2割の1400人が移り住みました。今もお900名の人たちが、90歳のお年寄りから乳幼児までいるのです。話せば話すほど、被災者の苦悩、嘆きが感じられます。

自営業の人は、失業手当が出ない、3世帯が同じところに住んでいたけれども、別々に、家族の絆も失われた、早く働きたい、早く家族と一緒に住みたい。

子供たちは、例えば高校生の受験生は勉強する場がない、消灯が10時ですから、仮設トイレで勉強しています。女子中学生は、着替える場がないストレスを抱えています。小さな子供は、7月の七夕の日に、早くお家に帰りたい、そう書いたのです。

津波が来るということで、手元にあるハンドバッグだけを持っていった。翌日、家を見ようと思ったら、緊急避難してくださいと言われた。お金もない、下着も替えられない。ようやく原子力損害賠償金100万円と義援金40万円が出た。でも、これは世帯別ですね。ですから、8人家族だと、おじいちゃん、おばあちゃんが別のところにいらっしゃったら、おじいちゃん、おばあちゃんのところに行って、自分たちのところには来ないというのが現実です。

私は、御答弁は要りませんから、ぜひ総理並びに平野復興担当大臣に、これは世帯別でなく個人別に手渡すべきと思います。なぜなら、赤ちゃんだってミルク代がかかります。生きるということは、生活費がかかるのですから、ぜひこれは検討していただきたいと思います。

そして、被災者を救助するための災害救助法も、県から市・町、そして本人に出るんです。だから時間がかかり過ぎます。これがかえって邪魔になっている。町にすぐに来てほしい。これも、平野復興担当大臣、しっかりと総務省と御相談の上、個人、町に行くようにお考えになるべきと私は考えております。

おばあちゃまが、私たちはもういいです、けれども、子供たちは守ってあげてください、子供たちが元気だと私たちも希望が見えてきます、と言いました。

私は、福島放射線を危惧し、子供たちだけを預けている東京・江東区の夢の島に行つてまいりました。親は、福島で仕事をしています。兄弟と、あるいは1人で、知らない土地に行つて頑張っている。

子供がぼつんと、寂しいけれど、ボク頑張るよ。私は、いとおしくて、抱き締めてあげました。

政治家に必要なのは、私は、思いやり、愛情だと思います。それから想像力なんです。ここにいらっしゃる総理、閣僚の方々に、ぜひ想像力を持っていただきたいと、私は望みます。

(中略)

きょうの私のテーマは、子供、女性、障害者に温かいまなざしを、光を当ててくださいということで。

公明党の主張により、復興庁が創設されました。復興基本法には、基本理念として、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」という内容が盛り込まれております。

総理は、復興に当たっての、女性、子供、障害者等の多様な国民の意見を尊重していくことの重要性をどのように認識していらっしゃいますか。

菅内閣総理大臣 復興構想会議の場合も、女性の委員の方が少ないということで、もっと増やすようにという御指摘も各方面からいただいております。

御指摘の復興基本法では、その基本理念として「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべき」ということを法律でも掲げております。今後のまちづくりなど、女性、子供、障害者等の方々を含め多様な意見の反映を図るなど、復興に当たっては、この基本理念にのっとり対応する必要がある、このように考えております。

復興関連の会議については、運営を含めて、女性の視点を重視しつつ、女性の参画という観点にも十分配慮をしてまいりたいと思っております。

池坊議員 政権与党のイメージというのは、国民から見ますと、言っていられないことはいいですよ。ところが、現実に実行に移されているとき、それが違うなというイメージ、余りにもちぐはぐだというような気がするんです。今も総理がおっしゃいましたね、会議の中に女性の視点が入っていないこと、お認めになりましたでしょう。

復興、防災の意思決定の場に、女性の参画というのは絶対必要だと私は思います。なぜならば、人口中、半分は女性がいるんです。そして、このごろ、何ですか、お父さんが子供を育てておりますね。ですけれども、やはり女性が担い手になっているのが多いんです。ですから、子供の視点を入れるという

ことは、やはり女性も参画しなければいけないと思います。

中央防災会議には、女性は25名中1名ですよ。都道府県防災会議の女性の割合は、何と4・1%です。復興構想会議、御存じですか、15名中1名ではございませんか。

今月中に策定する復興基本方針に、具体的な女性参画の記述を入れていただきたい。これは、今、入れると総理はお答えになったように思いますけれども。

現在の復興対策本部事務局や現地対策本部に、さらに今度設置される復興庁に、女性、子供、障害者の視点から横断的に復興対策を検討する部署をしっかりとつくっていただきたいと私は思います。そして、担当者を配置していただきたいとします。総理、いかがでございますか。

平野復興担当大臣 復興本部の事務局にも、各省にお願いして女性の職員を配置させていただいております。まだ少ないという御批判もいただいております。これから各省にお願いして、女性の職員をもっと増やしたいというふうに思っております。

あわせて、今先生御指摘いただいたような点も踏まえて、女性の視点は本当に大事だと思いますので、その視点をしっかり入れたようなこれからの復興、これを目指したいというふうに思います。

池坊議員 それは、しっかりと会議に女性を参画させる、復興庁に必ず女性、子供、障害者の視点を入れるということで理解してよろしいんですね。端的に、それでよろしいんですね。うんとうなずいていただいているので。これは多くの女性たちが喜ぶことだと思います。そして、これは極めて当たり前のことではないかと思ひます。

私は、残念に思ひますのは、菅総理は原点が市民活動家でいらっしゃる。どうして女性、子供、障害者の視点に細やかに気を配っていただかないのかなと私は思ひしております。私が今、望んでおりますことは、多分、国民全体が望んでいることだと思いますけれども、原点が市民活動家でいらっしゃる菅さん、地位に綿々としがみついていらっしゃるのではなくて、今まで、不条理なことを正しくできるように、あるいは光の当たらないことに対して光を当てたい、そう思ひてきめ細やかに頑張っているのではありませんか。

私は、そういう市民活動家の菅さんの方がとても菅さんらしいなと思ひております。

今、総理にしがみついて、リーダーシップと独裁とお間違えになって、いろいろな意見をおっしゃるのではなくて、私は、あの真摯でまじめな市民活動家にお戻りになって活躍いただくことを心より願ひ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【10】趣意書及び企画書

「災害・復興と男女共同参画」6.11 シンポジウム 趣意書及び企画書

2011年5月5日

「災害・復興と男女共同参画 6.11 シンポ」実行委員会

実行委員長 堂本暁子

事務局長 原ひろ子

東日本大震災に始まる被害に遭われたすべての方々のために。
亡くなられた方への心からの追悼と、
被災されたすべての方、またそのご家族、ご友人の皆さまへ、
心からのお見舞いをこめて。

1. この企画の目的と内容

3月11日に起こった未曾有の大災害と、そのための緊急救援、災害復興のプロセスの中で、この国の災害対策が依然として女性や高齢者、乳幼児を抱えた母親、病人、障害者など、特に困難な状況におかれやすい人々に十分な配慮がなされていないことが明らかになっています。

この企画は、今後、全国の災害対策が、男女共同参画の視点から計画され、女性が政策決定の場に参画できる体制を作ること、**「人間の安全保障」**が成り立つ社会を確立することが目的です。

この企画では、東日本大震災から3ヶ月の節目となる6月11日（土）に、「災害・復興と男女共同参画」シンポジウムを開催します。そして、男女共同参画の視点から、被害を受け、今まさに避難生活を強いられている人々の声、現地に入り、被災者とともに活動している女性たちの声をまとめ、政策立案に携わっている立法府、行政府に問題提起し、実現を求めます。

さらに、この問題をまとめた報告書を発行し、世論喚起を図るとともに、今後の災害政策に反映させる記録とします。



- 「災害・復興と男女共同参画」シンポジウムの開催と課題をまとめた提言を発表し、立法／行政府に実現を求める
- 現地の声を聞く各種集会の開催
- 活動において集まった声、課題提起と提言をまとめた報告書の発行

2. 企画の背景

1995年の阪神淡路大震災以降、私たちは大きな地震災害を何度も経験してきました。その結果、わが国の災害対策には男女共同参画の視点が必要と認識されるようになり、2010年12月に策定された、第三次男女共同参画基本計画の第14分野には、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が書きこまれています。



国際的にも「災害と女性」の議論が深まり、国際協力の分野では、日本政府も災害と女性に積極的な姿勢を示しています。ところが、現在進められている、東日本大震災復興構想会議では、依然として男性を中心に計画が設計されています。避難所では、プライバシーの配慮やバリアフリーの視点が見落とされ、高齢者、障害者、小さい子どもを抱えた母親らへの福祉サービスも十分とは言えません。さらに、女性への性暴力や避難者への差別、いじめなども起きています。

女性の声を政策に反映させるとは、単に、会議に女性を参加させるという意味ではなく、女性たちが中心となり支えている生活の根幹部分、子育て、家族の衣食住への配慮、高齢者ケアなどの領域で、今、真に必要とされていることが把握され、提供されるような議論を進めることです。

度重なる災害によって、私たちは多くの命を失い、多くのコミュニティが傷つきました。復興計画は、失われたものをあがない、痛みや傷つきを乗り越えて、より良い社会を作るために作られるものです。

過去の経験から学び、男女共同参画の視点が強く打ち出された復興計画を立案し、実行に移していくために、もっとも失った人、もっとも傷ついた人、もっとも困難を強いられた当事者の声を政策に反映させられるようにすることが求められています。

<実行委員名簿（団体）>全国女性会館協議会（常任理事・青木玲子）／国際婦人年連絡会（世話人・橋本葉子）／北京JAC（世界女性会議ロビングネットワーク：共同代表・船橋邦子）／女性と健康ネットワーク（代表・堂本暁子）／高齢社会をよくする女性の会（理事長・樋口恵子）／日本女性監視機構（JAWW：代表代行・田中正子）／性差医療情報ネットワーク（代表・天野恵子）／全国地域婦人団体連絡協議会（会長・中畔都舎子）／JFFW（Japan Fire Fighting Women's Club：代表・秦好子）／農山漁村女性・生活活動支援協会（会長・坂東真理子）日本女性科学者の会（会長・大島範子）／I女性会議（共同代表・清水澄子）日本災害看護学会（理事長・山田寛）日本女性学習財団（理事長・大野曜）／日本女医会（会長・津田喬子）／えにしにの会（代表・大熊由紀子）／国連NGO国内婦人委員会（委員長・江尻美穂子）／JOICFP（事務局長・石井澄江）／ウィメンズアクションネットワーク（WAN：副理事長・渋谷典子）リーダーシップ111（代表・目黒依子）／大学女性協会（会長・青木玲子）全国女性シェルターネット（共同代表・近藤恵子）／ふえみん婦人民主クラブ（共同代表・設楽ヨシ子）／流山パートナーシップ（代表・山口文代）／ちば菜の花会（会長・松田敏子）／ウィメンズネット・こうべ（代表・正井礼子）／アジア女性研究・交流フォーラム（理事長・吉崎邦子）／参画プランニング・いわて（理事長・平賀圭子）／下村満子の「生き方塾」（塾長・下村満子）／ウィル21フォーラム（理事長・日置雅子）／菜の花プロジェクトネットワーク（代表・藤井絢子）／新潟県女性財団（理事長・大島照美子）北京JAC九州（共同代表・三隅佳子）／横浜市男女共同参画推進協会（理事／統括本部長・桜井陽子）／北京JAC・新潟（事務局長・小林佳子）／男女共同参画こしがやとまろう（理事長・原博子）かながわ女性会議（理事長・上條茉莉子）／住まい・まち研究会（理事長・夏目幸子）／白十字訪問看護ステーション（代表取締役・秋山正子）／みもぎの会（代表・安田寿子）／子ども家庭センター（理事長・篠崎正美）／女性史サロンあらお（代表・坂井誠子）／川内ぱれっと（代表・江崎紀久子）／北京JACふくおか（代表・丸山美恵子）／北京JAC九州inく留米（代表・縄崎順子）／男女共同参画研究会・さが（代表・山崎和子）／北京JAC九州（長崎：代表・池田玲子）／せんだい男女共同参画財団（理事長・遠藤恵

3. この企画によって生み出そうとするもの

実行委員会に名を連ねている団体、個人のリストをご覧ください。全国組織から地域活動団体まで、研究者から現場の実践者までが広く含まれています。思想信条や活動領域の違いを超えて、同じ女性という立場から、高齢者、乳幼児を抱えた母親、病人、障害者など、特に困難な状況におかれやすい人々の声を政策立案に届けようと集まった人たちです。

これらの人々が当事者の声を政策に届けることで、政策立案を進める人々に対して、男女共同参画の視点を政策に反映させる重要性をアピールすることができます。

またこの活動を通じて得た現地の声を広くマスコミに発表し、社会に届けることで、日本社会全体に男女共同参画の視点のあり方と重要性を知らせることができます。

- アピールを通じた男女共同参画に対する世論喚起
- 立法府・行政府へのインパクト
- 男女共同参画社会に向けて
行動しようとする人々の連帯



子)／イコールネット仙台(代表理事・宗片恵美子)／大分県女性団体連絡協議会(会長・小野ひさえ)／ストップDV・サポートの会(代表・東條恭子)／アクティブくまもと(代表・原田みよ子)／日本B P W連合会(理事長・松原敏美)／北海道女性団体連絡協議会(会長/全地婦連副会長・中田和子)／富山県婦人会(会長/全地婦連副会長・岩田繁子)／佐賀県地域婦人連絡協議会(会長/全地婦連副会長・三苦紀美子)／青森県地域婦人団体連合会(会長/全地婦連常任理事・向井麗子)／長野県連合婦人会(会長/全地婦連常任理事・米窪千加代)／神奈川県地域婦人団体連絡協議会(会長/全地婦連常任理事・松尾美智代)／福井県連合婦人会(会長/全地婦連常任理事・吉田多輝子)／滋賀県地域女性団体連合会(会長/全地婦連常任理事・中野璋代)／広島県地域女性団体連絡協議会(会長/全地婦連常任理事・瀬野周子)／香川県婦人団体連絡協議会(会長/全地婦連常任理事・野田法子)／宮崎県地域婦人連絡協議会(会長/全地婦連常任理事・谷口由美繪)、ジェンダーフリーネット・茨木(代表・田原素子)／山口女性サポートネットワーク(代表/小柴久子)南高愛隣会(東京事務所所長/武田牧子)島根県原発増設反対運動(代表/芦原康江)／大阪府男女共同参画推進財団(理事長/時岡禎一郎)

<実行委員名簿(個人)>都河明子、渥美雅子、袖井孝子、岩田喜美枝、戒能民江、皆川満寿美、橋本ヒロ子、田中由美子、柳本祐加子、大沢真理、原ひろ子、松尾圭、黒岩秋子、柳堀朗子、金平輝子、井上千鶴子、千田有紀、渡部尚子、庄司洋子、井上耐子、赤石千衣子、柳下真知子、井上輝子、竹信三恵子、岡田淳子、田中和子、グレイ俣野ゆき子、矢ヶ部春子、大原美保、藤井美穂、赤澤純代、有馬真喜子、岩男壽美子、住田裕子、伊藤るり、江原由美子、村松安子、浅倉むつ子、池上清子、吉田容子、角田由紀子、松田瑞穂、村松泰子、岩田正美、湯澤直美、長有紀枝、鈴木カツ子、荒木葉子、小宮ひろみ、平川和子、矢澤澄子、須田和、山下泰子、下田敦子、中村敏子、池田恵子(2011年5月14日時点69団体56個人)

4. ご寄附のお願い ～この企画の成功のためにあなたのお力をお貸しください～

わが国は、政治、経済、教育研究など、社会のリーダーシップを担う立場への女性の参画は、先進国の中では極端に低く、男女共同参画の視点や、女性が積極的に政策立案にかかわることの必要性が社会に十分理解されているとはいえません。このような国で、女性の声を政策立案に反映させるには、男女共同参画の視点の重要性を理解してくださる方のご支援が欠かせません。

困難の中で、小さな声しか発せられない人々の声を大きな力に変えるためには、ぜひとも、あなたのお力が必要です。どうぞ、ご支援をお願いいたします。

「災害と男女共同参画」6.11 シンポジウムのための緊急カンパ：一口 2000 円

振込先：千葉銀行 南柏支店 支店番号 074 口座番号 3569890

名義人：災害と男女共同参画 6.11 シンポ 会計 山口文代

(サイガイトダンジョキョウドウサンカクロクテンイチイチシンポ)

5. タイムスケジュール

- 2011 年 4 月 企画の立案・実行委員会の発足・参加の呼びかけ
- 5 月 6.11 シンポジウムに向けての政策提言・アピール
現地取材・当事者の声を集約
- 6 月 6.11 シンポジウム開催・提言の採択
- 7 月 シンポジウム及び政策提言の結果や
当事者女性の声などが含まれた
報告書の作成
- 8 月 報告書の発行



<この企画のお問い合わせ先>

「災害・復興と男女共同参画 6.11 シンポ」
実行委員会事務局

〒260-0044 千葉市中央区松波 2-8-6-802
(TEL:043-239-7501/043-239-7501)

E-mail:saigai.gender@gmail.com

※実行委員会形式で運営を行っております。事務局へのご連絡はできるだけメールでお願いいたします。



【11】実行委員一覧（団体・個人）

団体（8月15日現在133団体：都道府県行政コード順、実行委員会団体名（実行委員名））

全国組織：I 女性会議（共同代表・清水澄子）／J F F W（Japan Fire Fighting Women's Club）（代表・秦好子）／アジア女性資料センター（代表・丹羽雅代）／ウィメンズアクションネットワーク(WAN)（副理事長・渋谷典子）／（財）ジョイセフ（事務局長・石井澄江）／ヒューマンライツ・ナウ（事務局長・伊藤和子）／リーダーシップ111（代表・目黒依子）／ふえみん婦人民主クラブ（共同代表・設楽ヨシ子）／危機管理教育研究所（代表・国崎信江）／高齢社会をよくする女性の会（理事長・樋口恵子）／国際女性教育振興会（会長・鍵山祐子）／国際女性の地位協会（会長・山下泰子）／国際婦人年連絡会（世話人・橋本葉子）／国連NGO国内婦人委員会（委員長・江尻美穂子）／女性と健康ネットワーク（代表・堂本暁子）／性差医療情報ネットワーク（代表・天野恵子）全国フェミニスト議員連盟（世話人・榎啓巳子）／全国女性シェルターネット（共同代表・近藤恵子）／全国女性会館協議会（常任理事・青木玲子）／全国地域婦人団体連絡協議会（全地婦連）（会長・中畔都舎子）／大学女性協会（会長・青木怜子）／難民を助ける会（理事長・長有紀枝）／日本B P W連合会（理事長・松原敏美）／日本災害看護学会（理事長・山田覚）／日本女医会（会長・津田喬子）／日本女性科学者の会（会長・大島範子）／日本女性学習財団（理事長・大野曜）／日本女性監視機構（J A W W）（代表代行・田中正子）／日本訪問看護振興財団（理事長・清水嘉与子）／農山漁村女性・生活活動支援協会（会長・坂東真理子）／東日本大震災女性支援ネットワーク（共同代表・竹信三恵子）／福祉と医療・現場と政策をつなぐ「えにし」ネット（志の縁結び係&小間使い・大熊由紀子）／北京J A C（世界女性会議ロビイングネットワーク）（共同代表・船橋邦子）

北海道：北海道女性団体連絡協議会（会長・全地婦連副会長・中田和子）／青森県：青森県男女共同参画センター（副館長・小山内世喜子）／青森県地域婦人団体連合会（会長・全地婦連常任理事・向井麗子）／岩手県：岩手県男女共同参画センター（センター長・野崎智恵子）／参画プランニング・いわて（理事長・平賀圭子）／宮城県：イコールネット仙台（代表理事・宗片恵美子）／せんだい男女共同参画財団（理事長・遠藤恵子）／みやぎ婦人会館（理事長・三浦絢子）／北京J A C仙台（代表・樋口晟子）／秋田県：秋田県女性問題研究会（代表・寺田洋子）／秋田県中央男女共同参画センター（センター長・見上裕子）／山形県：サポート唯（代表理事・鹿野順子）／ディー・コレクティブ（代表理事・千川原公彦）／やまがた育児サークルランド（代表理事・野口比呂美）／みやぎ・やまがた女性交流機構（会長・井上弓子）／庄内地域子育て応援協議会（会長・伊藤眞知子）／山形県男女共同参画センターチェリア（館長・向出耕次）／福島県：下村満子の「生き方塾」（塾長・下村満子）／福島県男女共生センター（館長・千葉悦子）／千葉県：N P O法人M・I・T・O 21（理事長・黒澤輝子）／茨城県女性団体連盟（広報委員・城倉純子）／大学女性協会茨城支部（支部長・今高博子）／栃木県：ウィメンズハウスとちぎ（代表・中村明美）／とちぎ男女共同参画財団（理事長・高野純一）／栃木県女性団体連絡協議会（会長・神宮由美子）／群馬県：群馬県女性団体連絡協議会（女連協）（書記・栗田政子）／埼玉県：男女共同参画こしがやともらう（理事長・原博子）／千葉県：N P Oアーシャ（代表・野原沙希）／すぺーすアライズ（事務局長・鈴木ふみ）／ちば菜の花会（世話人代表・松田敏子）／住まい・まち研究会（理事長・夏目幸子）／流山パートナーシップ（代表・山口文代）／東京都：男女共同参画おおた

(理事長・牟田静香) / 東京YWCA (代表理事・川戸れい子) / 白十字訪問看護ステーション
 (代表取締役・秋山正子) / 神奈川県: ウェスト神奈川女性の人権を守る会 (副代表・柳堀恭子)
 / かながわ女のスペース"みずら" (理事長・福原啓子) / かながわ女性会議 (理事長・上條茉莉子)
 / 神奈川県地域婦人団体連絡協議会 (会長・全地婦連常任理事・松尾美智代) / 横浜市男女共同参
 画推進協会 (理事/統括本部長・桜井陽子) / 新潟県: (財) 新潟県女性財団 (理事長・大島煦美
 子) / 新潟県中越地震『女たちの震災復興』を推進する会 (代表・樋熊憲子) / 北京JAC・新
 潟 (事務局長・小林佳子) / 石川県: 石川県婦人団体協議会 (会長・高田千恵子) / 富山県: Nプ
 ロプロジェクトひと・みち・まち (Nプロ) (副理事長・山下清子) / 富山県婦人会 (会長・全地婦連
 副会長・岩田繁子) / 福井県: 福井県連合婦人会 (会長・全地婦連常任理事・吉田多輝子) / 山梨
 県: 高齢社会をよくするやまぶきの会 (代表・藤巻芳恵) / 長野県: 長野県連合婦人会 (会長・全
 地婦連常任理事・米窪千加代) / 岐阜県: 岐阜地区男女共同参画委員会 (委員長・宮崎千恵) / 静
 岡県: 静岡県男女共同参画センター交流会議 (代表理事・佐藤和子) / 男女共同参画フォーラムし
 ずおか (副代表理事・松下光恵) / 愛知県: ウィル21フォーラム (理事長・日置雅子) / 参画プ
 ラネット (事務局長・林やすこ) / 三重県: みえウィメンズプラン (代表・伊藤英子) / 津アイリ
 ス (代表代行・青木美紀) / 滋賀県: 滋賀県地域女性団体連合会 (会長・全地婦連常任理事・中野
 璋代) / 菜の花プロジェクトネットワーク (代表・藤井絢子) / 京都府: 京都府男女共同参画セン
 ター (らら京都) (館長・浜野令子) / 大阪府: (特活) グループみこし (理事長・米田禮子) /
 ジェンダーフリーネット・茨木 (代表・田原素子) / NPOフィフティ・ネット (代表・森屋裕
 子) / 大阪府男女共同参画推進財団 (理事長・時岡禎一郎) / 高槻ジェンダー研究ネットワーク
 (TJKN) (代表・富田幸子) / 兵庫県: ウィメンズネット・こうべ (代表・正井礼子) / 男女
 共同参画ネット尼崎 (理事長・加藤道子) / 奈良県: 女性と政治をつなぐ会・奈良 (代表・吉田よ
 うこ) / 和歌山県: つばさの会・和歌山 (和歌山県海外派遣事業参加者の会) (会長・稲垣恵つ
 子) / 和歌山eかんぱにい (理事長・小原智津) / 鳥取県: みもどの会 (代表・安田寿子) / 島根
 県: 島根県原発増設反対運動 (代表・芦原康江) / 岡山女性フォーラム (事務局長・川上紀代子)
 / 世界女性会議岡山連絡会 (代表・時實達枝) / 広島県: 広島県地域女性団体連絡協議会 (会長・
 全地婦連常任理事・瀬野周子) / 山口県: 山口女性サポートネットワーク (代表・小柴久子) / 香
 川県: 香川県婦人団体連絡協議会 (会長・全地婦連常任理事・野田法子) / 愛媛県: 議会に女性を
 おくる会 (事務局世話人・中野鈴恵) / 徳島県: ストップDV・サポートの会 (代表・東條恭子)
 / 高知県: こうち男女共同参画社会づくり財団 (理事長・速瀬愛子) / こうち男女共同参画ポレ
 ール (理事長・松崎敦子) / 高知あいあいネット (代表・青木美紀) / 福岡県: (財) アジア女性交
 流・研究フォーラム (理事長・吉崎邦子) / 北九州サスティナビリティ研究所 (主席研究員・織田
 由紀子) / 子ども家庭センター (理事長・篠崎正美) / 北京JACふくおか (代表・丸山美恵子)
 / 北京JAC九州 (共同代表・三隅佳子) / 北京JAC九州in久留米 (代表・縄崎順子) / 佐賀
 県: 佐賀県女性と生涯学習財団 (理事長・大草秀幸) / 佐賀県地域婦人連絡協議会 (会長・全地婦
 連副会長・三苫紀美子) / NPO法人女性参画研究会・さが (代表・山崎和子) / 長崎県: 南高愛
 隣会 (東京事務所所長・武田牧子) / 北京JAC九州 (長崎) (代表・池田玲子) / 熊本県: アク
 ティブくまもと (代表・原田みよ子) / 熊本県男女共同参画活動交流協議会 (会長・中山敏子) /
 女性史サロンあらお (代表・坂井誠子) / 大分県: 大分県女性団体連絡協議会 (会長・小野ひさ
 え) / 宮崎県: 宮崎県地域婦人連絡協議会 (会長・全地婦連常任理事・谷口由美繪) / 鹿児島県:
 川内ばれっと (代表・江崎紀久子) / 沖縄県: 沖縄県連合婦人会 (代表・大城節子) / 北京JAC
 沖縄 (代表・狩俣信子)

実行委員一覧・個人（8月2日現在107名：アイウエオ順）

青木千恵（男女共同参画おおた副理事長）／赤石千衣子（NPO法人しんぐるまざあずふぉーらむ理事）／赤澤純代（金沢医科大学21世紀集学的医療センター女性総合医療センター副センター長）／上之園佳子（日本大学文理学部社会学科教授）／浅倉むつ子（早稲田大学大学院法務研究科教授）／渥美雅子（弁護士）／跡見順子（東京大学名誉教授・アイソトープ総合センター特任研究員）／荒木葉子（荒木労働衛生コンサルタント事務所所長）／有馬真喜子（ジャーナリスト）／池上清子（国連職員）／池田恵子（静岡大学教授）／石川美幸（城西国際大学博士課程）／板本洋子（日本青年館相談員）／伊藤るり（一橋大学教授）／稲元周子（北京JAC世話人）／井上耐子（全国地域婦人連合会監査）／井上千津子（日本介護福祉学会会長）／井上輝子（和光大学教授）／岩男壽美子／岩田喜美枝／岩田正美（日本女子大学教授・現代女性キャリア研究所所長）／薄井篤子（東京理科大学非常勤講師）／内山恵美瞳（華道家・恵美瞳会会長）／江原由美子（首都大学東京教授）／近江美保（神奈川大学非常勤講師）／大沢真理（東京大学社会科学研究所教授）／太田まさこ（（財）アジア女性交流研究フォーラム主任研究員）／大橋典子（秋田県女性問題研究会顧問）／大原美保（東京大学総合防災情報研究センター准教授）／岡田淳子（北海道東海大学客員名誉教授）／織田由紀子（NPO法人北九州サスティナビリティ研究所）／戒能民江（お茶の水女子大学名誉教授）／香川恭子／角田宇子（亜細亜大学国際関係学部教授）／金井恭子（リプロダクティブ・ヘルス／ライツネットワークみやぎ副代表・（財）みやぎ婦人会館顧問）／金重恵美子（岡山中央病院副院長・岡山女性フォーラム）／金平輝子／鴨澤小織（JAWW（日本女性監視機構）役員）／川島瑠璃（ジャパン・ソサエティー東京代表）／木藤まどか（城西国際大学博士課程）／木本喜美子（一橋大学大学院社会学研究科教授）／グレイ俣野ゆき子（会社経営者）／黒岩秩子（社会福祉法人桐鈴会理事長）／小林三津子（城西国際大学博士課程）／小宮ひろみ（福島県立医科大学付属病院性差医療センター部長）／西園寺昌美（五井平和財団会長）／酒井はるみ（茨城大学名誉教授）／佐藤加代子（秋田県中央男女共同参画センター副センター長）／沢田薫（（財）大阪市女性協会経営戦略主幹）／下田敦子（青森県女性議員懇談会会長・弘前医療福祉大学理事長）／庄司洋子（立教大学大学院教授）／鈴木恵美子（折り紙作家）／鈴木カツ子（宮城県女医会会長）／須田和（尼崎市議会議員・前尼崎市女性センター所長）／スティール若希（東北大学GCOE／日本学術振興会研究員）／砂田登志子／住田裕子（弁護士・NPO長寿安心会代表）／諏訪正子（茨城県坂東市男女共同参画審議会会長）／千田有紀（武蔵大学教授・ウイメンズアクションネットワーク（WAN）理事）／袖井孝子（お茶の水女子大学名誉教授）／染谷典子／高木宏子（婦人国際平和自由連盟日本支部前副会長）／田中和子（国学院大学教授）／田中由美子（JICA国際協力専門員）／田端八重子（もりおか女性センターセンター長）／田山千賀子（水戸市消費生活センターセンター長）／樽川通子／都河明子（国際女性技術者・科学者ネットワーク日本会長）／辻智子（21世紀の女性センターを考える会）／角田由紀子（弁護士）／永田祥子（（財）大阪市女性協会常務理事）／中村敏子（越谷市男女共同参画支援センター所長）／西武節子（議会に女性をおくる会世話人）／西山千恵子（慶応大学非常勤講師）／丹羽麻子（女性支援ネットワーク・こおりやま）／萩原なつ子（立教大学教授）／橋本ヒロ子（十文字学園女子大学教授）／服部恵子（ばんどう市女性団体協議会会長）／浜田妙子（鳥取県議会議員）／原ひろ子（女性と健康ネットワーク副代表）／平川和子（東京フェミニストセラピセンター所長）／福井美穂（難民を助ける会調査研究担当）／房野桂（JAWW副代表）／藤井美穂（北海道性差医学・医療学会代表理事）／堀口

悦子（明治大学情報コミュニケーション学部准教授）／松尾圭（DVを考える若者フォーラムinちば実行委員会事務局長）／松田瑞穂（女性人権機構事務局長）／真邊和美（（社）大学女子協会岡山支部支部長）／見澤孝子（国際女性教育振興会茨城県支部副支部長）／皆川満寿美（大学非常勤講師）／村松安子（東京女子大学名誉教授）／村松泰子（東京学芸大学学長）／矢ヶ部春子（北京JAC九州in久留米）／矢澤澄子（国際女性の地位協会総括理事）／柳下真知子（日本大学大学院総合科学研究科教授）／柳堀朗子（女性と健康ネットワーク評議員）／柳本祐加子（中京大学法科大学院教授）／山口洋子／山崎静江（ちば県民共生センターセンター長）／山下泰子（国際女性の地位協会会長）／山地久美子（関西学院大学災害復興制度研究所研究員）／山中直子（柏市男女共同参画社会推進協議会）／湯澤直美（立教大学教授）／横山くがこ（前白井市市長）／吉田穂波（日本プライマリ・ケア連合学会妊産婦支援チーム「東北すくすくプロジェクト」派遣医師）／吉田容子（弁護士）／吉村直子（JAWW（日本女性監視機構））／渡部尚子（聖路加看護大学客員教授）

実行委員会内作業チーム（アイウエオ順・16名）

青木玲子（全国女性会館協議会常任理事）
 天野恵子（性差医療情報ネットワーク代表）
 大沢真理（東京大学社会科学研究所教授）
 大野曜（日本女性学習財団理事長）
 庄司洋子（立教大学大学院教授）
 田中正子（JAWW 日本女性監視機構代表代行）
 堂本暁子（女性と健康ネットワーク代表）
 原ひろ子（女性と健康ネットワーク副代表）
 樋口恵子（高齢社会をよくなる女性の会 理事長）
 船橋邦子（北京JAC（世界女性会議ロビイングネットワーク共同代表）
 松尾圭（DVを考える若者フォーラムinちば実行委員会事務局長）
 松原弘子（事務局員）
 皆川満寿美（大学非常勤講師）
 目黒依子（リーダーシップ111代表）
 柳堀朗子（女性と健康ネットワーク評議員）
 山口文代（流山パートナーシップ代表）

<「災害・復興と男女共同参画6.11シンポ」実行委員会事務局>

〒260-0044 千葉市中央区松波2-8-6-802（TEL:043-239-7501/043-239-7501）

E-mail:saigai.gender@gmail.com

【12】6.11 シンポ「ご参加くださった方へのアンケート」のまとめ

回収数 : 170 通 (参加 350 人中)

回収方法 : 当日配布資料の 1 つとしてアンケート用紙 (黄色) を配布し、会場出口 3 か所に回収ボックスを設置して自由に投函してもらう形とした。シンポの中間地点である昼食休憩直前と、全体の終了後の 2 回、司会から、アンケート協力の依頼 (記載の促し) をアナウンスした。

設問と回答 :

問 1 : このイベントを何でお知りになりましたか。該当するものに○をつけてください (複数回答可)。

- | | |
|--------------|------------|
| 1.実行委員会のメール | 32.4% (55) |
| 2.日本学術会議 HP | 10.6% (18) |
| 3.友人から | 24.1% (41) |
| 4.学校で | 7.1% (12) |
| 5.所属する NGO で | 17.6% (30) |
| 6. その他 | 22.4% (38) |
- ・メーリングリスト : 9 ※災害時の性被害とDVネットワーク ML、日本文化人類学学会 ML、震災後の女性・子ども応援プロジェクト ML など
 - ・ウェブサイト : 3 ※災害と女性?HP、東北大 GCOE の HP、ジェンダー法学会 HP
 - ・女性センター・女性団体等からの案内 : 9 ※千葉県男女共生センター、男女センター、かながわ女性会議、女性団体より、女性会館協議会、JFFW 会員、NAHW、千葉県民共生センターセンター長さんより
 - ・イベント会場 : 2 ※CSW 聴く会会場にて、CSW の聞く会でのパンフ
 - ・職場 : 3
 - ・マスコミ : 1 ※週刊金曜日
 - ・所属学会 : 4 ※ジェンダー法学会、所属学会からの連絡、家族社会学会からのメール
 - ・その他 : 5 ※パンフレット、事務局長より、5、17? の会議に参加して、県から、家族から)

問 2 : 本日は午前・午後とも参加なさいましたか。該当するものに一つ○をつけてください。

- | | |
|--------|-------------|
| 1.全日参加 | 85.9% (146) |
| 2.午前のみ | 3.5% (6) |
| 3.午後のみ | 8.8% (15) |
| 4.その他 | 1.8% (3) |

※3時まで (他の会合のため)、午後途中まで、パネルディスカッションまで、一部、午前一部と午後

問 3 : どの観点から災害や復興にご関心がありますか。ご自由にお書きください。(紙面が足りない場合は裏面もご使用ください。)

[以下は、自由記述の内容を、実行委員会作業チーム事務局が大別したもの]

ジェンダー不平等・男女共同参画と災害/社会政策・災害対策・地域づくり (コミュニティの課題) とジェンダー/災害時の社会格差・弱者保護・支援・ケアのあり方について/性暴力/原発事故・福島/国際協力活動と災害支援/災害時の医療・看護・福祉/報道では得られない情報を得たい/女性センターに何ができるか

問 4 : 本日お聞きになったプログラムのうち、どれがあなたにとって最も良かったとお考えです

か。該当するもの一つに○をつけてください。

- | | |
|---------------|------------|
| 1.開会挨拶 | 2.4% (4) |
| 2.基調講演 | 24.1% (41) |
| 3.被災地からの報告 | 17.6% (30) |
| 4.質疑応答(午前の部) | 2.9% (5) |
| 5.リレートーク | 40.0% (68) |
| 6.パネルディスカッション | 17.1% (29) |
| 7.質疑応答(午後の部) | 1.2% (2) |
| 8.提言に向けてのまとめ | 5.9% (10) |
| 9.閉会の辞 | 2.9% (5) |
| 10.良いものはなかった | 0.0% (0) |

[余白に、一つを選ぶのは困難という書き込みが複数あり]

問5：このシンポジウムの運営に関して、ご意見をご自由にお書きください。（紙面が足りない場合は裏面もご使用ください。）

[以下は、自由記述から本誌の編者が抜粋したもの]

学者、政治家、市民運動家の連携に意義／現地の女性の声が聞けてよかった／内容が豊富／進行もてきぱきしてよかった

時間が足りなかった（盛りだくさんにすぎる、登壇者が多すぎる）／もっと広い会場を／原発事故のことをもっと取り上げるべき／資料集に通しページ番号がほしかった